

未来を築く

先進国の子どもたちと
持続可能な開発目標 (SDGs)



イノチェンティ レポートカード 14 は Chris Brazier よって執筆された。

ユニセフ・イノチェンティ研究所はイノチェンティ レポートカード 14 へのイタリア政府の寛大なご支援に感謝したい。

イノチェンティ『レポートカード』シリーズは、先進経済諸国において子どもの権利がどの程度保障されているか、各国の状況をモニターし比較することを目的としている。

国連児童基金（ユニセフ）は 1988 年、世界の子どもたちの権利を推進するユニセフのアドボカシーを支えるため、また現在および将来におけるユニセフの活動分野を特定し研究するため、イノチェンティ研究所を設立した。イノチェンティ研究所の主な目的は、子どもの権利に関する諸問題について国際社会の理解を促すこと、世界各国におけるアドボカシーに寄与し子どもの権利条約が完全に履行されるよう促進することにある。ユニセフが世界中で展開しているプログラムや方針の基盤となる研究・知見を、ユニセフ内で包括的にとりまとめる役割を担っている。調査にあたり、先進国・途上国双方の優れた学術機関や開発機関との連携を強化することで、子どもの利益となるような政策改革を実現するため、さらなる有益なリソースや影響力を得られるよう努めている。

イノチェンティ研究所の出版物は、子どもや子どもの権利をとりまく諸問題について国際的な議論を促すものであり、ユニセフの方針や取り組みを必ずしも反映するものではない。示される見解は著者のものである。

イノチェンティ研究所はイタリア政府より財政的支援を受けており、個々のプロジェクトに関しては、他の政府、国際機関や各国のユニセフ委員会を含む民間組織からも資金援助を受けている。

『イノチェンティ レポートカード 14 未来を築く：先進国の子どもたちと持続可能な開発目標（SDGs）』

英語版 2017 年 6 月刊行

日本語版 2017 年 7 月刊行

著：ユニセフ・イノチェンティ研究所

訳：公益財団法人 日本ユニセフ協会 広報室

発行：公益財団法人 日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）

〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス

（電話）03-5789-2016 （FAX）03-5789-2036

（ホームページ）www.unicef.or.jp

印刷：株式会社第一印刷所

UNICEF Office of Research (2017). 'Building the Future: Children and the Sustainable Development Goals in Rich Countries. *Innocenti Report Card 14*, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

© United Nations Children's Fund (UNICEF)

June 2017

UNICEF Office of Research - Innocenti

Piazza SS. Annunziata, 12

50122 Florence, Italy

Tel: +39 055 2033 0

Fax: +39 055 2033 220

florence@unicef.org

www.unicef-irc.org

表紙の写真 © Shutterstock

©United Nations Children's Fund (UNICEF), June 2017

未来を築く：先進国の子どもたちと持続可能な開発目標 (SDGs) 【解説】日本への示唆

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター長 阿部 彩

レポートカード 14 は、先進諸国の子どもの幸福度／生活の質 (well-being) を持続可能な開発目標 (SDGs) の 10 のゴールを表す分野に分けてデータを提示しています。各分野について 1 つから 5 つの比較可能な国別のデータが示されています。このうち、「ジェンダー平等」については、データが欠如している国が多く対象外となったものの、9 つの分野についてデータが一定以上ある国についてはランキングを発表しています。日本の 9 つの分野のランキングは、「貧困の撲滅」23 位、「飢餓の解消」1 位、「健康」8 位、「質の高い教育」10 位、「質の高い就労」1 位、「格差の縮小」32 位、「持続可能な都市と住環境」33 位、「責任ある消費と生産」36 位、「平和で包摂的な社会」が 8 位となっています。

日本は、9 つの分野のうち 4 つの分野においてはデータが揃っておらず、また、使われている指標も限定的なもので、そのランキングについて一喜一憂することはありません。しかしながら、各データから、日本の子どもに関する興味深い示唆を得ることができます。

分野別の結果

1) 貧困の撲滅 分野総合 23 位

この分野については「子どもの相対的貧困率 (中央値の 60% が基準)」「多次元の貧困」「社会移転による子どもの貧困率の削減幅」の 3 つの指標から成っています。子どもの貧困率は、41 カ国中 15 位、貧困率の削減幅では 37 カ国中 31 位と、貧困率に関しては決してよい成績ではありません。特に、貧困率の削減幅は、1 位のフィンランドでは 66% なのに対し、日本は 18% に留まっています。子どもの貧困削減に対して、極めて限定的な効果しか政府の社会移転 (生活保護制度や児童手当、児童扶養手当などの現金給付) がなされていないことがわかります。

3 つ目の指標の「多次元の貧困」は、剥奪指標を用いて子どもの生活水準を測る方法ですが、日本では比較可能なデータがないため欠損値となっています。日本の子どもの貧困の実態を測るために、早い段階で比較可能な統計を構築することが求められています。

2) 飢餓の解消 分野総合 1 位

飢餓の解消については、「食料の確保が不安定な世帯に属する子どもの割合 (15 歳未満)」と「肥満児の割合」の 2 つの指標が用いられています。前者については、日本は 41 カ国中 1 位の成績でした。しかし、近年の「子ども食堂」の取り組みなどからわかるように、日本にも、十分な量かつ栄養的にバランスのとれた食事を摂れていない子どもも存在することは忘れてはなりません。

「肥満児の割合」については、日本は比較可能なデータがありません (データはあるのですが、肥満児の定義が異なるために比較できません)。しかし、日本の中でも家族の収入が低い子どもほど肥満児の割合が高いことがわかっています。

3) 健康 分野総合 8 位

健康の分野は、「新生児死亡率」「自殺率 (15-19 歳)」「精神上の問題症状がある子どもの割合 (11-15 歳)」「飲酒行動 (11-15 歳)」「10 代出産率」の 5 つの指標から成っています。日本のデータがあるのは、このうち 3 つです。乳幼児死亡率と 10 代出産率については、1 位 (36 カ国中) と 6 位 (41 カ国中) とよい成績です。しかし、自殺率は 37 カ国中 26 位と悪い成績となっています。日本において、15 歳から 39 歳の若者の死因の第一位は「自殺」であり、20 歳代においては死亡の約半数が自殺によるものです¹⁾。

「複数の精神上の問題症状があると答えた子どもの割合」は比較可能なデータがありませんが、自殺との関連もあり、データの整備が急がれます。

4) 質の高い教育 分野総合 10 位

教育分野では、「基礎学力の定着」と「就学 1 年前の就学前教育・保育参加率」の指標が使われています。前者は、日本は 38 カ国中 2 位となっています。この指標は、OECD の PISA 調査の結果が使われており、日本は成績がよい国のひとつです。PISA 調査の結果は平均値が公表されることが多いですが、ここでは基礎学力の達成度を指標としており、基礎的な学力に達している子どもが他国に比べて比較的が多いことを表しています。

後者については、37 カ国中 24 位でした。

5) ジェンダー平等

この分野はデータが揃う国が少ないため、ランキングはなされていません。日本においても「[大学教育は女子よりも男子により大切]と答える成人の割合」という世界価値観調査 (World Value Survey) からのデータがあるのみです。この指標で日本は 17 カ国中 12 位と、決して高くない順位

でした。

6) 質の高い就労 分野総合 1位

就労の分野においては、「ニート率（15-19歳）」と「世帯内に就業者がいない子どもの割合（17歳以下）」（無業世帯率）が用いられています。前者は日本政府も定義を作っていますが、ここでは他国の定義に合わせて推計してあります。ニート率では、40カ国中1位、無業世帯率では37カ国中1位となっており、日本は「失業」の問題は比較的に大きくないと言えます。日本の貧困の要因として、「失業」ではなく「ワーキングプア」が挙げられる所以です。

7) 格差の縮小 分野総合 32位

格差の縮小の分野においては、所得分布データから得られる2つの指標（「上位の10%の総所得が下位40%の総所得に占める割合」および「下から10%にあたる所得と中央値とのギャップ」）と、PISAデータから社会経済階層による子どもの学力テストの点数の差の3つの指標が使われています。

所得分布の2つの指標では、41カ国中18位と32位となっています。特に後者の指標が表すのは一番下から10%目の子どもの世帯の所得と、真ん中の子どもの世帯の所得の格差を表しています。すなわち、一番厳しい状況の子がどれほど「普通の子ども」に比べて厳しいかの指標です。日本の格差は、上位と中位の差でなく、中位と下位の差であることがわかります。

第3の指標である学力の格差については、教育の分野で挙げたように、基礎学力の定着率は高いのですが、日本国内の子どもの学力の差が比較的に大きい国に入ることが示されています。

8) 持続可能な都市と住環境 分野総合 33位

この分野は、都市の大気汚染の度合いという一つの指標のみです。日本は38カ国中33位と、環境面でのさらなる改善が必要なことがわかります。

9) 責任ある消費と生産 分野総合 36位

この分野は、子どもたちが持続可能な地球環境のために責任のある消費と生産活動を行うための知識があるかを指標にしています。PISA調査において、温室効果ガスの増加、遺伝子組み換え生物の利用、核廃棄物、森林伐採の影響、大気

汚染、動植物の絶滅、水不足の7つの環境問題について問題を知っており説明することができるかを聞いています。指標として使われたのは、少なくとも5つの問題について、ある程度知っていて大まかに説明できる、またはよく知っていて詳しく説明ができる、と答えた子どもの割合です。これによると、日本は37カ国中36位と非常に悪い成績でした。子どもたちが自発的に環境問題について学び、語ることで教育が求められています。

10) 平和で包摂的な社会 分野総合 8位

最後の分野は、社会の中での暴力や排除に関するものです。「殺人による子どもの死亡率」と「過去1カ月に2回以上いじめにあった子どもの割合（11-15歳）」の二つの指標が用いられています。前者については、日本は37カ国中6位でした。「いじめ」については、日本においても大きな問題であることがかねてより指摘されていますが、定義が同じデータが欠落しているため、比較ランキングはできませんでした。

最後に

このように10の分野において、日本の子どもが決してよい成績とは言えない指標が多数存在することがわかってきました。特に、子どもの中でも底辺に属する子どもたちの状況は厳しいものがあります（「貧困の撲滅」「格差の縮小」）。一方、「健康」「教育」については、比較的に成績のよい国であるということが出来ます。子どもの貧困率が高いのに、これらの分野で比較的に問題が発生していないことは大きな励みです。

しかしながら、「飢餓の解消」では1位の成績でありながら、貧困の子どもたちの中での栄養不足の問題や、また、「質の高い就労」でも、1位でありながら「ワーキングプア」の問題が国内で指摘されつつあり、若干異なる指標によれば成績が低いのではと懸念される分野もあります。

最後に、「責任ある消費と生産」における環境問題の認識、また、今回はデータがなかったのでランキングされませんが「いじめ」の問題など、子どもたちが学校内の他の子どもや、環境問題の悪影響を受けている世界の人々への関心と共感を持つことができるような情緒的な豊かさも求められています。

ⁱ 厚労省「人口動態統計」平成27年

未来を築く

先進国の子どもたちと
持続可能な開発目標（SDGs）

レポートカード 14

序

持続可能な開発目標（SDGs）は、豊かな国にも貧しい国にも適用される意欲的な目標を定めている。その目標達成に向けた国の前進を最も顕著に示すのは、その国が子どもたちのニーズをどれだけ十分に満たしているかである。

本レポートカードでは、欧州連合（EU）または経済協力開発機構（OECD）に加盟する 41 カ国における、持続可能な開発に照らした子どもの幸福度／生活の質（well-being）について報告する。このグループには、高所得国と中所得国の双方が含まれるが、ここでは便宜上、それらすべてを「高所得国」もしくは「先進国」と呼ぶことにする。子どもの幸福度の概念は、子どもの権利条約に根差したものであるが、持続可能な開発のためのアジェンダによって新たな次元が加えられる。これらの次元すべての前進が子どもたちにとって不可欠となり、そのため先進諸国は、子どもたちや若者たちの状況を国内及びグローバルにモニタリングする必要がある。

2015 年に国際社会によって合意された持続可能な開発目標（SDGs）は、社会、経済、環境の観点から、公平かつ持続可能な開発のための世界的アジェンダを策定しようという意欲的な取り組みである。以前のミレニアム開発目標（MDGs）では、貧困の削減と、

それに関連する社会指標に関する前進が優先されていた。SDGs の 17 の目標はこれに、格差、経済発展、環境と気候変動、さらに、平和と安全に関連する一連の成果を加えた。主に低所得国及び中所得国に適用された MDGs とは対照的に、SDGs の意欲的なアジェンダは必然的に普遍的なものであり、したがって豊かな国にも貧しい国にも適用される。

SDGs では、公平な開発と誰ひとり取り残さないことがいっそう重視されているため、各国内及び各国間における複数の次元（所得と富、健康と教育機会、さらには発言や政治参加）における格差への注意も必要とされる。格差の拡大とそれに関連する問題に取り組むには、最貧困層の状況だけでなく、最富裕層への富の集中がもたらす結果にも焦点を当てる必要がある。各国が SDGs を達成しようとするとき、政治情勢が変化すれば、包摂的で（誰もが受け入れられる）持続可能な成果を確実に実現するための新たなアプローチが必要になる。

長期にわたる包摂的で持続可能な社会的目標は、子どもたちのニーズに注意を払うことによって最も完全な形で達成される。すべての子どもたち（移民や難民を含む）の幸福を保障するとともに権利を実現することは、子どもの権利条約に署名している国々によるコミットメントであるだけでなく、長期的な開発目標を達成するための必須条件でもある。高所得国は、どこも自国の子どもたちに投資をしている。健康で教育を受けた子どもたちの方が、よりその潜在能力を十分に発揮して社会に貢献することができる。一方で、子どもの成長期の問題は成人期まで持続することが多く、それによって次の世代にも社会的コストが生じることになる。まさに、SDGs を達成することは、将来の世代にも確実に現世代と同じ機会がもたらされるようにすることであり、今日の子どもたちにとっての素晴らしい成果が、明日の社会の幸福の基礎を築くことになるのである。

各国政府による SDGs へのコミットメントは、今、この広範な一連の目標

とそれに付随する169のターゲットを達成することのできる、プログラムや投資に変換される必要がある。多くの目標は、それを達成するためにはグローバルなまたは多国間レベルのコミットメントが必要とされるが（特に気候変動や世界経済に関連するものの場合）、そこでは国内対策も必要となる。各国にこれらの目標に向けた前進に対して責任を負わせるのであれば、そうした前進をモニタリングするための適切な指標が必要である。ユニセフ（国連児童基金）は、子どもたちの状況や子どものための社会の前進をモニタリングする世界的取り組みで長年先頭に立ってきており、現在では子どもに関連するSDG指標のモニタリングにおいて主導的役割を果たしている（6ページのコラム2「SDGsモニタリングにおけるユニセフの役割」を参照）。

国際社会によって提案されたSDG指標の多くは、低所得の状況に対して最も適切となるものである。レポートカード14では、国内事情、意欲、現状の社会の前進のレベルが既に十分である場合の、「誰も置き去りにしない」という約束に対する各国の履行状況を評価するための、一部修正した一連の指標を提案する（右側のコラム1「レポートカード14の指標はどのようにして選ばれたのか？」を参照）。

具体的には、本報告書は、意欲的なグローバルアジェンダに忠実でありつつ、特に先進国の子どもたちのために、SDGsのターゲットを意味のある形で運用できるよう示すこと、およびSDGsの枠組みのレビューに向けた出発点を確立することを目指している。先進国の子どもたちの幸福度に最も直接的に関連する目標及びターゲットに焦点を当て、そうした国々の子ども

たちが直面している問題をよりの確に反映させられるように、必要に応じて、公式のSDG指標を一部修正するなどしている（4～5ページの表1参照）。

一部の分野では、比較可能なデータの不足による制限があるが、本報告書では25の指標を用いて41カ国を比較している。他のレポートカードと同様に、選択した指標に従い、子どもたちの幸福度／生活の質の達成度合によって各国がランク付けされている。本レポートカードでは、違いの背後にある

理由や、特定の指標について前進させるために利用できる政策オプションに関して深い分析を提供することはできない。しかしながら、貧困の撲滅から平和で包摂的な社会の促進までの、SDGsに関係する子どもの幸福度の主要な次元に沿って、各国の違いを示すことにより、成果を向上させるために政策努力や投資を向けることのできる分野を示唆し、データ不足に取り組む必要のある部分を明らかにしているのである。

コラム1 レポートカード14の指標はどのようにして選ばれたのか？

高所得国の子どもに関連するSDGsをモニタリングするための指標は、以下に挙げる基準を用いて選択された。

関連性：指標が高所得国の子どもの幸福度／生活の質と直接関係しているか。

データの入手可能性と質：十分な範囲を網羅した質の高いデータが入手できるか。それらは、代表性、比較可能性、正確さ、収集頻度に関する必要な基準を満たしているか。

伝達可能性：指標自体が容易に説明できて概念的に明瞭なものであり、報告された数値によって該当のターゲットに関する国ごとの進捗度が明確に伝わるか。

政策の達成可能性：指標に関する進捗が、SDGsの時間枠の中で現実的なものであるか。

グローバル指標との整合性：指標は、提案されているグローバル指標としっかり整合しているか。その指標が、対応するSDGsの目標及びターゲットの精神と意図を反映しているか。

学者、独立の専門家、ユニセフ国内委員会メンバー、コミュニケーション専門家と構成されるレポートカード諮問委員会の会合においても、指標の選択に関する広範な協議が行われ、指標の妥当性が確認された。

出典：Bruckauf, Z. and Cook, S. (2017). 'Child-Centred Approach to the Sustainable Development Goals (SDGs) in High-Income Countries: Conceptual issues and monitoring approaches', Innocenti Working Paper 2017-06, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

表1：『レポートカード14』の指標と「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標・ターゲット・指標

| 持続可能な開発目標（SDGs） | ターゲット（特に指定がない限り2030年まで） |
|--|--|
| 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる（10ページ）  | 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。 |
| | 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 |
| 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（14ページ）  | 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 |
| | 2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 |
| 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する（18ページ）  | 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳未満児死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 |
| | 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 |
| | 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 |
| | 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。 |
| 4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する（24ページ）  | 4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 |
| | 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 |
| 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う（29ページ）  | 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 |
| | 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 |
| 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する（33ページ）  | 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 |
| | 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 |
| 10 各国内及び各国間の不平等を是正する（36ページ）  | 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。 |
| | 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 |
| | 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 |
| 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する（41ページ）  | 11.6 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 |
| 12 持続可能な生産消費形態を確保する（43ページ）  | 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。 |
| 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する（45ページ）  | 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 |
| | 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 |

持続可能な開発目標及びターゲットの訳は、外務省仮訳に基づく。

| レポートカード14の指標 | 公式SDG指標との関係性 |
|--|--|
| 子どもの相対的貧困率（中央値の60%が基準） | 公式SDG指標。比較可能性を確保するため、中央値の60%を基準として使用。 |
| 多次元の貧困状態にある子どもの割合 | 子どもに特化した7つの貧困の次元を用いたユニセフ「多次元貧困分析(MODA)」手法に基づく。 |
| 社会移転による子どもの貧困率の削減幅 | より多くの国を対象とできる形で公式SDG指標を適用。 |
| 食料確保が不安定な世帯に属する子ども（15歳未満）の割合（%） | 食料不安に関する公式なSDG指標を、15歳未満の子どもがいる世帯に適用。 |
| 肥満児の割合（11歳～15歳） | 肥満は栄養不良の一形態で、先進国に大いに関連する。公式SDG指標とは異なる。 |
| 新生児死亡率 | 公式SDG指標 |
| 若者（15歳～19歳）の自殺率（10万人当たり） | 公式SDG指標を関連する年齢層に適用。 |
| 週に1回以上2つ以上の精神上の問題症状があると報告した子ども（11歳～15歳）の割合（%） | 先進国に特に関連する指標として、また自殺にも関連する指標として採用。公式なSDG指標にはない。 |
| 過去1カ月に酒に酔ったことがあると答えた子ども（11歳～15歳）の割合（%） | 酒に酔った経験を子ども・若者によるアルコールの有害な摂取の代替指標とする。公式SDG指標とは異なる。 |
| 15歳～19歳の女性1,000人当たりの出産数 | 公式SDG指標を関連する年齢層に適用。 |
| 読解力、数学、科学分野で基礎的習熟度に達する子ども（15歳）の割合（%） | 中学校終了時の若者を対象とする公式SDG指標を、教科の偏りを減らす形で適用。 |
| 就学前教育・保育参加率（就学1年前） | 公式SDG指標 |
| 「大学教育は女子よりも男子にとってより大切」と答えたおとなの割合 | 子どもの機会のジェンダー平等に関する価値・態度を測る。公式なSDG指標にはない。 |
| 日常的に家事を行う子どもの割合の男女差 | ジェンダーの役割に関して世代を超えて受け継がれる規範に関する代替指標。公式なSDG指標にはない。 |
| 18歳～29歳の女性のうち、15歳までに性的暴力を受けたと答えた割合（%） | 比較可能なデータの不足により、公式SDG指標とは、年齢層と対象時期が異なる。 |
| 世帯内に就業者がいない子どもの割合（%） | 世帯メンバーの失業に影響を受ける子どもの割合を示すための新しい指標。 |
| 就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者（15～19歳）の割合（二点率）（%） | 公式SDG指標だが、より子どもの年齢に特化（15歳～24歳ではなく、15歳～19歳）。 |
| 子どものいる世帯の所得分布の上位10%の総所得が下位40%の総所得に占める割合（「パルマ比率」） | 公式SDG指標ではないが、格差を測る標準的指標。子どもの経験を測るため子どものいる世帯に適用。 |
| 社会経済階層による生徒の3教科のPISAテストのスコアの差 | 公式SDG指標ではないが、PISAが定期的に報告する、教育機会の平等に関する指標。 |
| 子どもがいる世帯の所得分布の下から10%にあたる子どもと中央値の子どもの所得のギャップ（相対的所得ギャップ） | 公式SDG指標ではないが、ユニセフ・レポートカードでは、最貧困層の子どもたちが社会の「平均的」な水準からどれだけ取り残されているかを測るために一貫して使用。 |
| 微小粒子状物質（PM2.5）の年間平均濃度を、都市部に住む子ども（0歳～19歳）の割合で加重 | 公式SDG指標だが、都市部に住む子どもの割合を反映させるために加重。 |
| 少なくとも5つの環境問題についてよく知っているあるいは何かしら知っているとして答えた15歳の生徒の割合（%） | 公式SDG指標ではないが、SDGsが掲げる持続可能な開発のための教育（気候変動教育を含む）を反映したものの。 |
| 殺人による子ども（0歳～19歳）の死亡数、人口10万人当たり | 公式SDG指標を0歳～19歳に適用。 |
| 過去1カ月に少なくとも2回いじめを経験した子ども（11歳～15歳）の割合（%） | 身体的・精神的暴力の形態であるいじめは公式SDG指標に合致するものであるが、ここでは子どもに着目。 |
| 18歳～29歳の女性のうち、15歳までに身体的暴力を受けたと答えた割合（%） | 比較可能なデータの不足により、公式SDG指標とは、年齢層と対象時期が異なる。 |

コラム2 SDGsモニタリングにおけるユニセフの役割

過去70年にわたり、ユニセフは主導的に世界の子どもたちの状況に関するより豊富で質の高いデータの必要性を訴えてきた。ここ数十年の間にユニセフは、複数指数クラスター調査（MICS）プログラムをはじめとする、子どもたちの幸福度に関連する調査と多国間の広範なデータベースを確立している。

今日、SDGsにより、各国の統計システムには、公式指標をモニタリングするために必要な情報の提供がかつてないほど強く求められている。ユニセフは、グローバルなSDG指標の中の10の指標の管理者及び別の7つの指標の共同管理者として、SDGsのデータ要求に応えられるように各国及び国際パートナーをサポートしている。ユニセフは、発育障害、栄養不良、乳児死亡率、新生児死亡率、専門技能者が付き添う出産、5歳未満児の発達曲線、児童婚、女性性器切除（FGM/C）、体罰、（18歳までの）性的暴力の分野における指標の唯一の管理者である。

それぞれのSDG指標に関して、ユニセフのような管理者がグローバルなデータ基準の発展を主導し、各国内の統計能力強化に貢献することにより、国別データの構築と検証を促進している。管理者によってとりまとめられたSDG指標は、データ及び傾向の解釈とともに、（国連統計局が管理する）グローバルなSDGsのデータベースに提供され、年次SDGs進捗状況報告書に使われる。

特定の指標の管理者の役割にとどまらず、ユニセフはSDGsの期間中、他の国際機関（ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）統計研究所の学習のモニタリングのためのグローバル・アライアンス（Global Alliance to Monitor Learning）等）と緊密に協力して、子どもに関連するその他のグローバルなSDG指標の構築をサポートするとともに、各国政府とも緊密に協力して、子どもに関連するその他のデータの収集、分析、活用を行う予定である。

本レポートカードは、指標管理者の役割の枠を越えたユニセフのデータに関する取り組みの一例である。高所得国に焦点を当てて、それぞれの目標の下に定められたターゲットと整合した、特に先進国に関連する一連の指標を示している。

レポートカード 14

総合順位表

8～9ページの総合順位表を見ると、子どもたちのための9つの社会の前進に関する目標について、一部の先進国がその他の国よりもどれだけ成果をあげているかが分かる。この順位表を一見したところでは、最近の同様の子どもに関する比較で常に上位にランキングされている国（北欧諸国、ドイツ、スイス）が優れた成果をあげていて、グループ内の相対的に所得の低い国（ルーマニア、ブルガリア、チリなど）の成果が芳しくないように見える。

しかし、より詳しく見てみると、いくつかの重要な点が明らかになる。

第一に、すべての国について、何らかの改善の余地がある。すべての国について、2つ以上、順位が中位（平均）又は下位（平均以下）にランキングされている目標がある。さらに詳細に見てみると、先進国の大半において、「格

差の縮小」（上位10%の総所得が下位40%の総所得に占める割合、相対的所得ギャップ）、「健康」（肥満児の割合）、「質の高い教育」（学習成果）の目標において、主要な指標が悪化傾向にあることが分かる。

第二に、表の下位に位置する国のうち、ブルガリアやルーマニアといった国は、先進国の他の国々よりも1人当たり所得が低い国々であるが、ニュージーランドや米国といった国も下位に含まれていることは、国民所得が高いというだけでは必ずしも子どもの幸福度の維持における優れた成績が保証されるものではないということを証明している。

第三に、総合順位表の全体的な結果は、子どもや家族に関する各国の社会政策が最も強力な領域と考えられている、貧困・剝奪・格差の削減と、教育・健康・

就労の改善という、従来からの国際社会の目標における一貫した傾向によって決まってきた。しかしそれらの目標の成績は、環境の持続可能性、責任ある消費と生産、平和といったSDGsで新たに規定された社会の前進に関する目標とは、それほど強く関係していない。

したがって、これらの結果により、SDGsによって設けられた新たな課題が浮き彫りになる。また、従来の国際社会の目標とは異なり、これらの新たな目標は、市場や経済的ショックのグローバル化、環境汚染、情報の流れ、不安定さ、移民といった、様々な国境を越えた要因に影響されるものである。したがって、それらに対しては、先進国、途上国にかかわらずすべての国が、協力して注意を払う必要がある。

総合順位表 - 子どもに関する9つの目標に関する各国順位

| 国 | 貧困の撲滅 | 飢餓の解消 | 健康 | 質の高い教育 | 質の高い就労 |
|----------|-------|-------|----|--------|--------|
| ノルウェー | 1 | 4 | 5 | 9 | 5 |
| ドイツ | 8 | 8 | 4 | 7 | 6 |
| デンマーク | 4 | 2 | 21 | 5 | 10 |
| スウェーデン | 6 | 9 | 13 | 16 | 7 |
| フィンランド | 2 | 15 | 16 | 1 | 15 |
| アイスランド | 3 | 17 | 2 | 27 | 18 |
| スイス | 5 | 3 | 12 | 11 | 2 |
| 韓国 | | 5 | 10 | 3 | 12 |
| スロベニア | 11 | 27 | 11 | 23 | 9 |
| オランダ | 7 | 6 | 6 | 17 | 8 |
| アイルランド | 9 | 31 | 22 | 13 | 37 |
| 日本 | 23 | 1 | 8 | 10 | 1 |
| 英国 | 16 | 34 | 15 | 20 | 31 |
| ルクセンブルク | 19 | 12 | 14 | 25 | 3 |
| オーストリア | 10 | 10 | 9 | 26 | 24 |
| スペイン | 28 | 26 | 3 | 12 | 36 |
| エストニア | 18 | 20 | 26 | 21 | 14 |
| ポルトガル | 30 | 32 | 1 | 24 | 26 |
| フランス | 15 | 7 | 17 | 14 | 20 |
| チェコ | 17 | 16 | 25 | 22 | 13 |
| オーストラリア | 12 | 28 | 23 | 39 | 23 |
| クロアチア | 20 | 14 | 24 | 36 | 35 |
| ポーランド | 22 | 24 | 32 | 31 | 4 |
| イタリア | 31 | 23 | 18 | 19 | 30 |
| カナダ | 32 | 37 | 29 | 8 | 11 |
| ベルギー | 14 | 11 | 19 | 6 | 28 |
| キプロス | 13 | 30 | | 34 | 21 |
| ラトビア | 27 | 21 | 27 | 18 | 16 |
| マルタ | 24 | 39 | 28 | 2 | 29 |
| スロバキア | 21 | 19 | 34 | 35 | 19 |
| ギリシャ | 29 | 35 | 20 | 33 | 32 |
| ハンガリー | 26 | 22 | 31 | 30 | 33 |
| リトアニア | 25 | 25 | 33 | 29 | 27 |
| ニュージーランド | | 18 | 38 | 15 | 34 |
| イスラエル | 36 | 13 | 7 | 28 | 22 |
| トルコ | | 40 | 37 | 41 | |
| 米国 | 33 | 36 | 36 | 32 | 17 |
| メキシコ | 34 | 41 | 30 | 4 | 40 |
| ルーマニア | 37 | 33 | 35 | 40 | 25 |
| ブルガリア | 35 | 38 | 39 | 38 | 39 |
| チリ | | 29 | 40 | 37 | 38 |

平均より上
 平均
 平均より下
 データ不足

| | 格差の縮小 | 持続可能な都市と住環境 | 責任ある消費と生産 | 平和で包摂的な社会 |
|--|-------|-------------|-----------|-----------|
| | 2 | 2 | 13 | 30 |
| | 9 | 24 | | 15 |
| | 3 | 20 | 19 | 10 |
| | 11 | 6 | 21 | 5 |
| | 4 | 5 | 11 | 29 |
| | 1 | 8 | 27 | 1 |
| | 7 | 27 | 31 | 7 |
| | 16 | | 22 | 23 |
| | 10 | | 2 | 13 |
| | 12 | 34 | 33 | 14 |
| | 8 | 1 | 8 | 9 |
| | 32 | 33 | 36 | 8 |
| | 6 | 14 | 9 | 16 |
| | 15 | 31 | 28 | 19 |
| | 13 | 18 | 30 | 28 |
| | 28 | 16 | 16 | 4 |
| | 29 | 4 | 4 | 35 |
| | 27 | 7 | 1 | 27 |
| | 34 | 23 | 25 | 21 |
| | 31 | 26 | 24 | 6 |
| | 17 | 3 | 18 | 18 |
| | 18 | 11 | 14 | 11 |
| | 23 | 17 | 10 | 20 |
| | 20 | 30 | 15 | 2 |
| | 14 | 19 | 6 | 37 |
| | 19 | 36 | 32 | 32 |
| | 5 | 22 | | 36 |
| | 25 | | 12 | 38 |
| | 21 | 32 | | 12 |
| | 24 | 10 | 29 | 26 |
| | 36 | 28 | 17 | 3 |
| | 30 | 21 | 23 | 17 |
| | 33 | | 5 | 31 |
| | 26 | 9 | 35 | 33 |
| | 39 | 37 | 34 | 25 |
| | 22 | 29 | 3 | 22 |
| | 35 | 13 | 20 | 40 |
| | 41 | 15 | | |
| | 38 | 12 | 37 | 24 |
| | 40 | 25 | 7 | 34 |
| | 37 | 35 | 26 | 39 |

この総合順位表には、本レポートカードの分析結果が要約されている。各国は、持続可能な開発目標（SDGs）のうち9つの目標に関する成績の平均順に並べられている。レポートカードには目標5（ジェンダー平等）も盛り込まれているが、入手可能なデータが余りに不十分であったために、その結果をこの総合順位表に組み込むことはできなかった。複数の指標を用いた目標については、順位付けを行う前に、それぞれの指標の値をzスコア法を用いて標準化してから、単純平均をとっている¹。各目標における各国のランキングは、1（最も成績の高い国）から41（最も成績の低い国）までの数字で示されている。

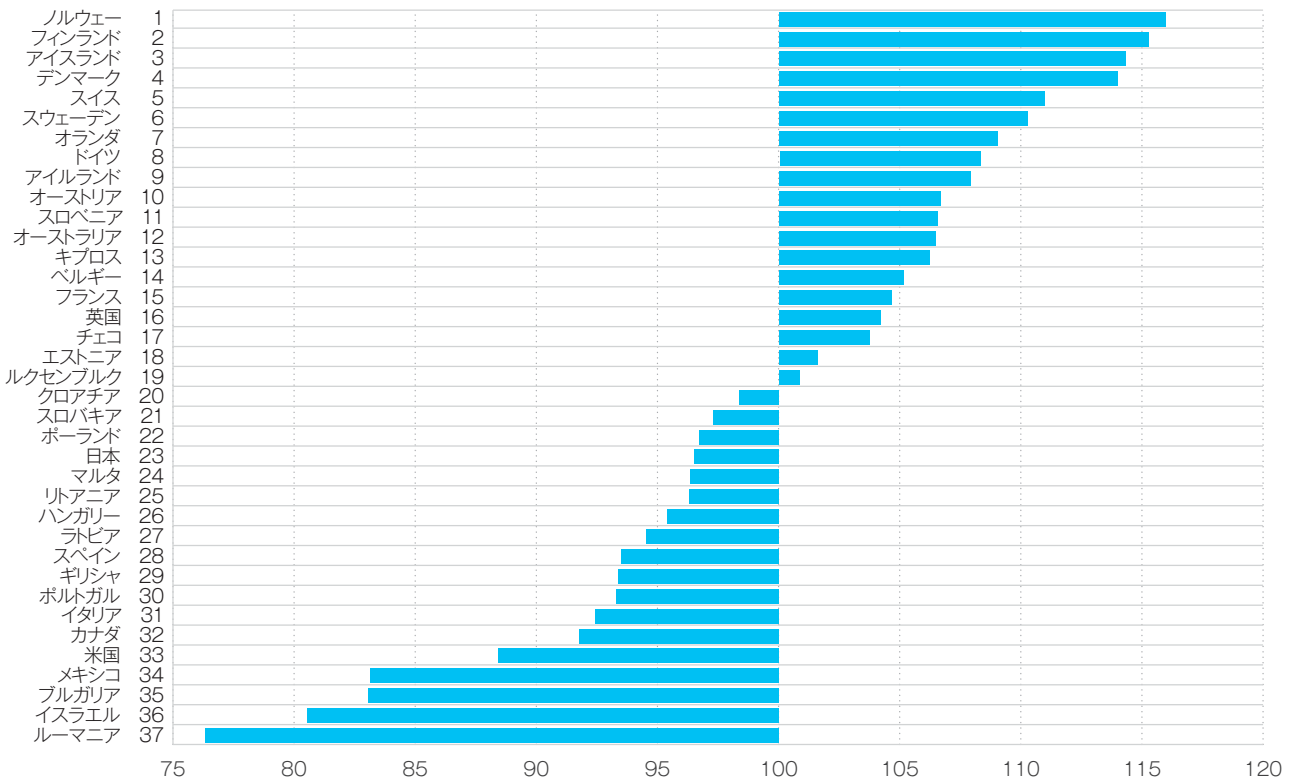
目標 1

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 平均すると、先進国の子どもたちの5人にひとりが貧困状態で生活しているが、デンマーク、アイスランド、ノルウェーでは10人にひとりであるのに対して、イスラエルとルーマニアでは3人にひとりというように、その数値には国によって大きな違いがある。
- 多次元の貧困状態にある子どもたちの割合を測定すると、各国の結果に更に大きな幅が生じており、スイスとルーマニアがその両極を成している。
- 社会移転が、子どもの貧困の是正において極めて効果的な手段であることが判明している。

図 G1 - 貧困の撲滅

3つの指標の平均による各国順位：子どもの相対的貧困率、多次元の貧困状態にある子どもの割合、社会移転による子どもの貧困率の削減幅

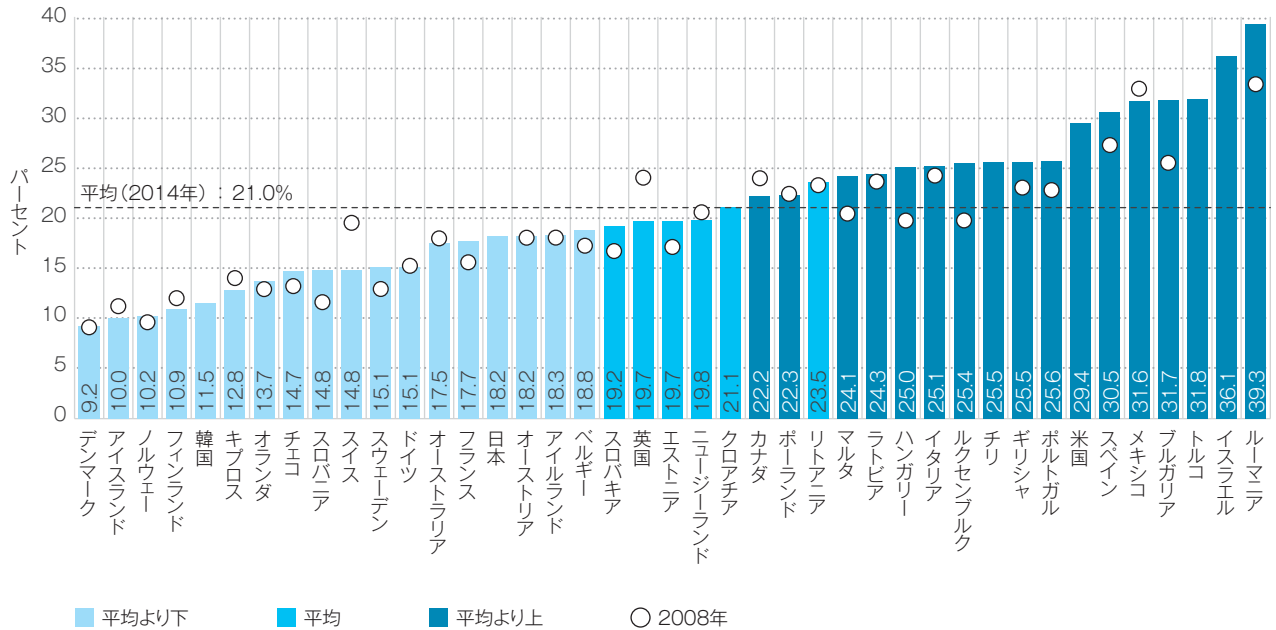


注：チリ、韓国、ニュージーランドおよびトルコは、目標1の達成度を測るためのデータが不足しているため、この順位付けには含めていない（4カ国とも3つの指標のうちデータがあるのが1つのみ）。

この図（本レポートカードの各目標の項の冒頭に記載されているその他の図も同様）は、その目標／分野における指標の結果を統合したものである。100はその目標に関する各国の平均値、そして10ポイントは平均値からの標準偏差を表す。100から5ポイント（すなわち標準偏差の半分）を上回る差異がある場合は、平均よりも高いもしくは低いと解釈することができる（およそ30のサンプル数では、標準偏差の半分が99パーセント信頼区間に相当する）。平均から10ポイント以上の差がある国は、「成績が高い」あるいは「成績が低い」と見なすことができ、20ポイント以上違う国は「リーダー」もしくは「落ちこぼれ」と見なすことができる。

図 1.1 先進国の子どもの平均 5 人にひとりが相対的貧困下に暮らす

世帯所得が中央値の 60%に満たない世帯に暮らす子ども（0 歳～17 歳）の割合（2008 年、2014 年）



注：子どもの相対的貧困率は、世帯の可処分所得（税金等を差し引き社会保障給付を加えた額を、OECD 修正等価スケールを使用して世帯人数・構成で調整した所得）がその国の中央値の 60%に満たない世帯に暮らす子どもの割合。平均から統計的に有意な差（信頼区間 95%）があるかどうかで、「平均より下」、「平均」、「平均より上」の色分けを行っている。そのためこの図のリトアニアのように、周囲の色が異なる場合がある。他の図においても同様。

出典：European Union countries and Iceland, Norway and Switzerland – European Union Statistics on Income and Living Conditions (EU-SILC); Australia – Household, Income and Labour Dynamics (HILDA); Canada – Canadian Income Survey (CIS); Chile – La Encuesta de Caracterización Socioeconómica Nacional (CASEN); Israel – Household Expenditure Survey (from Luxembourg Income Study); Mexico – El Módulo de Condiciones Socioeconómicas de la Encuesta Nacional de Ingresos y Gastos de los Hogares (MCS-ENIGH); New Zealand – Household Economic Survey (estimates taken from Perry, B (2016). 'Household Incomes in New Zealand: Trends in indicators of inequality and hardship, 1982 to 2015', Ministry of Social Development, Wellington); Turkey – Income and Living Conditions Survey; United States – Current Population Survey 2013, Annual Social and Economic Supplement (from Luxembourg Income Study).

日本のデータは、「平成 25 年国民生活基礎調査」から阿部彰（首都大学東京）が推計。

SDGs の目標 1 では、すべての次元における貧困の撲滅を求めている。標準的な貧困の測定は所得に基づいており、SDG 指標 1.2.1 は、子どもを含む、各国の貧困線を下回る生活を送っている人々の割合を測るものである。子ども期に貧困状態で暮らすことは、生涯にわたりダメージを与える恐れがあり、健康、栄養状態、脳の発達、学習成果への影響が立証されている²。そうした影響が、成人してからの大きな収入格差につながる可能性がある³。

本レポートカードでは、金銭的貧困の相対的尺度を用いる。まずはその国の

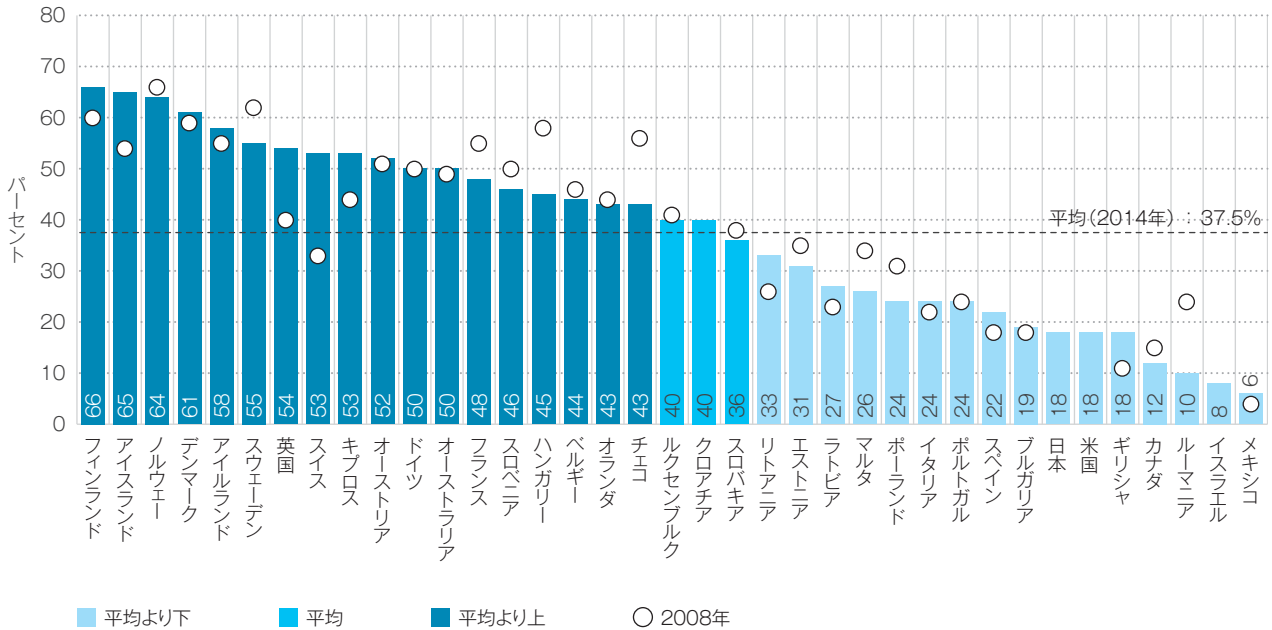
すべての人々の所得の中央値（そのラインを上回る人と下回る人の数が等しくなる中間点）を算出し、そのうちのある割合を貧困基準として設定する。図 1.1 は、様々な高所得国の子どもの貧困率を示したもので、そこには所得が中央値の 60%を下回る世帯で暮らしている各国の子どもたちの割合が示されている。

大まかに平均すると、41 の高所得国の子どもの 5 人にひとりが貧困状態で生活している。しかし、個々の国の状況に相違がありすぎるため、単に先進国に生まれたという理由だけで、

子どもたちが共通の経験をしていると見なすことはできない。デンマークは、相対的貧困に関して最も優れた成績を記録しているが、それでも 9.2%の子どもたちが貧困線を下回っている。子どもたちのおよそ 7 人にひとりが貧困状態で暮らす 7 カ国は、全て欧州の国々である。

イスラエルとルーマニアが相対的貧困に関して最低の成績を記録しており、そこでは 3 人にひとりを上回る子どもが貧困と見なされている。しかし、ブルガリア、メキシコ、スペイン、トルコ、米国⁴も、子どもの貧困率が先進国の

図 1.2 最も効果的に子どもの貧困を削減したのはフィンランド、アイスランド、ノルウェー
社会移転による子どもの貧困率の削減幅 (2008年、2014年)



注：子どもの貧困率の削減幅は、社会移転前後の子どもの貧困率の差異。子どもの貧困率は、中央値の60%を基準に算出。
出典：図 1.1 参照

平均を大幅に上回っている。

子どもたちの貧困を削減するための介入

もし子どもの貧困率が市場から得られる世帯所得のみによって決まるのであれば、その数値は全体的に今よりはるかに高いものになるであろう。しかし実際には、格差を是正するために、社会保障給付や税金を通じて政府が介入しているのである。図 1.2 に示すように、子どもの相対的貧困を削減するには、社会移転が効果的な手段となり得る。

社会移転はどれだけ効果的となり得るのであるのか。高所得国全体にわたり、社会移転には移転前の子どもの貧困を削減するかなり大きな効果があると推定されている。平均すると、高所得国では社会移転によって、子どもの貧困

率がほぼ 40%低下する。その中の 11 カ国では、社会移転によって移転前の子どもの貧困が 2 分の 1 未満にまで減少している。最も成功しているフィンランド、アイスランド、ノルウェーでは、移転前の子どもの貧困率が最大 3 分の 2 も低減されている。

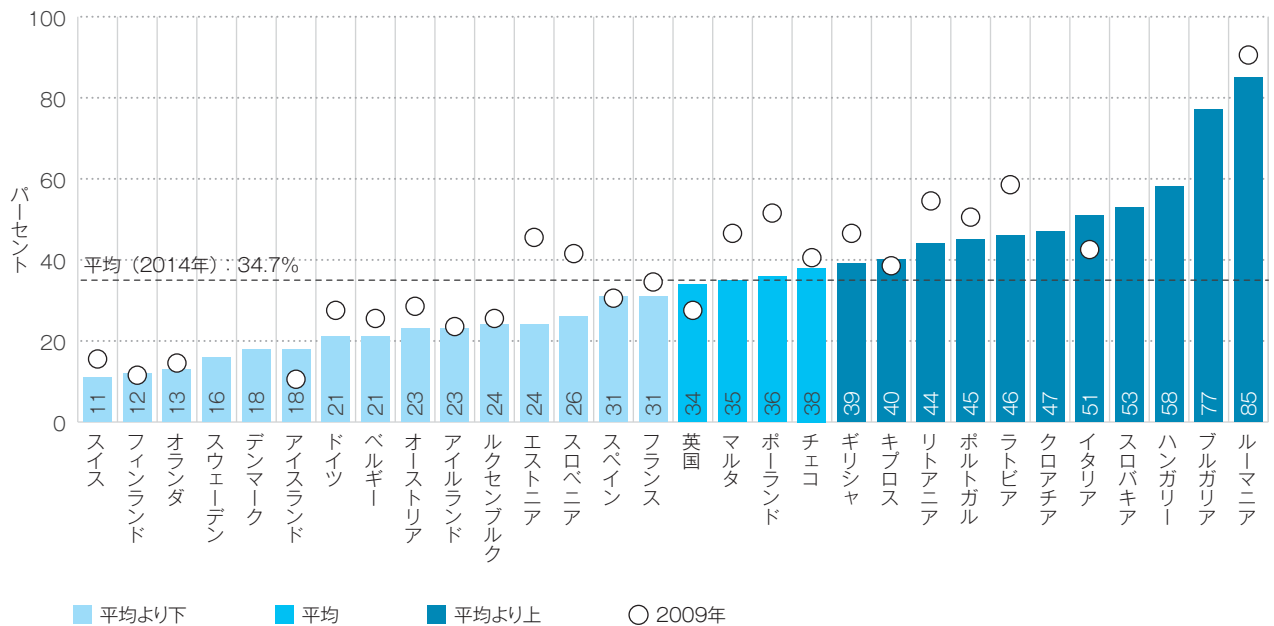
子どもの貧困を是正するこの印象的な効果は、当然のことと見なすべきではない。これは、移転の規模やターゲット設定、移転前の子どもの貧困の初期レベルなどいくつかの要因に依存することが知られている。分析対象のうちいくつかの国では、社会移転がもたらす子どもの貧困の削減効果はごく僅かであり、ルーマニア、イスラエル、メキシコなどでは、移転前の子どもの貧困率が 10%かそれ以下しか低減していない。

しかし、これらの推定値は慎重に利用しなければならない。国によって出発点となる子どもの貧困レベルが異なっており、そのため子どもの貧困レベルが高い場合には、それを 1 つの政策で削減することは困難となる場合がある。税金やその他の社会プログラムの役割は、ここでは考慮しない。しかし、社会移転には子どもの貧困を効果的に削減する真の潜在能力があることが、強く示唆されている。

その他の次元の貧困の測定

貧困が意味するのは、所得の不足だけではない。SDGs は、「各国の定義に照らしてあらゆる次元で貧困状態で暮らす男性、女性、子どもたちの割合」を、少なくとも半減させることを求めている。高所得国は、子どもの多次元の貧困をモニタリングすることを約束して

図 1.3 ユーロッパの子どもの3人にひとりには剥奪状態にある
 多次元の貧困状態にある子どもの割合（2つ以上の次元）（2014年）



注：多次元の貧困率／物質的剥奪率は、次の7つのうち2つ以上へのアクセスが欠如している子どもの割合。栄養、衣類、教育資源、遊び／余暇活動、社会活動、情報アクセス、住宅の質。ヨーロッパ諸国のみデータ有。ノルウェーはデータが無いため除外。平均は非加重。分析に含まれない国：オーストラリア、カナダ、チリ、イスラエル、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、トルコおよび米国。
 出典：Chzhen, Y., Bruckauf, Z. and Toczydlowska, E. (2017). 'Sustainable Development Goal 1.2: Multidimensional child poverty in the European Union'. *Innocenti Working Paper 2017-07*. UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

おり、そのためには様々な方法が存在する。

2009年に、メキシコは多次元の貧困に関する公式な国内指標を導入した。これは所得に加えて、教育、医療、社会保障、住宅、基礎的社会サービス、食料に関連する欠乏を測るものである。2014年には、メキシコでは18歳未満の子どもの54%が、多次元の貧困状態で生活していた⁵。多くの国で見られるように、子どもたちが人口全体よりも高い貧困のリスクにさらされているのである。

ユニセフは、別途、子どもたちの多次元の剥奪について調査するための、「多次元貧困分析 (MODA)」ツールを開発している。これは、子どもの権利条約において確立された、子どもの権利

の考え方に基づいている。本レポートカードではMODAを、28の欧州連合加盟国にアイスランドとスイスを加えた30カ国の、2014年のデータに基づく比較に利用している。そこでは、栄養、衣類、教育資源、遊び／余暇活動、社会活動、情報へのアクセス、住宅の質という、子どもの権利条約に根差した子どもの貧困の7つの次元を考慮している。これら7つの次元のうち2つ以上へのアクセスが欠如している子どもは、「多次元の貧困」状態にあると見なされる⁶。

40を超える低所得国がMODA調査を実施しているが、高所得国でそれを行ったのはアイスランドが最初であった。2015年に、ユニセフはアイスランド統計局と協力して、2009年と2014年に集められたデータの

MODA分析を実施した⁷。その結果からは、子どもたちの物質的剥奪は2009年から2014年までの間に2倍以上になり、深刻な剥奪状態にあると見なされる子どもの数は3倍に増えていることが示された⁸。

多次元の貧困状態にある子どもの割合は、スイスの11%からルーマニアの85%に至るまで、国によって大きく異なる。この尺度によれば、北欧諸国、オランダ、スイスでは、貧困に直面している子どもは5人にひとり未満である。対照的に、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、スロバキア及びイタリアでは、少なくとも2人にひとり貧困状態にある。ギリシャ、ポーランド、英国を含む10カ国では、その割合が、33%から50%までの間であった。

目標 2

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- » 十分な食料資源があることを考えると、子どもたちの食料不安はいかなるレベルであろうと受け入れられるものではない。それにもかかわらず、高所得国でも 8 人にひとりの子どもが食料の確保が不安定な状況にある。
- » 子どもたちの間の食料不安の割合は、日本の 70 人にひとりからメキシコやトルコの 3 人にひとりに至るまで、国によって大きく異なる。
- » 肥満も栄養不良の一形態であり、その割合はごく一部を除くほぼ全ての国で上昇しつつある。
- » 良好な栄養は生まれたときから必須であり、母乳育児がその鍵であるが、高所得国ではほとんどの母親が、最低 6 カ月間という推奨授乳期間を終える前に授乳をやめてしまっている。

図 G2 - 飢餓の解消

2つの指標の平均による各国順位：食料の確保が不安定な世帯に暮らす子どもの割合、肥満児の割合

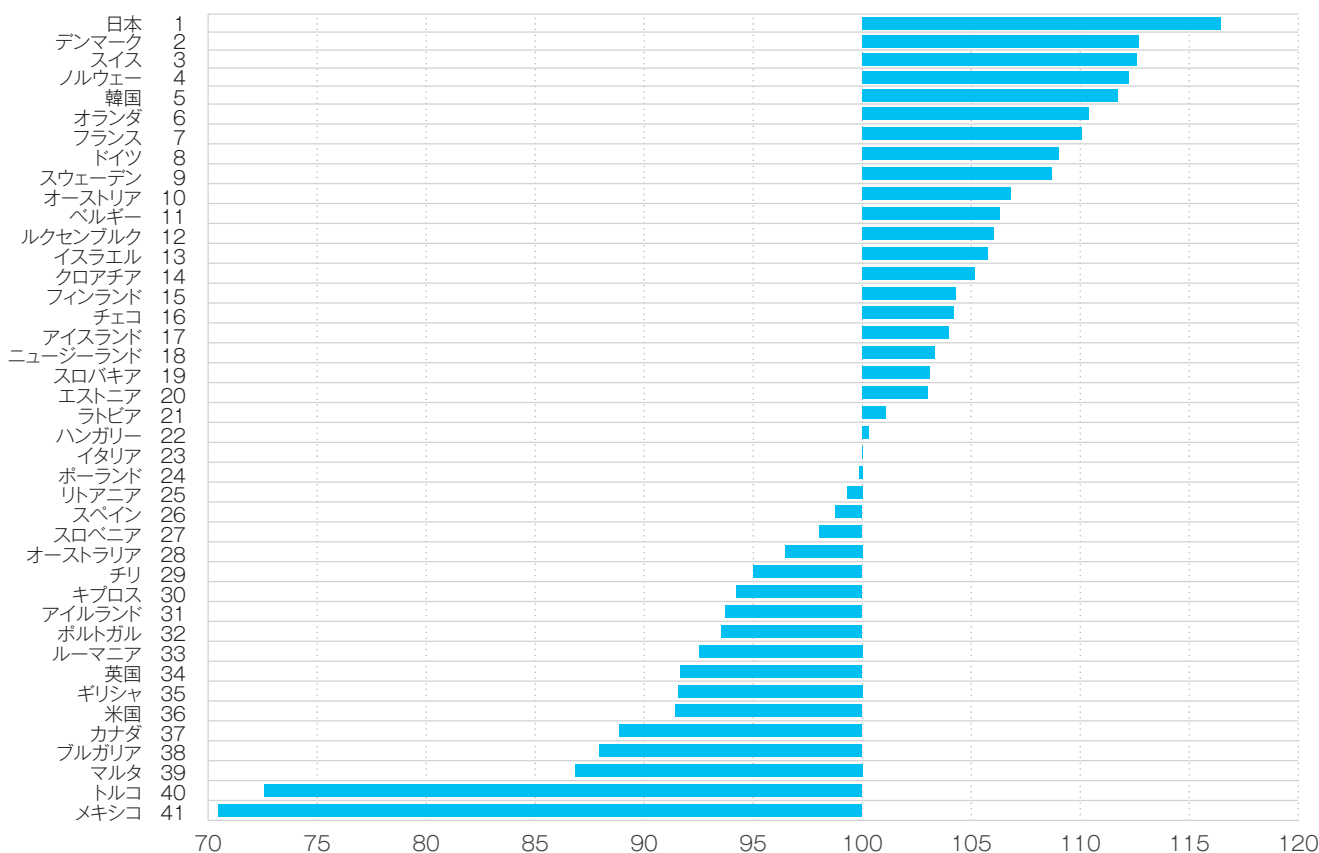
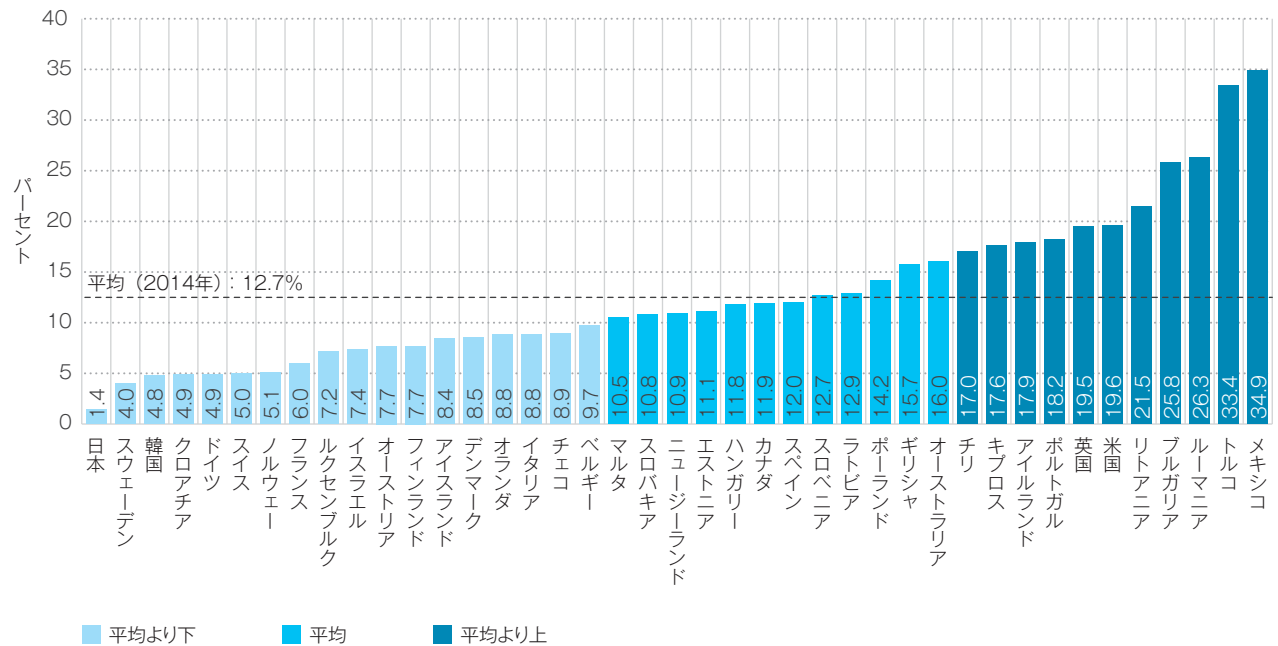


図 2.1 最も豊かな国の一部においても食料不安は高い

食料の確保が不安定と答えた回答者のいる世帯に属する子ども（15歳未満）の割合（2014年/2015年）



注:食料不安の経験尺度 (FIES) に基づく。FIESは国連食糧農業機関 (FAO) の the Voices of the Hungry project により策定され、SDG 指標の枠組みに組み込まれた。データは FIES を調査した、ギャラップ世論調査 2014 年および 2015 年を使用。食料不安の世帯に暮らす子どもの割合を反映させるために各国の値を再計算している。
 出典: Pereira, A., Handa, S. and Holmqvist, G. (2017). Prevalence and Correlates of Food Insecurity among Children across the Globe, *Innocenti Working Paper* 2017-09, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence

食料の安定供給は、飢餓と栄養に関する SDGs 目標 2 の公式な指標である。食料不安は、正常な成長と発達および活動的で健康的なライフスタイルを保障しうる、十分に安全かつ栄養豊富な食料への安定したアクセスの欠如と定義される。この基準で測定した場合、図 2.1 に示すように、自国民のニーズの充足という点において、いくつかの国が他の国よりもはるかに優れた結果を示している。これは、15歳未満の子どもたちの間の、中程度のもしくは重度の食料不安の広がり示している図である。

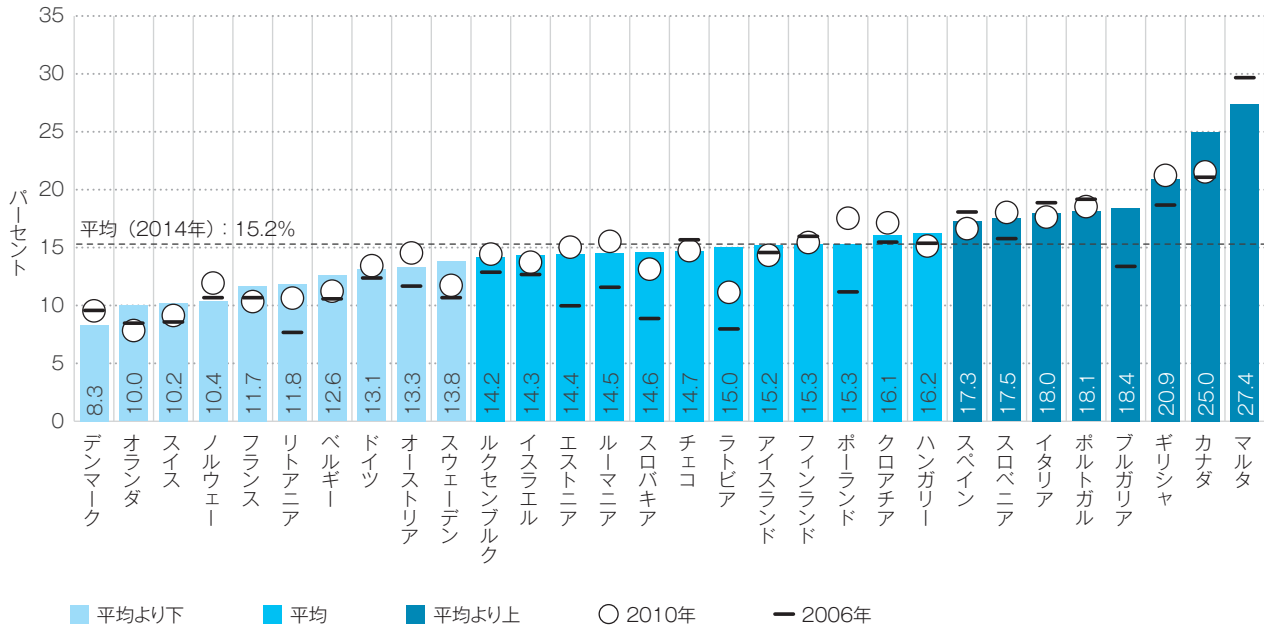
このグループの国々の平均は 12.7%

であるが、各国間には著しい違いがある。たとえそれが、クロアチア、ドイツ、日本、韓国、スウェーデン、スイスのように、20人にひとりの子どもにしか影響を及ぼさないとしても、食料不安はいかなるレベルでも受け入れられるものではない。しかし依然として、メキシコとトルコでは3人にひとり、ブルガリアとルーマニアでは4人にひとり、そしてリトアニア、英国、米国では約5人にひとりの子どもが食料不安の状態にある。これらの国のいずれにおいても、食料の全般的な入手可能性については問題ないが、子どもたちの栄養ニーズを満たすのに苦労している家庭は余りにも多すぎる。

栄養不良の一形態としての肥満

SDGsのターゲット 2.2 は、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消するというものである。乳幼児の発育阻害と消耗症を終わらせることに焦点が置かれているが、10代の少女の栄養ニーズにも具体的に言及されている。またその指標は、低体重に加えて過体重についても調査するものとなっている。子どもたちの肥満も栄養不良の一形態であり、それが高所得国における切迫した課題となっている。子どもたちはますます、不健康な食品や糖分を多く含んだ清涼飲料水を過剰に消費する一方で、十分な運動をしなくなっている。肥満は、幼少期における

図 2.2 ほとんどの先進国において肥満児の割合が上昇
肥満児の割合（11 歳～15 歳）（2014 年/2015 年）



注: アイルランドおよび英国は、調査の非回答率が高い（調査対象の子どもの 50%を上回る）ため除外。米国は 2014 年/2015 年の HBSC 調査に参加。ベルギーの推計は、特定地域の結果を全国の人口で加重した（ブリュッセル地域を除く）。平均は非加重。分析に含まれない国: オーストラリア、チリ、キプロス、アイルランド、日本、メキシコ、ニュージーランド、韓国、トルコ、英国および米国。
出典: HBSC, various waves.

様々な健康症状、自尊心の低さ、成人期における心血管疾患や糖尿病のリスクの高まりとの関係が指摘されている⁹。

学齢児童の健康動態調査（HBSC）では、子どもたちの身長と体重に関するデータを収集し、それらを利用してその子どもたちの肥満度指数を算出している。これに基づき、図 2.2 には、欧州を中心とした 30 カ国における、11 歳～15 歳の肥満児の割合を示している。

平均すると、これらの国では 7 人にひとりの子どもが肥満である。この指標では、他のほとんどの指標よりも各国間の違いが小さく、4 カ国を除いて肥

満児の割合が 10～20%の間に収まっている。この点において最も健康な国はデンマークで、元々低いレベルの肥満児の割合が近年さらに低下している。その反対に位置付けられるのがマルタとカナダで、両国では 4 人にひとりの子どもが肥満と見なされている。

調査対象となった 30 カ国中 22 カ国において、この年齢の肥満の子どもの割合が、2006 年よりも 2014 年の方が高かったことは、懸念材料である。この期間に最も大きくその割合が増加したのは、ラトビア、リトアニア、スロバキアであった。

この HBSC 調査にはメキシコは含まれていないが、同国では 5 歳～11 歳

の子どもで 33%、12 歳～19 歳の子どもで 36%と、肥満の子どもの割合が極めて高いことが報告されている¹⁰。

コラム3 先進国における母乳育児

母乳育児が、認知及び全般的健康面で子どもの発達に役立つことを示す証拠が数多くあるがⁱ、母乳育児に対する具体的なターゲットは、持続可能な開発目標（SDGs）の中では設定されていない。しかしながら母乳育児は、新生児及び乳児の発達に必要な栄養を提供するために非常に重要であり、栄養、健康、教育に関連する他のSDGsの目標に貢献することができる。世界保健機関（WHO）とユニセフは、生後6カ月間の母乳のみによる完全母乳育児を推奨している。こうした背景を考えると、先進国における母乳育児率を比較してみる価値がある。とりわけ、母乳育児率はポジティブな健康指標のうち、先進国が途上国に後れを取る傾向がある数少ない指標のひとつだからであるⁱⁱ。

下記の表は、2016年初頭に公表された母乳育児率の国際評価に基づくものである。

データの一部は比較的古く、また完全母乳育児を指すものではないが、この結果を見ると、母乳育児をしたことのある母親の割合は、ここに挙げられている全ての先進国において高いことが分かり、フランスとアイルランドだけが75%を下回る率を示している。しかし乳児が生後6カ月を迎える頃には、母乳育児を始めた母親の3分の1から半数がそれをやめており、カナダ、ギリシャ、英国といった国ではその減少率が特に大きい。母乳育児率は生後12カ月にかけ減少を続け、その頃になると国によって著しい違いが見られる。日本やトルコでは半数以上の母親が母乳育児を続けているのに対して、デンマーク、アイルランド、英国ではその率が3%以下にまで低下している。メキシコの最近のデータでは、46%の子どもたちが、生後12～15カ月になってもまだ母乳で育てられていることが示されているⁱⁱⁱ。

| 国 | 対象年 | 各時点における母乳育児率の推計 | | |
|----------|---------|-----------------|-----------|-----------|
| | | 母乳経験がある | 生後6カ月 | 生後12か月 |
| オーストラリア | 2010 | 92 | 56 | 30 |
| オーストリア | 2006 | 93 | 42 | 16 |
| カナダ | 2011/12 | 89 | 30 | 9 |
| チリ | 2011/12 | 95 | 41 | 21 |
| チェコ | 2005 | 96 | 42 | 16 |
| デンマーク | 2013 | - | 13 | 3 |
| フィンランド | 2010 | 92 | 58 | 34 |
| フランス | 2012/13 | 63 | 23 | 9 |
| ドイツ | 2009/12 | 82 | 50 | 23 |
| ギリシャ | 2007/08 | 88 | 22 | 6 |
| アイルランド | 2012 | 55 | - | 2 |
| イタリア | 2013 | 86 | 46 | 19 |
| 日本 | 2009 | 95 | 63 | 60 |
| メキシコ | 2012 | - | - | 44 |
| オランダ | 2006/08 | - | 32 | 11 |
| ニュージーランド | 2006 | - | 60 | 44 |
| ノルウェー | 2013 | 95 | 71 | 35 |
| 韓国 | 2012 | 88 | 61 | 46 |
| スペイン | 2011 | 77 | 47 | 23 |
| スウェーデン | 2010 | 98 | 52 | 16 |
| スイス | 2003 | 94 | 62 | 28 |
| トルコ | 2008 | - | - | 74 |
| 英国 | 2005/10 | 81 | 34 | 0.5 |
| 米国 | 2011 | 79 | 49 | 27 |

注：母乳育児率は、完全母乳育児率とは異なる。太字のデータは推定値。手法については巻末の出典を参照。

出典：Victora, C.G. et al. (2016) 'Breastfeeding in the 21st Century: Epidemiology, mechanisms, and lifelong effect', *The Lancet*, vol. 387, no. 10017, pp. 475-490.

ⁱ OECD (2011). *Doing Better for Families*, OECD Publishing, Paris; Victora, C.G. et al. (2016). 'Breastfeeding in the 21st Century: Epidemiology, mechanisms, and lifelong effect', *The Lancet*, vol. 387, no. 10017, pp. 475-490.

ⁱⁱ Victora, C.G. et al. (2016). 'Breastfeeding in the 21st Century: Epidemiology, mechanisms, and lifelong effect', *The Lancet*, vol. 387, no. 10017, pp. 475-490.

ⁱⁱⁱ National Institute of Public Health-UNICEF (2017). *MICS Mexico*, 2015. https://www.unicef.org/mexico/spanish/ENIM_KFR.pdf

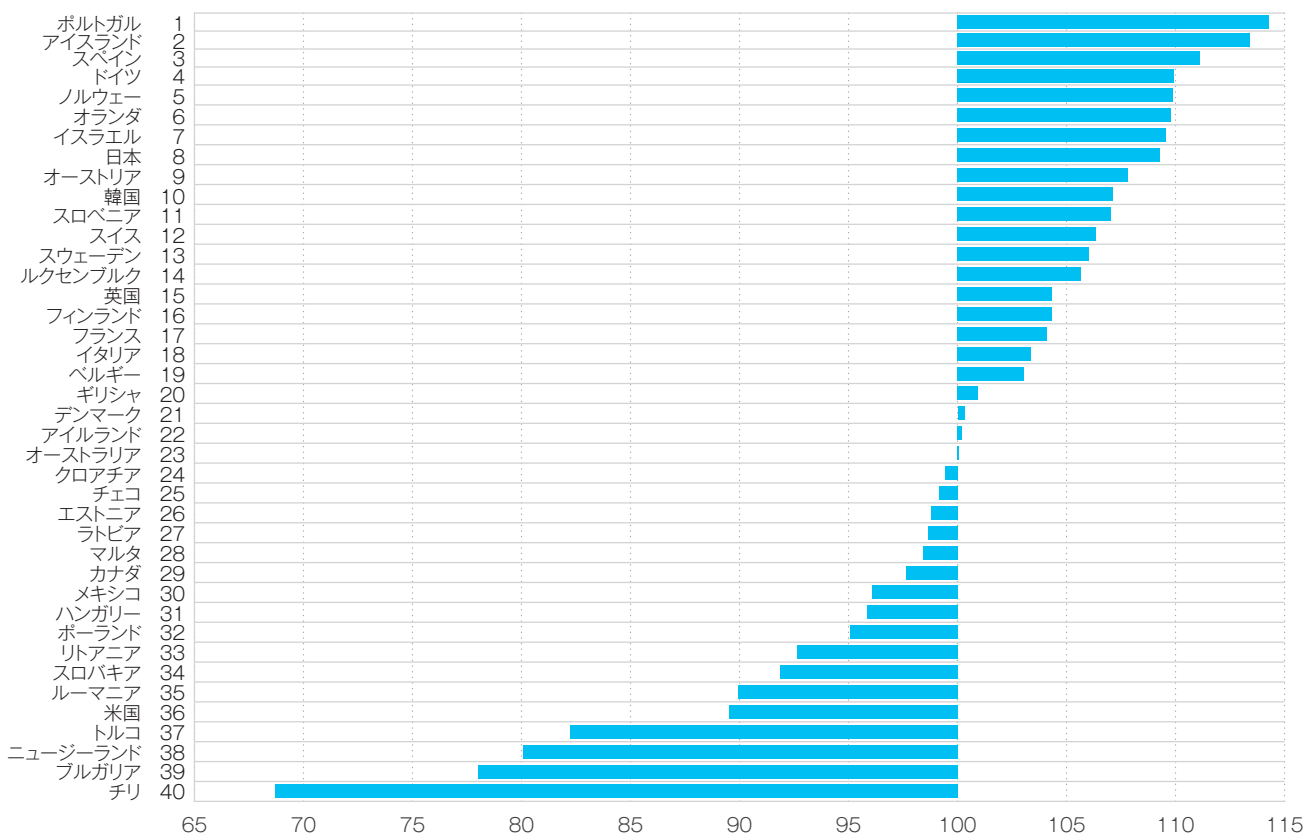
目標 3

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- ≫ 高所得国における新生児死亡率、10代の自殺率、飲酒の割合、10代の出産率はいずれも低下しつつあるが、これらの指標のそれぞれにおける最上位の国と最下位の国の格差は依然として大きいままである。
- ≫ 各国の平均値は、社会経済階層、ジェンダーその他の子どもの健康に影響を及ぼす格差による差異を見えなくしている。
- ≫ 調査対象となった国の大半において、2010年から2014年の間に精神上の問題症状を報告する子どもが増加した。4人にひとりが、週に1回以上の頻度で2つ以上の症状を経験していると報告している。

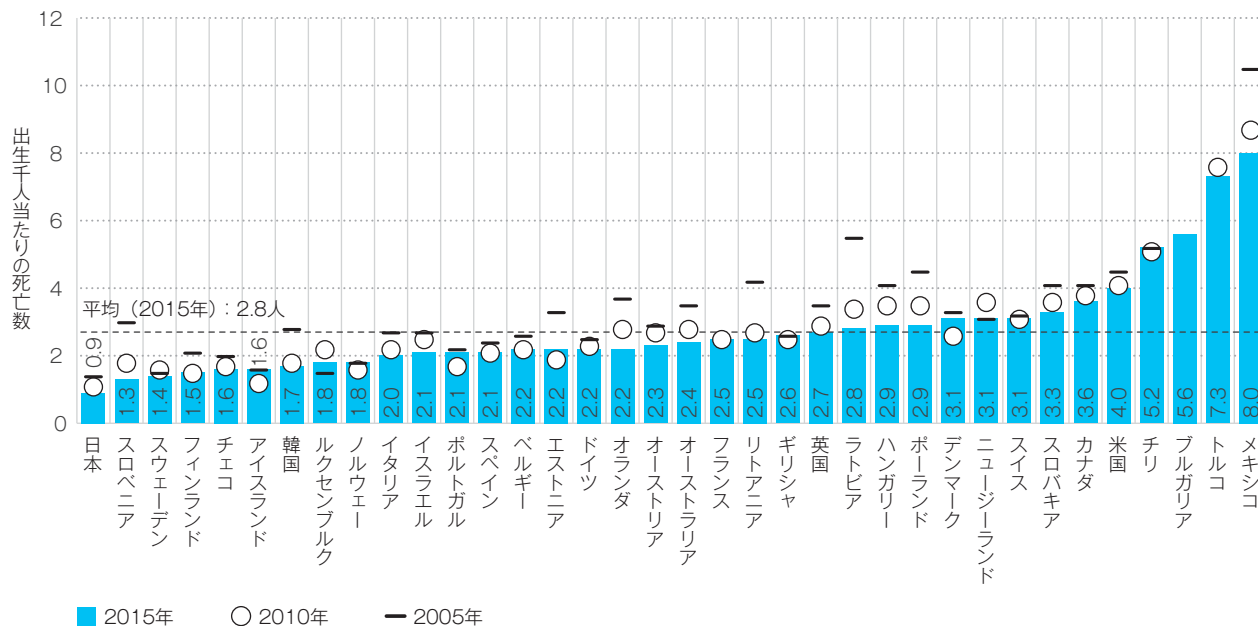
図 G3 - 健康

5つの指標の平均による各国順位：新生児死亡率、10代の自殺率、精神上の問題症状のある子どもの割合、酒に酔ったことがある子どもの割合、10代の出産率



注：キプロスはデータ不足から目標3の順位計算から除外（この目標の5つの指標のうちデータがあるのが2つのみ）。メキシコについては、2つの指標の数値（新生児死亡率（2015年）および15歳～19歳の出産率（2015年））が外れ値のため除外して計算。これらのデータを追加するとメキシコの順位は40位となる。

図 3.1 過去 10 年間に、ほとんどの先進国で新生児死亡率の顕著な減少が報告されている
 新生児死亡率—生後 28 日以内の死亡数（出生 1,000 人当たり）



注：新生児死亡率の算出には、最低妊娠期間または最低出生時体重は設定されていない。2015年の値は、2015年あるいは最も近いデータ入手可能な年の数値を使用。フランス（2009年）は時系列データの断絶。アイスランド（2015年）、フランスおよびトルコ（2005年）はデータなし。平均は非加重。分析に含まれない国：クロアチア、キプロス、アイスランド、マルタおよびルーマニア。
 出典：OECD Health database, 2016. Data for Bulgaria are from the WHO World Health Statistics 2016.

子どもたちに重点を置くのは、SDGsの目標3を達成する上で欠かせないことである。これは、単に目標3で「あらゆる年齢の」健康と福祉に言及しているからというだけでなく、幼少期における健康問題は、生涯を通じて影響を及ぼし続ける恐れがあるからである。第一の必須条件は、できるだけ多くの子どもたちが、確実に生後1年間を生き延びるようにすることである。

新生児の死亡は減少中

生後4週間以内での死亡を記録する新生児死亡率は、ターゲット3.2に関する公式なSDG指標である。全ての高所得国では、既に新生児死亡率が、グローバルターゲットである出生1,000人当たりの死亡数12人を下回るどころまで低下しているが、平均値では、異なる社会集団間の明白な差異が隠れ

てしまう場合がある。最も成績の優れた国々で新生児死亡率が低下し続けていることを考えると、図3.1はその他の国にまだ改善の余地があることを示唆している。しかし、国によって未熟児及び低出生体重児の登録に違いがあるため、新生児死亡率の国際ランキングは慎重に解釈する必要がある¹¹。

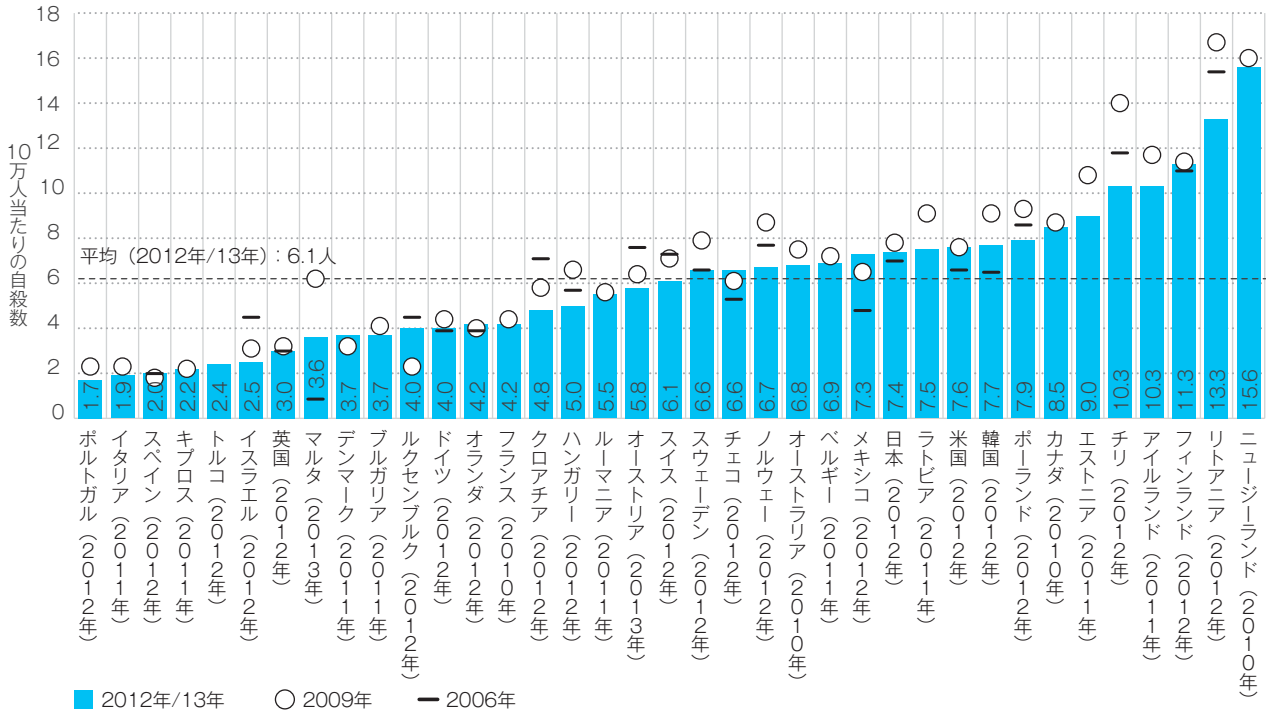
2015年には、これら36のOECD加盟国全体において、1,000人当たり平均2.8人の子どもが生後4週間以内に死亡していた。日本は、低出生体重児出生率がOECD加盟国の中で最も高いにもかかわらず、1,000人当たり僅か0.9人という1人を下回る新生児死亡率を達成して、新たな歴史的記録を打ち立てた¹²。2位にランキングされているスロベニアにおける改善には、近年目を見張るものがある。同

国では2005年から2015年までの間に、新生児死亡率が半分以上まで低下したのである。

それとは対照的に、南北アメリカの4つのOECD加盟国は、ブルガリア及びトルコとともに、先進国の平均を上回っており、最もよい成績をあげている国々の基準を満たすまでには、まだ膨大な道のりが残されている。ただし、チリは2005年からこの指標に関して全く前進していないように思われるのに対して、メキシコでは著しい改善が見られ、同期間中に新生児死亡率がほぼ4分の1低下している。2005年以降に大きく前進しているその他の国としては、まず死亡率を半減させているラトビアが挙げられ、その後にエストニア、リトアニア、オランダ、ポーランドと続いている。

図 3.2 先進国における 10 代の自殺率は各国で大きく異なる

10 代（15 歳～19 歳）の自殺率（人口 10 万人当たり）（最新の入手可能なデータ：2009 年～2013 年）



注：平均は非加重。数値は () 内の年の前後 3 年間の平均。過去の数値は当該年に先立つ 3 年間の平均。最新データが古いものしかないアイスランド（2008 年前後、5.4）、スロバキア（2008 年前後、2.5）、スロベニア（2009 年前後、7.6）、およびデータが全くないギリシャについては、この分析には含めていない。
 出典：WHO mortality database, 2016.

自殺：若者の死亡の最大の原因

高所得国では、2012 年、自殺が、男女ともに 15 歳～19 歳の若者の死亡の最大の原因となり、死亡事例全体の 17.6%を占めた。

図 3.2 に示すのは、37 の OECD または EU 加盟国における、15 歳～19 歳の若者の自殺率である。

自殺率は、ポルトガルが 10 万人当たり 1.7 人と最も低く、南欧諸国において低い傾向が見られる。自殺率が最も高いのは、10 万人当たり 15.6 人（ポルトガルの 9 倍）のニュージーランドであるが、カナダ、チリ、エストニア、フィンランド、アイルランド、リトア

ニアでも、10 代の自殺は先進国の平均を優に上回っている。

全体的に男子の方が女子よりも自殺によって死亡する割合が高く、その差は平均で 3 倍であるが、チェコ、ラトビア、ポーランド、スロバキアという中・東欧諸国では 5 倍もの開きがある。このジェンダー格差は、主観的な精神上的の問題症状の調査とは逆の結果を示している。実際には女子の方が、男子よりも約 2 倍も多く自殺を試みているのだが、一般に選択される方法の致死性が低いのである¹³。

近年、大半の国では若者の自殺率は低下している。最大の改善は、チリとリ

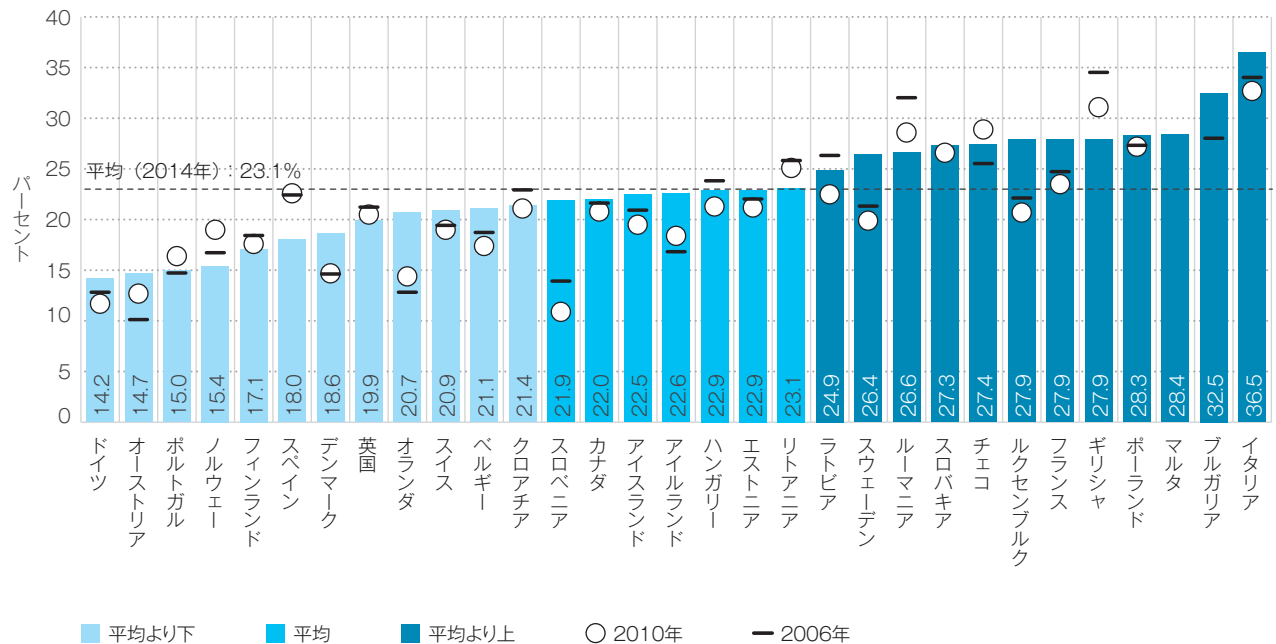
トアニアという、自殺率が最も高い国のうち 2 つの国で成し遂げられている。6 つの国では自殺率が上昇しており、ルクセンブルクとスロベニアでは男子の自殺率が著しく上昇していて、女子の自殺率の低下を大幅に上回っている。キプロス、フィンランド、マルタ、オランダ、ニュージーランド、米国という少数の国では逆の傾向が見られ、女子の自殺率が上昇しているのに対して、男子の自殺率は低下している。

子どもの精神保健：増大する懸念

高所得国に関連する SDGs の健康ターゲットのほとんどは、乳児や幼児ではなく年長の子どもや若者に関係している。精神保健及び福祉（ターゲット

図 3.3 子どもの精神上的の問題症状はより一般化している

週に1度以上、2つ以上の精神上的の問題症状（落ち込み、苛立ち、落ちつきのなさ、不眠）があると報告した子ども（11歳～15歳）の割合



注：ベルギーおよび英国の推計は、対象地域の結果を人口で加重（ベルギーのブリュッセル地域、英国の北アイルランド地域を除く）。平均は非加重。分析に含まれない国：オーストラリア、チリ、キプロス、イスラエル、日本、メキシコ、ニュージーランド、韓国、トルコおよび米国。
出典：HBSC Study, various waves.

3.4) がそのひとつである。子どもの精神保健に関する客観的で比較可能な国際データは入手することができない。子どもに影響を及ぼすあらゆる神経精神状態に関し信頼できる測定を行うためには、現在行われているものよりも、より包括的な多国間の調査が必要になるであろう。

しかし、HBSC 調査から、子どもの精神保健に関する非臨床的・主観的なデータを得ることができる。同調査では4年ごとに、様々な国の11歳～15歳の生徒に対して、気分の落ち込み、苛立ち、落ちつきのなさ、寝付きにくさという4つの症状のそれぞれを、どれくらいの頻度で経験するかと

いう質問が行われている。

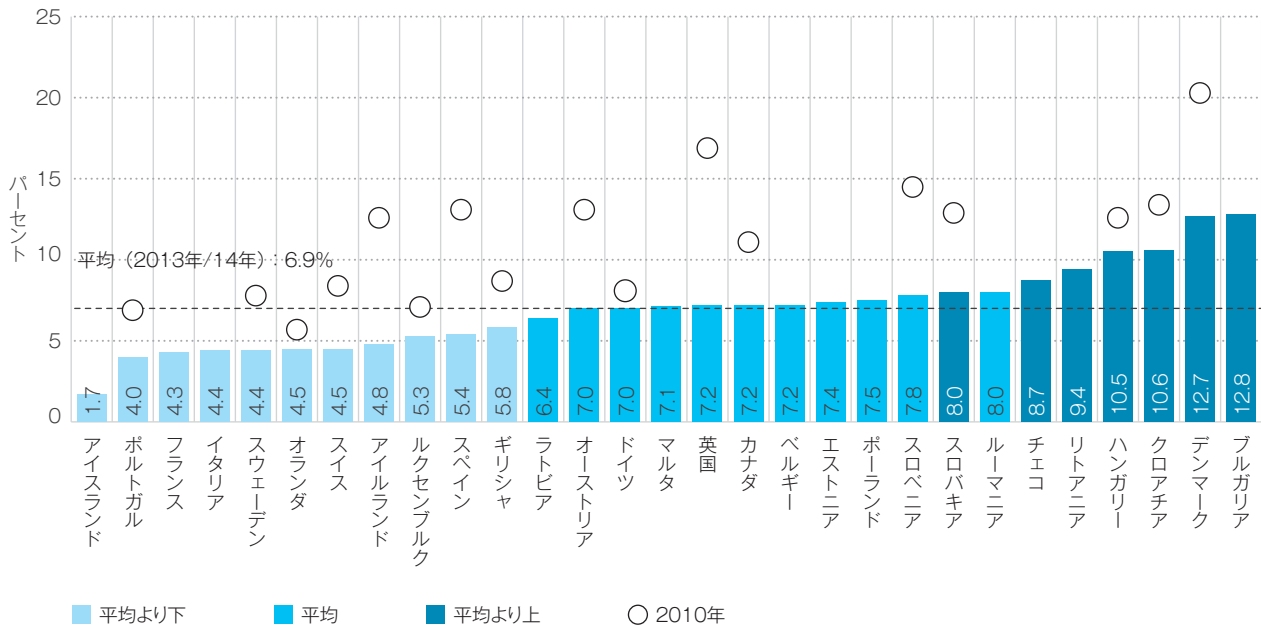
2014年に31の高所得国から得られた結果を図3.3に示す。

自己申告に基づく統計データの解釈に関しては、常に慎重を期すべきであるが、平均すると子どものおよそ4人にひとり（23%）が、週に1回以上の頻度で2つ以上の精神上的の問題症状を経験していると報告している。これには、その割合が最も低いドイツの14%から、最も高いイタリアの36%までの幅がある。過去の調査と同様に、この割合は女子の方が男子よりもはるかに高く、年齢が高くなるにつれてその格差は広がっていく。

この調査は、多くの高所得国で精神保健の問題の報告が増加していることを示している。調査対象となった31カ国中15カ国において、2010年から2014年までの間に自己申告による問題症状は2ポイントを上回る増加を見せており、中でもルクセンブルク、オランダ、スロベニア、スウェーデンでは特に大きく増加している。

しかし、いくつかの国では子どもの精神保健症状の報告が減少している。ギリシャ、ルーマニア、スペインにおけるポジティブな結果は、最近の経済危機にもかかわらず継続する傾向を見せており、2006年から2014年までの間に、これらの国では精神上的の問題症

図 3.4 酒に酔ったことがある子どもの割合は 2010 年以降著しく減少
過去 1 カ月に酒に酔ったことがあると答えた子ども（11 歳～ 15 歳）の割合



注：フィンランド、イスラエルおよびノルウェーは、2014年のデータが不足しているため除外。チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアおよびトルコは、2010年のデータが不足。ベルギーおよび英国の推計は、対象地域の結果を人口で加重（ベルギーのブリュッセル地域、英国の北アイルランド地域を除く）。平均は非加重。分析に含まれない国：オーストラリア、チリ、キプロス、フィンランド、イスラエル、日本、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、トルコおよび米国。
出典：HSBC study, various waves.

状を報告する子どもの割合が、それぞれ 7、6、5 ポイント低下している。

高所得国における子どもの精神保健に関する標準化された国際データ、また、今後の政策を見極めるのに役立つ建設的な取り組みの共有が必要であることは明白である。もし対処しないまま放置すると、成人期を迎える前に発症する精神保健の症状は、それ以降に発症する症状の 10 倍もの医療コストがかかることになる¹⁴。

子どもの飲酒は次第に減少中

SDGs のターゲット 3.5 は、「アルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する」ことを目的としている。これに関連する公式な指標は

成人に焦点を当てたものであるが、多くの高所得国では子どもたちによる飲酒が社会的関心事となっており、10 代前半の子どもたちによる飲酒は、医学的に治療される外傷と関連するからということに限らず、「有害な摂取」となる恐れがある¹⁵。HBSC 調査により、多くの先進国に関するデータが示されている。

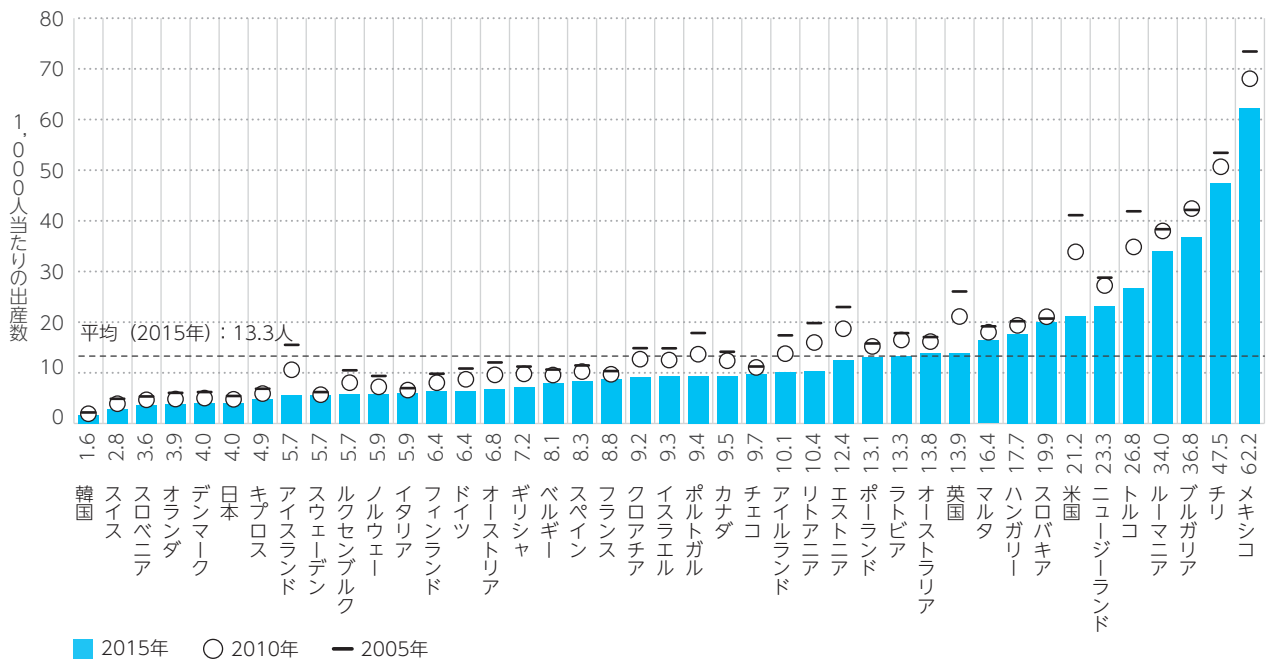
図 3.4 には、過去 30 日間に酒に酔ったことがあると答えた、それぞれの国の 11 歳～ 15 歳の生徒の割合を示している。

数値は国によって大きく異なっている。2014 年には、ブルガリアとデンマークで 13% の子どもたちが、ここ

1 カ月の間に酒に酔ったことがあると答えており、これはその割合が最も低いアイスランドの数値の 7 倍にも上る。注目すべき点は、最も割合の高い 11 カ国中 9 カ国が、中・東欧諸国であるということである。対照的に、南欧の国々では、全般的に子どもの飲酒の割合は、平均を下回っている。

また同様に際立っている点は、双方の年のデータがある国を見てみると、そのすべてにおいて、子どもの飲酒率が 2010 年から 2014 年にかけて低下しているということである。一部の国では劇的な改善が成し遂げられており、アイルランド、スペイン、英国ではその割合が半分以下にまで低下した。それでもなお、子どもによる有害な飲酒

図 3.5 先進国のすべての国で 10 代の女子の出産率が低下
15 歳～ 19 歳の女子 1,000 人当たりの出産数



注：平均は非加重。
出典：OECD Family database, 2016 for Romania and Slovenia, and World Development Indicators 2016 for other countries.

を防ぐ政策を策定して維持することが、依然として重要であることには変わりはない。

10 代の出産率は急速に低下中

ここ数十年の間に、多くの高所得国では 10 代の出産率が急速に低下している。しかしながら、10 代の若者の妊娠・出産に関連する個人的及び社会的費用は高く、依然としてこの問題は重大な懸念である。極めて若い母親は、出産に伴う死亡リスクや合併症リスクがより高く、自身の経済的機会にも負の影響が及ぶ可能性が高い。したがって、早期妊娠を防ぐことにより、二世代の子どもたちの人生のチャンスや健康への期待を向上させることができる。

図 3.5 は、41 の高所得国に住んでいる 15～19 歳の女性 1,000 人当たりの出産数について、2005 年と 2015 年の間の変化を示したものである。

10 代の出産率が最も低いのは、1,000 人当たり 1.6 人の韓国であるが、そのほかにデンマーク、日本、オランダ、スロベニア、スイスの 5 カ国も、1,000 人当たりの出産数が 4 人以下である。10 代の出産率が最も高いのは、チリ及びメキシコである。この指標に関する高所得国間の差異は非常に大きい。値が最も高い国々を除いても、ニュージーランドや米国における若者の出産率は、韓国の 13 倍以上である。

例外なくすべての国において、2005

年と 2015 年の間で、10 代での出産率は低下している。こうした前進はアイスランドにおいて特に顕著であり、同国ではこの期間中に出生率が 63.5% も低下した。そのほかにも、オーストリア、エストニア、ドイツ、アイルランド、リトアニア、ルクセンブルク、ポルトガル、スイス、英国、米国の 10 カ国において、40% を超える出生率の低下が見られた。一方、スロバキアとスウェーデンでは、最近では最小限の前進しか見られず、またブルガリア、チリ、ルーマニアにおける改善ペースの遅さは、それらの国における問題の規模を考えると特に懸念されるところである。

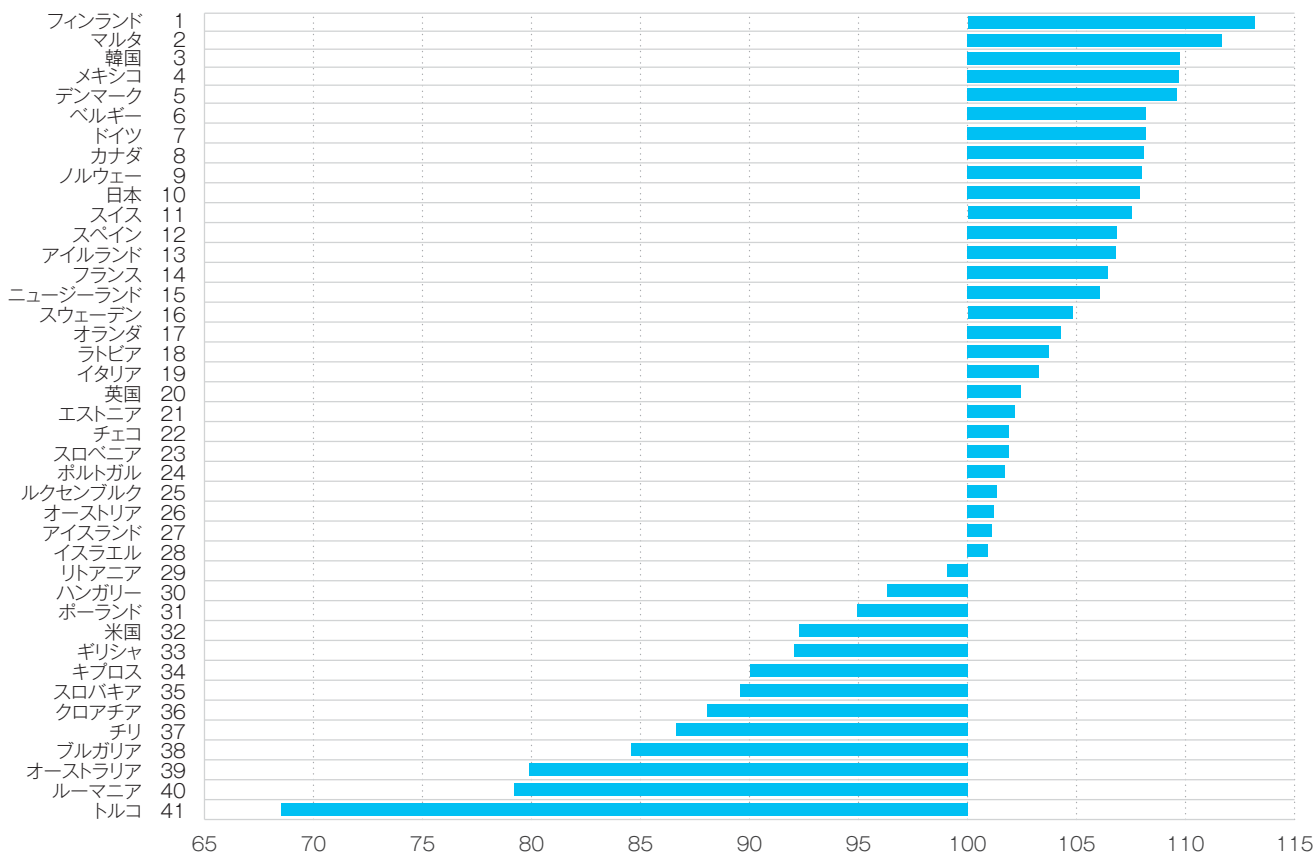
目標 4

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

- » 読解、数学、科学リテラシーにおける習熟度の測定からは、最も高い成績を収めている国においてさえも、15 歳児の 5 人にひとりが基礎的習熟度のレベルに達していないことが示されている。
- » 20 人中およそ 19 人の子どもが、正式な学校教育が始まる 1 年前に、何らかの組織化された就学前プログラムに参加している。しかし、3 歳からで比較すると、そのようなサービスの質、量は国によって大きく異なっている。

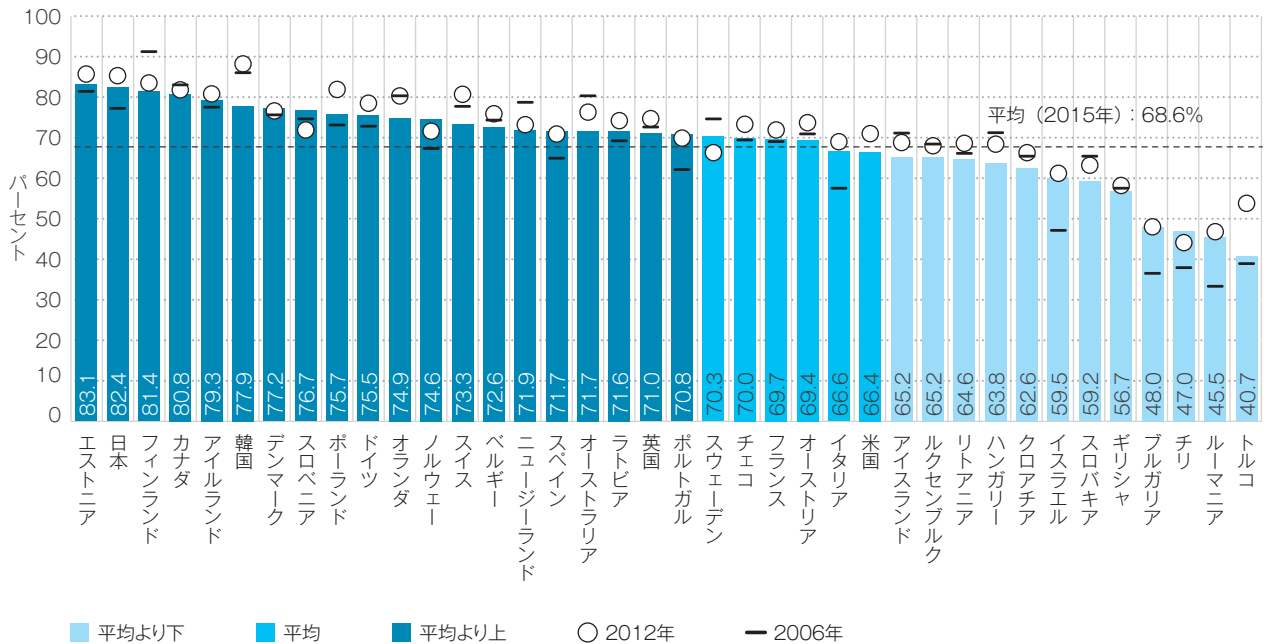
図 G4 - 質の高い教育

2つの指標の平均による各国順位：基礎的習熟度に達する子どもの割合、就学前教育・保育（就学1年前）への参加率



注：トルコの就学前教育参加率の数値（2013年/14年）は外れ値。したがって、目標4の順位計算にこの数値は含めていない。この数値を含めても、トルコの目標4の順位に変更はない。

図 4.1 最も成績の高い国においても、5人にひとりの子どもは基礎的習熟度に達していない
 読解力、数学、科学分野において基礎的習熟度に達している子ども（15歳）の割合（2015年）



注：2015年および2012年のデータを、PISAテストが前回科学分野に重点を置いた2006年のデータと比較。2009年データはほとんどの国について存在。2006年の米国の調査結果は読解力のデータ不足のためにここには含めていない。マルタは2006年および2012年のPISAテストに不参加。メキシコのデータは就学率の低さのために除外。メキシコでは、2015年PISAテスト時期に、15歳～17歳の4人にひとり（26.7%）が学校に行っていないかった。最も所得が低い層の子どもたちが、この年齢層の不登校者の約半分（45%）を占める。UNICEF（2016）、「Niños y niñas fuera de la Escuela en México」参照。https://www.unicef.org/mexico/spanish/UNICEF_NFE_MEX.pdf。2015年にはメキシコの対象者の35.9%が基礎的習熟度に達していた。平均は非加重。分析に含まれない国：キプロス、マルタおよびメキシコ。
 出典：OECD PISA survey, various waves.

子どもたちの教育への投資は、持続可能な開発目標（SDGs）の子ども中心のビジョンのいずれにとっても鍵である。各教育レベルにおける主要科目の基礎学力を習得できないと、学校の中退、低い生産性と賃金、高い失業率や休業率などを通じて、子どもたち自身にも社会にも高いコストとなる。普遍的な基礎学力の習得を実現することにより、すべての子どもたち・若者にとってのより公平な人生のチャンスが確保される。

中学校修了時におけるすべての子どもの基礎学力は達成されていない

OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）

は、15歳の生徒の技能と知識をテストすることで各国の教育制度を評価することを目的とする、3年ごとに行われる調査である。図 4.1 は、2015年に読解力、数学、科学分野において少なくとも基礎的習熟度（レベル2以上）に達している子どもたちの割合について、39の先進国の比較を示している。特筆すべき点は、いかに豊かであろうと、或いはその教育制度にどれだけ長い歴史があろうと、すべての15歳の生徒が読解、数学、科学における基礎学力の習得に近づいている国はないということである。

最も高い割合（80%超）を達成して

いるのは、カナダ、エストニア、フィンランド、日本である。それ以外で、15歳児の75%以上が3つの教科すべてにおいて基礎的レベルに達している国は、デンマーク、ドイツ、アイルランド、ポーランド、韓国、スロベニアだけである。これは多様な国から成るグループであるが、それらの国の教育アプローチは、基礎的習熟度の確保において他の国々よりも明らかに効果的であることが示された。とはいえ、まだすべての子どもというにはほど遠い。

対照的に、ブルガリア、チリ、ルーマニア、トルコでは、テストを受けた

コラム4 乳幼児期の教育・ケアの質を測る

SDGsのターゲット4.2は、教育を通じて公平性を実現するとともに人生を変えるための手段として、質の高い乳幼児期の教育とケア（ECEC）へのアクセスの重要性を強調している。この中心にあるのは、単なるアクセスでは子どもにとってのポジティブな成果を達成するのに不十分であり、乳幼児期の教育・ケアは、質の高いものでもなければならぬ、というメッセージである。したがって、ターゲット4.2を達成することは、乳幼児期の教育・ケアにおける質を正確に測定してモニタリングするための方法を開発するということである¹。

最低限、乳幼児期の教育・ケアの質の測定では次の点を把握すべきである。(a) サービスのシステム設計及び構成（構造）— 認証基準、スタッフと子どもの比率、安全衛生規制を含む、(b) 教育・ケアの中身（プロセス）— 子どもとの相互作用・関係、“遊び”の役割、ケアと教育の統合を含む、(c) 子どもに関する成果— 子どもの社会的、情緒的、精神的、身体的技能や、家族とコミュニティへのメリットを含む。

国際的なモニタリングの取り組みについては、以下のことも考慮すべきである。

- » **様々な状況における質のモニタリング** 先進国における乳幼児期の教育・ケアサービスは、地方分権の度合い、カリキュラム、財源構造の点において、各国間で大きく異なっている。そのため、質の測定と基準のモニタリングに対する「万能型」の解決法は、おそらく見つからないであろう。
- » **家庭環境と公式な教育・ケアとの相互作用** 質の高い乳幼児期の教育・ケア環境は、子どもたちの生活の動的な

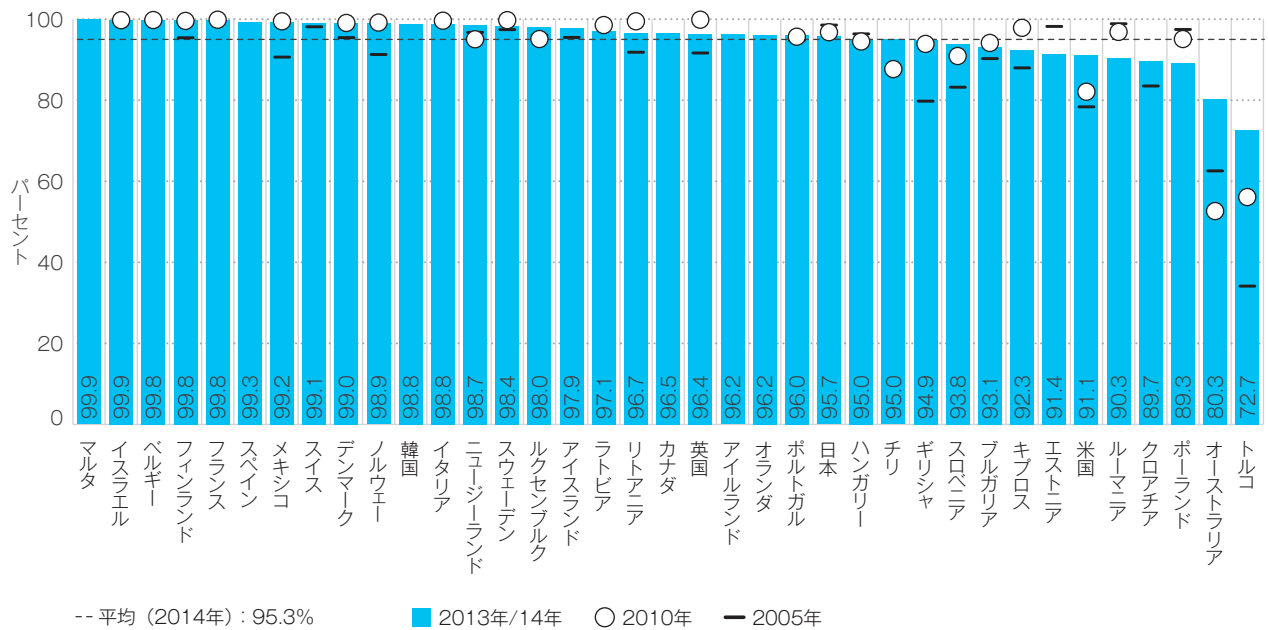
性質に対応する。家庭での学びの環境と公式な教育・ケアとの相互作用は子どもの成果に影響を及ぼすため、質の測定はこのことを考慮すべきである。

- » 「**初等教育の準備ができています**」又は「**順調に発達している**」ことの意味 質の高い乳幼児期の教育・ケア環境は、子どもの発達を促し、子どもたちを積極的学習者で有能な環境の探究者と位置付けている。しかし、「初等教育の準備ができています」という概念は、それによって焦点が、子どもたちがいかにして「遊び」を通じて学ぶか（自己統制力や注意力といったソフト・スキルの発達に不可欠なプロセス）という点から離れすぎて、「基礎技能」の発達や読み書きの成果を重視する、より学校のような教育へと向かってしまう場合には、問題をはらんだものとなる可能性がある。

いずれの国も、子どもに関するデータを収集し、子どもの発達に対するリスクや障害を特定し、そして制度が確実に子どもと家族双方のニーズに対応できるようにすることにより、確実に質の問題が政策アジェンダの上位に位置付けられるようにすることができる。そうした取り組みは、乳幼児期の教育・ケアの質の向上を政策と結びつけ、アクセスの公平性を強化することになる。

¹ Bruckauf, Z. and Hayes, N. (2017). 'Quality of Childcare and Pre-Primary Education: How do we measure it?' *Innocenti Research Brief* 2017-13, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

図 4.2a 10人に9人以上が体系的な就学前教育に参加している
体系的な学習に参加している子どもの割合（公式就学年齢の1年前）



注：クロアチア、エストニア、アイスランドおよびスイスの最新のデータは2010年。カナダのデータは、公式な初等教育年齢1年前の男女別の調整後の純就学率。分析に含まれない国：オーストリア、チェコ、ドイツおよびスロバキア。

出典：SDG Indicators Global Database (UNESCO, OECD and EUROSTAT Surveys of Formal Education).

15歳の生徒のうち、基礎的習熟度に達したのは半数にも満たなかった。

チリを除き、これらはこのグループの国々の中で1人当たり国民所得が最も低い国でもある。しかし、一部の国が、利用可能なリソースを他の国々よりもはるかに効果的に利用していることは明白である。この指標において最も高い成績をあげているエストニアの1人当たり国民所得は、上位5カ国のうちの他の4カ国と比べて半分満たない。

最も成績の低い国々には、2006年以降の9年間にこの指標において最も大きく前進した国も含まれる。該当する

ブルガリア、イスラエル、ルーマニアは、およそ12ポイントという大幅な改善を成し遂げ、またチリも改善を見せた。メキシコとトルコにおいては、この指標に関するポジティブな変化の形跡はほとんど見られなかった。

ほぼすべての子どもたちが何らかの就学前プログラムに参加

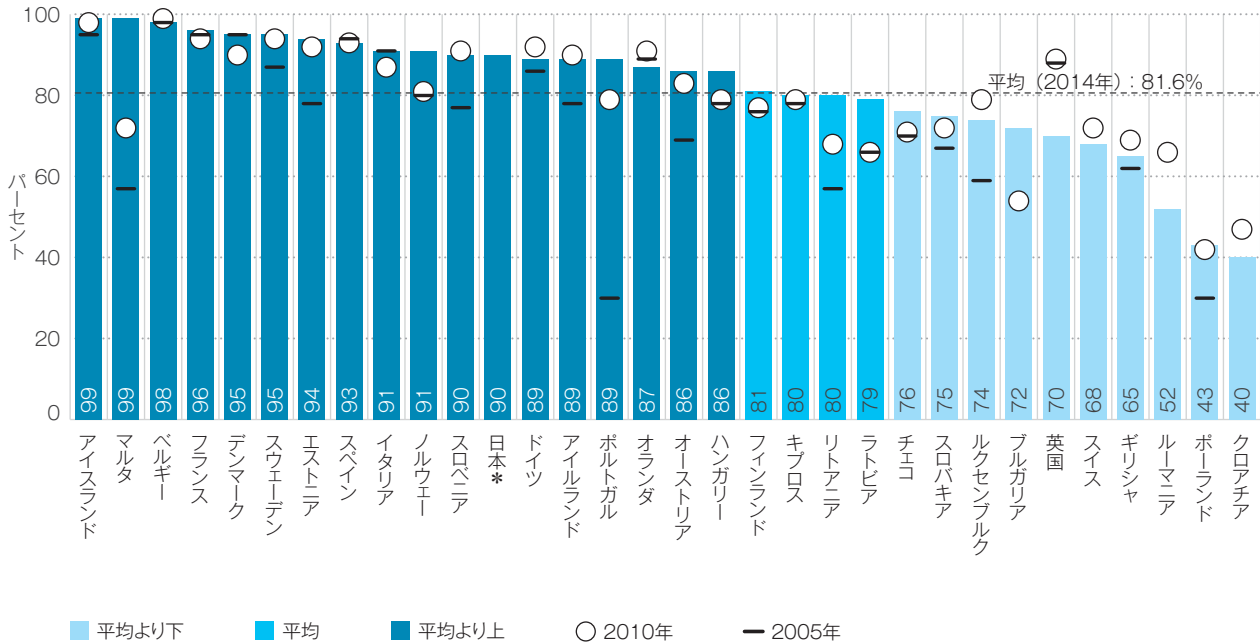
SDGsのターゲット4.2は、「すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする」ことを目的としている。乳幼児期の子どもの発達、あらゆる社会において持続可能な開発のための原動力であり¹⁶、乳

幼児期の教育・ケアの取り組みへの公的投資を通じた人生のよいスタートは、今日の何百万人もの子どもたちだけでなく、その子どもたちの将来のコミュニティや社会にも利益をもたらすことができる。

3歳～5歳の子どもたちに対する質の高い就学前教育・ケアには、教育、健康、就労における改善や犯罪行為の減少などの長期的メリットがあることが、多くの研究により明らかになっている。特に、そうした就学前プログラムに参加することにより、15歳の時点で学業成績の低迷の可能性が低下する。こうした効果は、不利な環境におかれた子どもたちに対して、特にその効果が

図 4.2b 先進国のいくつかの国では 3 歳からの就学前教育・保育は普及していない

3 歳から公式就学年齢までの子どもが週に 1 時間以上、施設において就学前教育・保育サービスを受けている割合



注：分析に含まれない国：オーストラリア、カナダ、チリ、イスラエル、メキシコ、ニュージーランド、韓国、トルコおよび米国。
 *日本の信頼区間のデータはない。日本は近い成績の国々のグループ分けに基づき成績が高い国に分類される。
 出典：Eurostat (EU-SILC)。日本のデータは「平成 25 年国民生活基礎調査」から阿部彩（首都大学東京）が推計。

高いように見受けられる¹⁷。

図 4.2a は、高所得国ではほぼ全ての子どもたちが、就学 1 年前に何らかの組織的学習の恩恵を受けていることを示している。

平均すると、これらの国々の子どもたちの 95% が、公式な就学前準備プログラムによる恩恵を受けているが、この指標はプログラムで過ごす時間やプログラムの質については考慮していない（26 ページのコラム 4 「乳幼児期の教育・ケアの質を測る」を参照）。オーストラリアとトルコにおける参加率は、近年いずれも上昇しているものの、依然として大幅に低い水準にとどまっ

ており、10 人中 2 ～ 3 人の子どもは就学前教育に参加していない。

ただし、上記のデータは就学の 1 年前しか対象にしておらず、国によっては就学の開始が他の国よりもはるかに遅い。対象年齢を拡大して 3 歳以上のすべての子どもたちを含めると、図 4.2b に示すように、各国の結果のばらつきが大きくなる。ベルギー、アイスランド、マルタでは、3 歳以上の子どもたちのほぼすべてが、少なくとも週に 1 時間は施設における就学前教育・ケアに参加しているのに対して、クロアチアとポーランドでは、その割合は半分に満たない。

目標 5

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び 女兒の能力強化を行う

- » 高所得国の女性のおよそ 16 人にひとりが、15 歳になる前におとなから性的虐待を受けたことがあると答えている。
- » 子ども時代に伝えられたジェンダーの役割に関する前提は、その後の人生におけるジェンダーの不平等の生産に影響を及ぼす。
- » データのあるすべての国において、日常的に家事に参加していると答えた女子は男子よりも多い。
- » 平均すると、対象国のおとなの 14% が、高等教育は女子よりも男子にとって重要であると考えていた。ただし、スウェーデンではこの考え方に対する支持派が 3% だったのに対してトルコでは 32% であり、見解には大きな幅があった。

目標 5 の下で盛り込まれているグローバルに合意された指標の中に、子ども期におけるジェンダーの不平等を反映した、子どもに焦点を当てた比較可能な指標はほとんどない。その他の指標には、比較可能な多国間データが欠けている。したがって、目標 5 の下で分析した指標からは、順位表は作成していない。

持続可能な開発目標 5 は、ジェンダーに基づく差別の撤廃と、女兒及び女性に対する暴力の排除に重点を置いている。多くの先進国では、法律の制定や社会規範の変革などを通じて、性別を理由にしたあらゆる差別との闘いにおいて著しい進歩が遂げられた。実際、教育成果といった子ども時代の指標の多くでは、女子の方が男子よりも優れているケースが多い。しかしながら、このことはまだ、その後の人生における成果の平等にはつながっていない。

い。

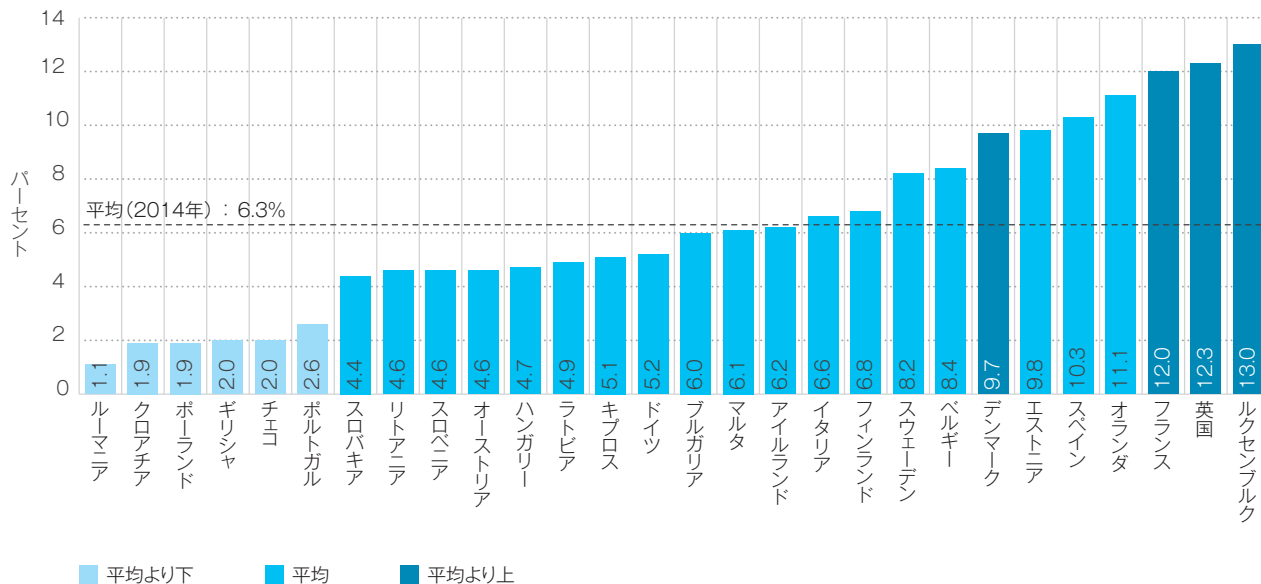
ジェンダー平等の実現には、女子に対する暴力の排除が必要

子ども時代に受けたいかなる形態の暴力の体験も、男女ともに生涯にわたるダメージを及ぼしうる（目標 16 で認められているとおり）。目標 5 はジェンダーの平等に重点を置いており、そのため身体的、性的、精神的暴力を含めた、女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の排除を優先事項としている。図 5.1 には、欧州基本権機関（European Union Agency for Fundamental Rights）が行った 2012 年の調査で得られたデータを示している。この調査では、18 歳～29 歳の女性に対して、15 歳以前に、おとなから性的暴力を受けたことがあるかどうか問われた。

性的暴力のようなテーマに関する調査

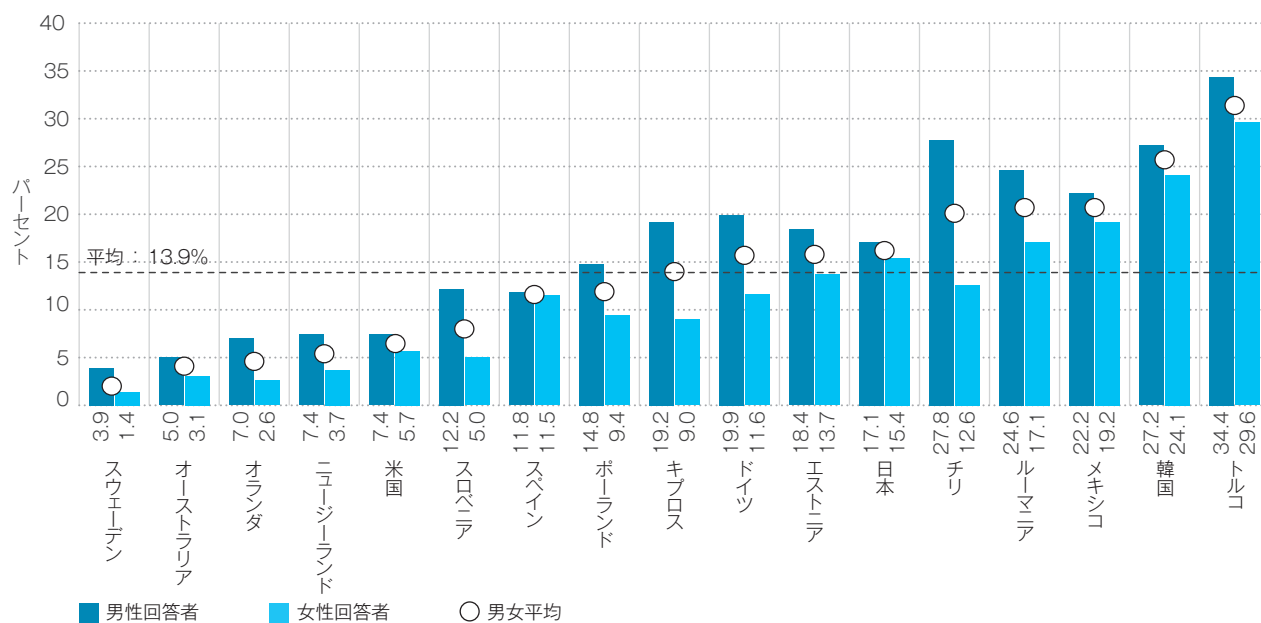
では、ある程度の過少報告が予想される。性的暴力について報告しなかったのは、体験を思い出すことへのトラウマ、非難されることへの恐れ、あるいはそうした暴力に関する偏見などが主な理由と考えられる。したがって、国による結果の違いには、一部、女性がそうした体験についてオープンに話しやすいか否かという社会的環境が反映されているかもしれない。明らかなのは、性的暴力は全ての国の女子が体験しており、幅広く蔓延しているように思われるということである。問題の広がりを一般に広く周知させること自体が、そうした虐待に対処し、女子に力をつけることへの一歩なのである。ここで留意すべきことは、性的暴力は男子に対しても行われているということである。しかし現時点では、男子に対する暴力や男子と女子の体験の差異については、入手できるデータが限られている。

図 5.1 ヨーロッパでは、6%の女性が 15 歳までにおとなによる性的暴力を受けている
18 歳～ 29 歳の女性のうち 15 歳までに性的暴力を受けたと答えた割合



注：性的暴力の定義：強制的性交渉、好まない乳房や性器への接触、裸でポーズすることの強要、または、おとなによる性器の露出。分析に含まれない国：オーストラリア、カナダ、チリ、アイスランド、イスラエル、日本、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、スイス、トルコおよび米国。
出典：FRA - European Union Agency for Fundamental Rights, gender-based violence against women survey dataset, 2012.

図 5.2 ジェンダー不平等を助長する態度は依然として堅固
「大学教育は女子より男子にとってより大切」と答えたおとなの割合（2010 年～ 2014 年）



注：The World Values Survey の最新の公式発表 v2016-01-01 のデータを使用。記述内容に同意または強く同意した回答者の割合。
出典：World Values Survey, 2010-2014.

社会規範が男子と女子の不平等な結果の一因

ジェンダー間の差異は、豊かな国においても貧しい国においても、生活の多くの領域に根強く残っている。ほとんどの先進国において、賃金、管理職への登用、地方レベル・全国レベルの政治的代表性に関して、依然として女性が男性に大きく後れを取っている。例えば、賃金格差に関しては、OECD 加盟国全体の平均で女性の賃金は男性よりも 15.5% 少なく¹⁸、また国会では女性は 27.9% の議席しか持っていない¹⁹。

しかし学校や大学での学歴に関して言うと、先進国では常に女子生徒・学生の方が男子に優っている。2013 年の

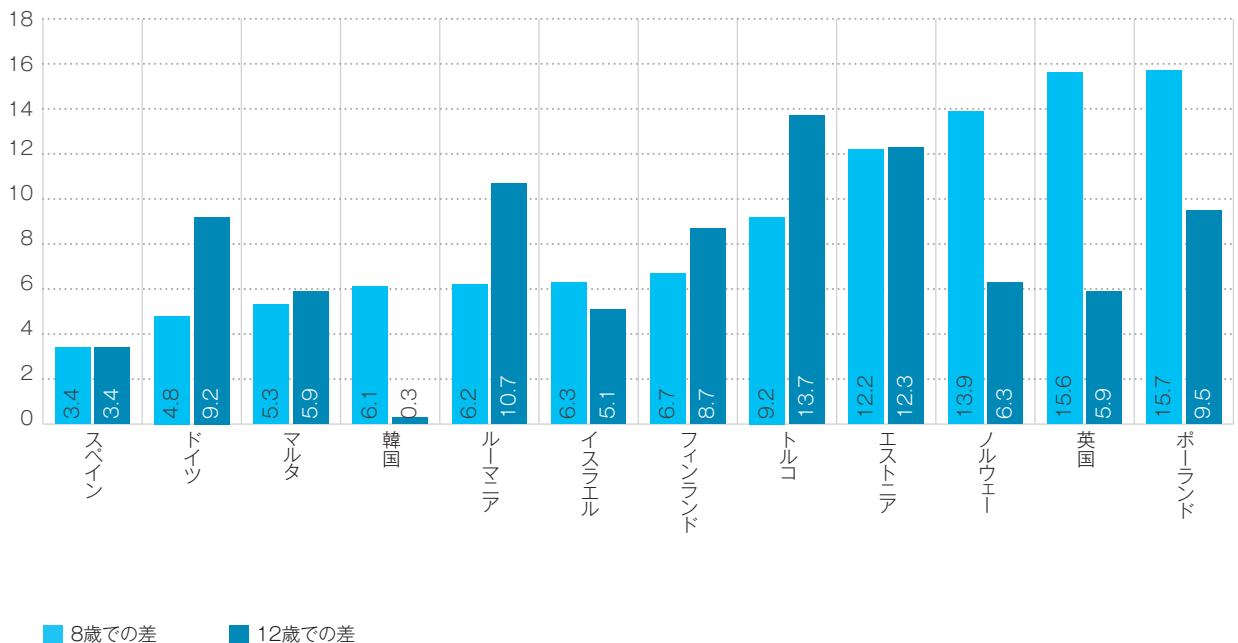
時点で、OECD 加盟国における一般中等教育プログラムの全修了生の 55% が女子で、また学士号を持つ大卒者の 58% が女性であった²⁰。しかしこのことは、まだ労働市場における優位性にはつながっていない。

したがって、成人後のジェンダー格差は、子ども時代の機会や成績の指標では詳細に分析することができない。むしろその他の要因が、その後の女性の不利益に関わってくるのである。これには、ジェンダー規範やジェンダーの役割に関する期待などが含まれる。これらは、ここ数十年にわたり先進国ではジェンダー平等に向けて全体的に前進が成し遂げられているにもかかわらず、ほとんどの社会に根強く残ってい

るものである。例えば、世界価値観調査 (World Values Survey) の一環として実施された 17 カ国の調査で明らかになったように、大学教育は女子よりも男子にとって重要であるという考え方が、依然として多くの国の男女双方の間で広く受け入れられている (図 5.2)。

この調査では、ジェンダーに対する社会の受け止め方という点で、幅広い違いがあることが示されている。女性よりも男性の教育の方を重んじている回答者の割合は、チリ、ルーマニア、メキシコでは 5 人にひとり、韓国では 4 人にひとり超、そしてトルコではほぼ 3 人にひとりにも上る。

図 5.3 8 歳、12 歳の女子は男子より多く家事を手伝う
日常的に家事を行う女子と男子の割合 (%) の差 (2013/2014 年)



注：次の国では、1つの地域あるいは行政区域のみが調査対象：ポーランド - グレーター・ポーランド州、スペイン - カタロニア、トルコ - イスタンブール、英国 - イングランド。
出典：Children's Worlds, the International Survey of Children's Well-Being (ISCWeB)

そうした考え方は、教育の機会の格差につながり、それが成人後のジェンダー間の不平等な結果をもたらす可能性が高い。

女子の方が多く家事を行う

成人後のジェンダーの平等を妨げているもうひとつの要因は、育児や介護、家事等の無償労働における女性の不均衡な責任負担である。ほとんどの文化では、そうした家庭内での仕事は主に女性の責任であるという前提を幼いときに学ぶ。これは、子どもたちが、家庭内外の手本や期待によって社会化されるためである。国際児童福祉調査 (International Survey of Children's Well-Being) では、自身の生活に対する子どもたちの主観的認識に基づいたデータを収集している。調査では、8歳、10歳、12歳の子どもたちに対して、「学校に行っていないときには、普段どれくらいの頻度で家事を手伝うか」が問われた。結果は図 5.3 に示されている。

調査対象に含まれた 12 の高所得国では、8歳の子どもの約 52% が毎日家事を手伝っていると答えたのに対して、ほとんどあるいは全く手伝わないと答えた子どもは僅か 11% であった。すべての国において、日常的に家事に参加していると答えているのは男子よりも女子の方が多く、一方でほとんどあるいは全く手伝わないと答えているのは圧倒的に男子が多い。こうしたジェンダー間の差異は、すべての国及び対象となった 3 つの年齢すべてに一貫している。メキシコはこの調査の対象ではないが、2013 年の同国のデータによれば、10歳～13歳の年齢層では、女子の 74% が家事に参加しており、それに対して男子は 64% であった²¹。

子どもたちが行っている家事の性質は、社会経済的及び文化的背景によって異なり、子どもたちによる家事の手伝いはもちろん、必ずしも否定的なものではない。しかし、8歳の男女間に見られる参加状況の明白な格差は、家庭内で再生産され、長期的にジェン

ダー間の不平等を増長させる恐れのある、ジェンダーの固定的役割分担 (ステレオタイプ) を示唆しているように思われる。

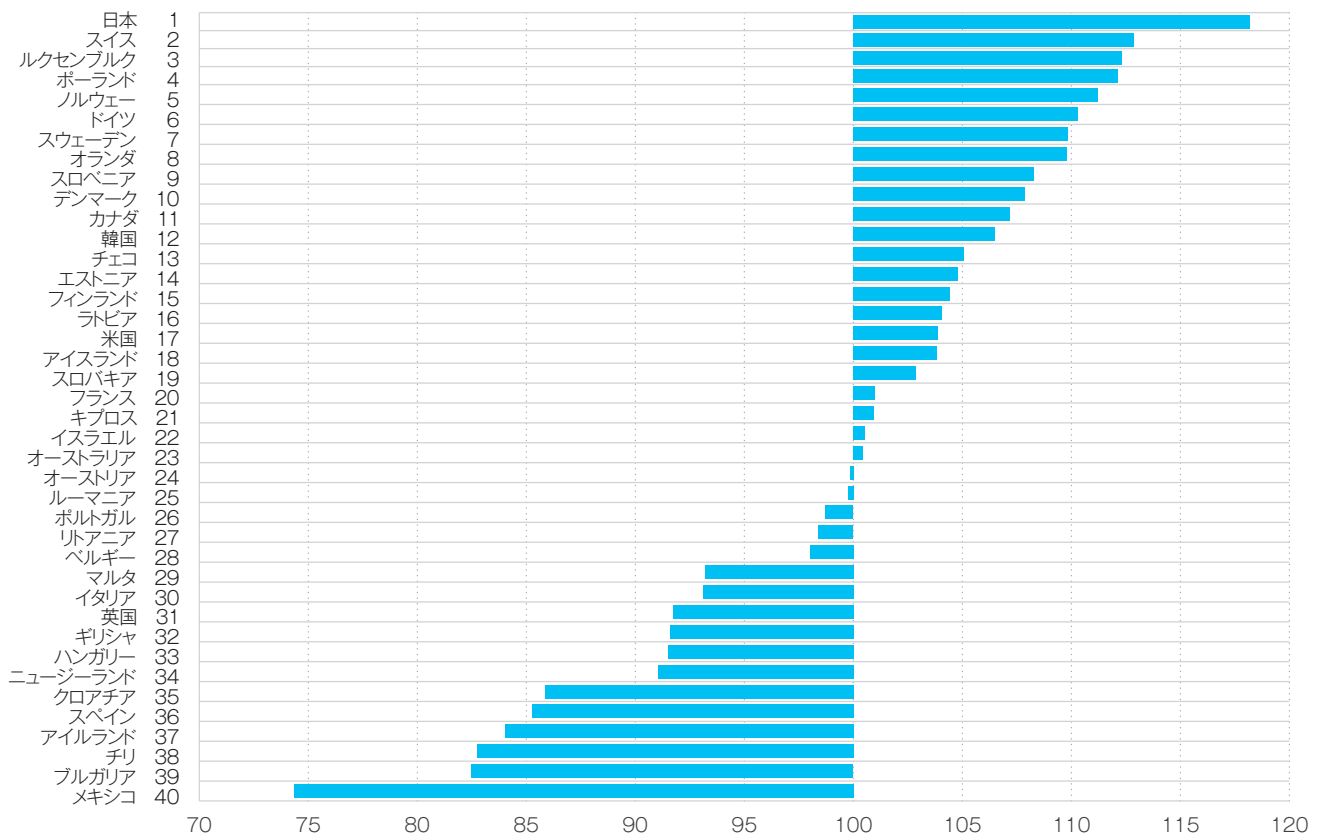
目標 8

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク)を促進する

- 平均すると、調査対象となった国の若者の 13 人にひとりが、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っておらず（ニート）、南欧及びラテン・アメリカではその割合がそれよりはるかに高い。若者向けの仕事を創出することにより、こうした機会の欠如を是正して、若者の社会への参加を改善することができる。
- およそ 10 人にひとりの子どもが、おとなが誰も働いていない世帯で暮らしており、アイルランドではその割合がほぼ 5 人にひとりに上る。

図 G8 - 質の高い就労

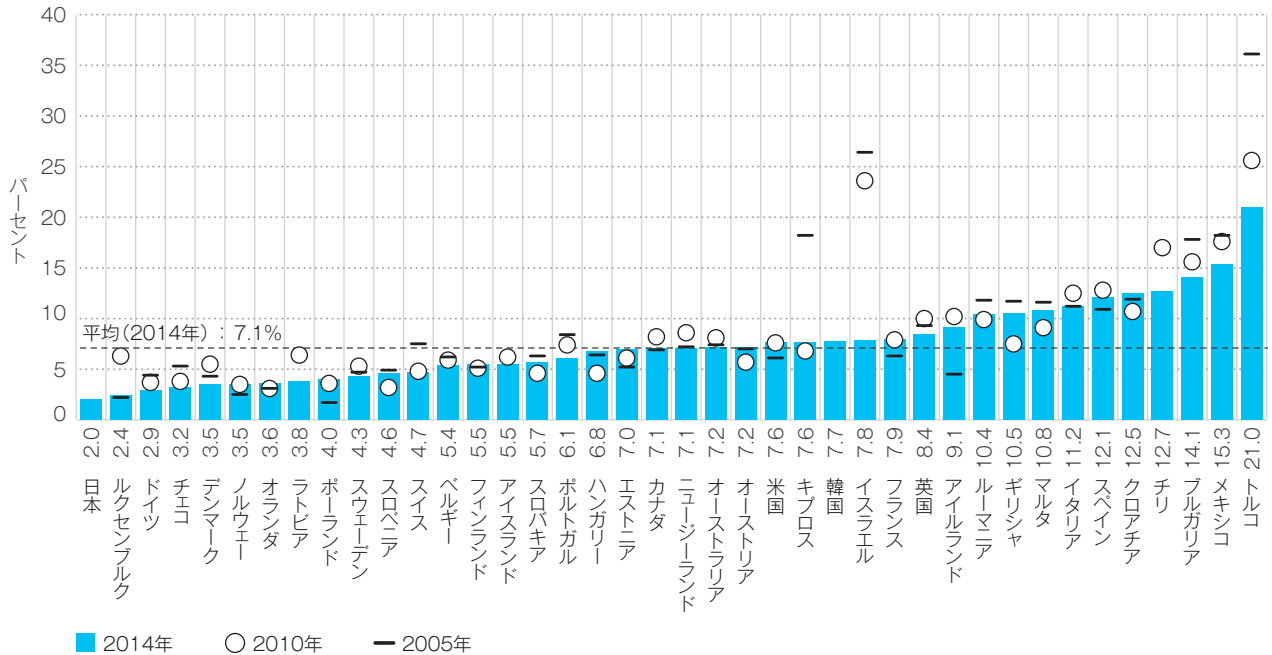
2 つの指標の平均による各国順位：ニート率、世帯内に就業者がない子どもの割合



注：トルコのニート率のデータは外れ値であるため、目標 8 の順位計算からは除外。この値を含めた場合、目標 8 のトルコの順位は 41 位。

図 8.1 若者の 13 人にひとりでは就学も就労も行っていない

就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者（15 歳～ 19 歳）の割合（ニート率）



注：国際労働機関（ILO）の定義では、就労・学習プログラム（work-study programmes）に参加している生徒は、労働市場における立場に関わらず就学と就労の両方の状態にあると見なされる。2014年に記載された韓国とチリのデータは2013年のデータ。2010年に記載されたチリのデータは2009年のデータ。分析に含まれない国：リトアニア。
 出典：OECD Family Database, 2016。日本のデータは「労働力調査 2015」から阿部彩（首都大学東京）が推計。

持続可能な経済発展を実現するためのいかなる戦略にも、若者が人間らしい暮らしを手に入れるための生産的な仕事に従事する機会を盛り込まなければならない。そうした機会の提供における各国の成果の重要な尺度が、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者（ニート）の割合である。高いニート率というのは、若者たち自身にとってだけでなく、社会全体にとっても不健全である。就学や就労をしていない若者は、自らのスキルや自信を培うことができず、社会的孤立、危険な行為への関与、精神的及び身体的な健康不良に陥るリスクがより高くなる可能性がある²²。

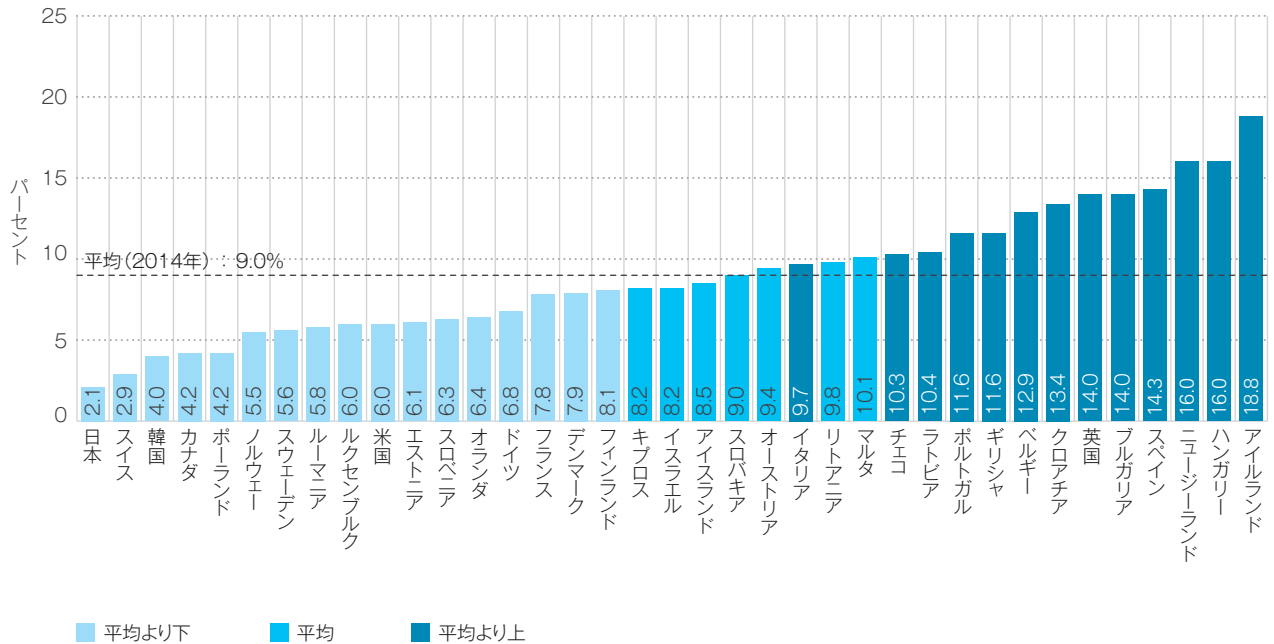
公式のSDG指標（8.6.1）は、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない、15歳～24歳の若者の割合である。しかし本報告書は子どもたちに焦点を当てているため、図8.1には15歳～19歳の若者の状況を示している。

調査対象の国々では、この年齢層のおよそ13人にひとりがニートである。一般に、ニート率が最も高いのは南欧とラテン・アメリカで、最も低いのは北欧と中欧である。トルコの若者たちが最もひどい状況にあり、5人にひとりがこのカテゴリーに分類される。

過去10年間にわたり、ほとんどの国においてニート率は低下している。特に一部の国では、目を見張るような改善が成し遂げられている。イスラエルでは、2005年から2014年までの間にニート率が3分の1以下にまで低下し、国際平均の水準まで改善された。キプロスではニート率が2分の1以下にまで引き下げられ、トルコも大幅な前進を遂げているが、それでもまだ、トルコのニート率は全OECD加盟国の中で最も高い。

一方、他の一部の国では状況が著しく悪化しており、アイルランドとポーランドでは、いずれも2005年から

図 8.2 子どもの 10 人にひとりには就業者がいない世帯で暮らしている
 世帯内に就業者がいない 18 歳未満の子どもの割合（おとなの経済状況の自己申告から）



注：2014 年に記載された韓国とニュージーランドのデータは 2015 年のデータ、米国は 2013 年のデータ、イスラエルと日本は 2012 年のデータを引用。メキシコのデータは労働市場におけるインフォーマル労働が占める割合が高いため除外。分析に含まれない国：オーストラリア、チリおよびトルコ。
 出典：図 1.1 参照

2014 年の間にニート率が倍増している。またエストニア、フランス、米国でも、それよりは小さな規模ではあるが、ニート率の上昇が見られる。

目標 8 に関連するもう 1 つの重要な指標は、成人の失業率である。おとなが誰も働いていない世帯で育つことは、所得の貧困を経験するリスクがより高いこと²³、また、学習、いじめ、そして特にニートに関する子どもの幸福度がより低いことと関係することが指摘されている²⁴。図 8.2 には、誰も報酬を伴う仕事に就いていない世帯で暮らしている子どもたちの割合が示

されている。

その結果は、日本の 2% からアイルランドの 19% まで幅広い。ブルガリア、ハンガリー、ニュージーランド、スペイン、英国では、およそ 7 人にひとりの子どもが、就労者のいない世帯で暮らしている。

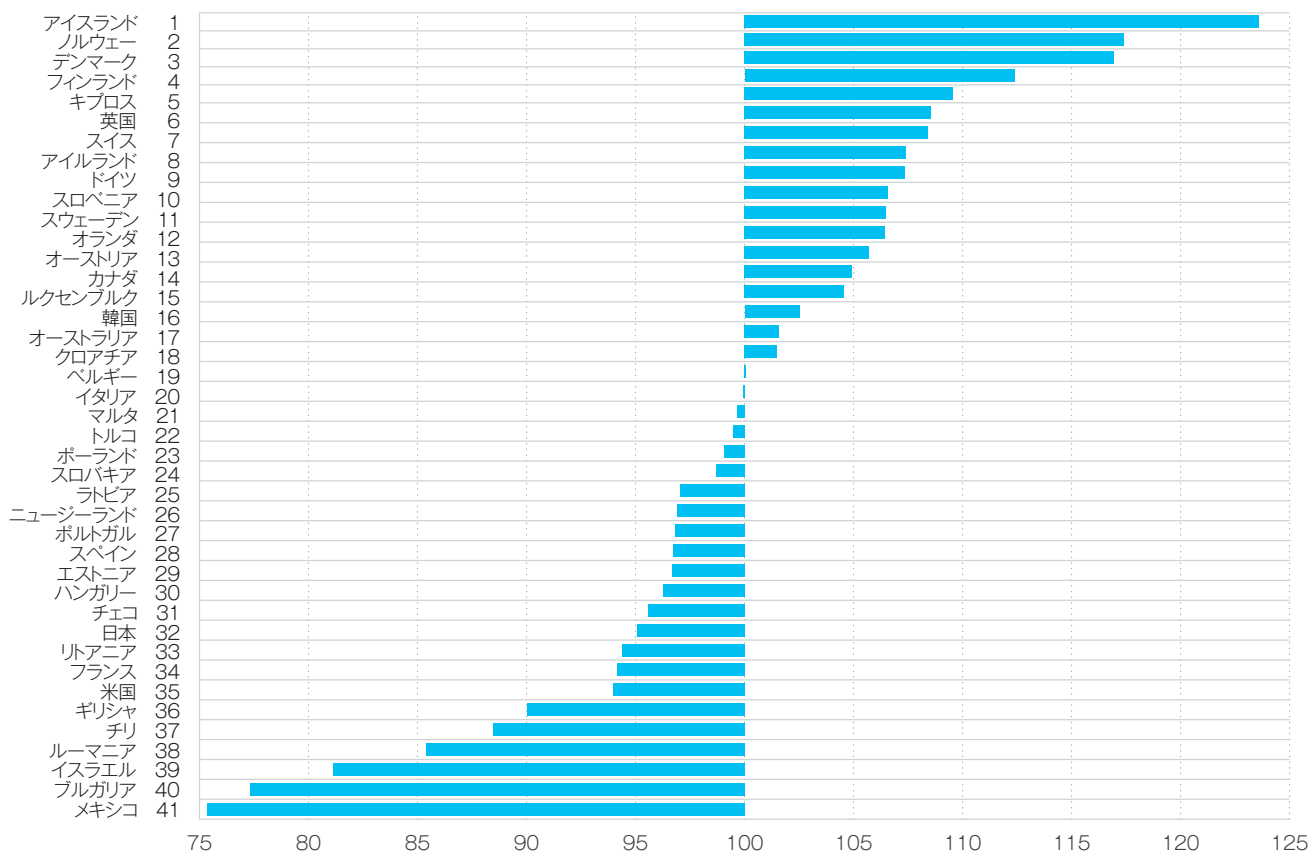
目標 10

各国内及び各国間の不平等を是正する

- ▶ 高所得国では、依然としてかなりの格差が存在している。3分の2の国では、子どもを持つ世帯の下位40%の総所得は、上位10%の総所得を下回っている。
- ▶ ほとんどの国では、2008年と比べて、下から10%におかれた子どもの世帯所得が、中央値にある子どもと比べてさらに大きく下回っている。
- ▶ こうした格差が最も際立っているのはブルガリアとメキシコで、反対にアイスランドとノルウェーで最も小さい。
- ▶ 経済的な不利益が、平等な機会を阻害している。調査対象となったすべての国において、より豊かな家庭の15歳児の方が、より不利な立場に置かれている同級生よりもはるかによい学習成果をあげている。

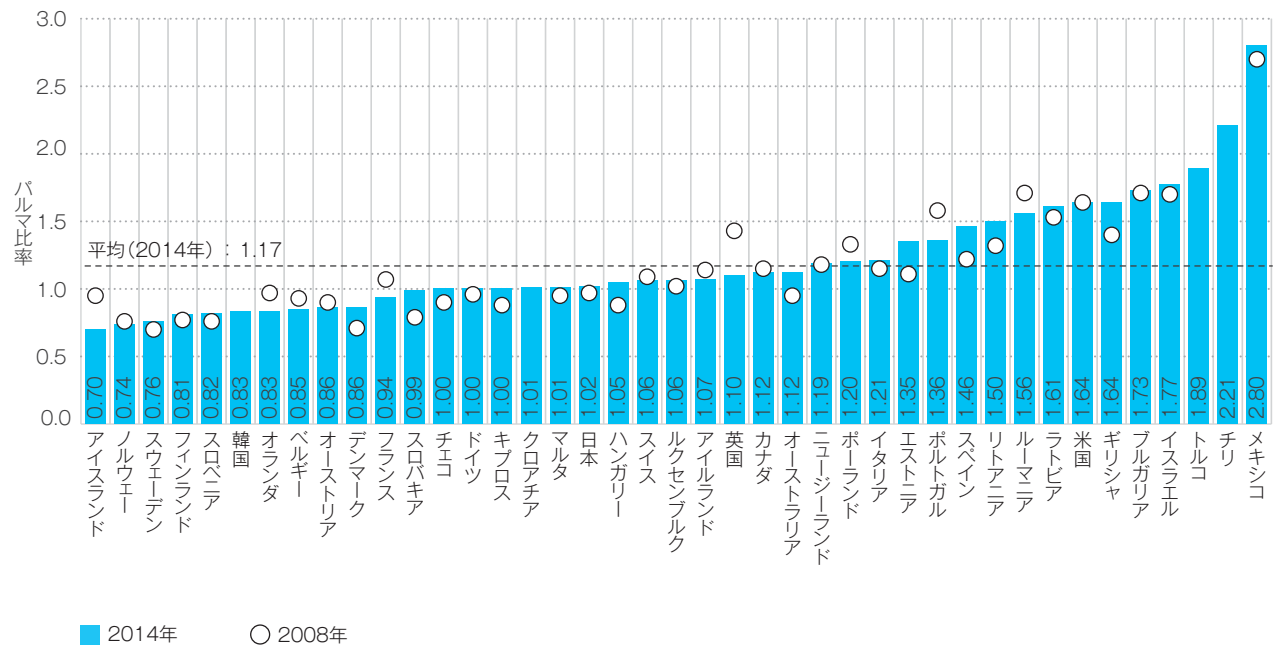
図 G10 - 格差の縮小

3つの指標の平均による各国順位：所得分布の上位10%の総所得が下位40%の総所得に占める割合、相対的所得ギャップ、社会経済階層による生徒の学力への影響



注：メキシコのデータのひとつ（2014年、上位10%と下位40%の所得の比率）は外れ値のため、目標10の順位計算には含めていない。この値を含めても、メキシコの順位に変更はない。

図 10.1 ほとんどの国で、上位 10%の総所得は下位 40%の総所得を上回る
 子どもがいる世帯における、所得分布の上位 10%の総所得が下位 40%の総所得に占める割合（2014 年および 2008 年）



注：所得分布の上位 10%の総所得が下位 40%の総所得に占める割合は、「パルマ比率 (Palma Ratio)」とも呼ばれる。この比率が 1.0 であれば、上位 10%の総所得と下位 40%の総所得が同じであることを示す。1.0 を超える数値は、上位 10%の総所得の方が大きいことを、1.0 を下回る数値は上位 10%の総所得の方が小さいことを示している。すなわち 1 を下回る値は、格差のレベルがより小さいことを表す。

出典：図 1.1 参照

所得格差は、様々な形で子どもたちに影響を及ぼす。最近では、より平等性の低い国で育った子どもたちの方が、教育、健康、生活満足度における結果が悪くなる傾向があることが示されている²⁵。さらに、所得格差がより大きい国の方が、世帯の所得が、子どもたちの教育の機会や資源へのアクセスを決定づけるのに果たす役割もより大きくなる。

格差に関する主要な指標のひとつが、パルマ比率とよばれる、所得分布の下位 40%の総所得を、上位 10%の総所得と比較した数値である。図 10.1 は、41 の高所得国について、子どものいる世帯を対象にこの関係を示している。これは、子どもに焦点を置いた修正版のパルマ比率で、1.0 という数値

は、上位 10%の総所得が、下位 40%の総所得と同じであることを示している。1.0 を下回る数値は、下位 40%の方が、上位 10%よりも多くの所得を得ていることを示しており、逆に 1.0 を超える数値は、下位 40%の所得の方が少ないことを示している。

比率が最も低いのはアイスランドであり、同国では 2008 年の金融危機以降、子どもを持つ世帯の上から 10%と下から 40%の総所得の格差が著しく縮小している。最富裕層の所得の減少により、アイスランドのパルマ比率は、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンという他の北欧諸国さえも下回るようになった。そのほかに、最富裕層と最貧困層の格差が縮小した国は、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、英

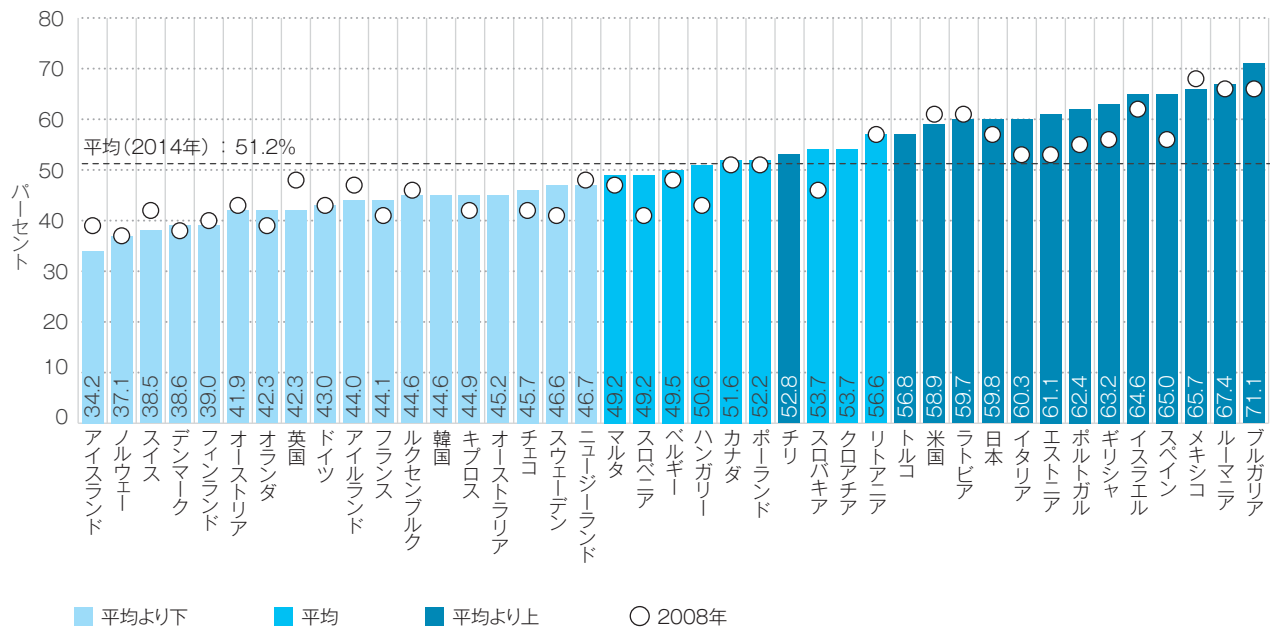
国であり、それに対してオーストラリア、エストニア、ギリシャ、ハンガリー、スロバキア、スペインでは、その格差が著しく拡大している。

この指標による格差が最も大きいのは、ラテン・アメリカのチリとメキシコであるが、ブルガリア、ギリシャ、イスラエル、ラトビア、トルコ、米国も、国際平均を大きく上回っている。

下から 10%の層を考慮

誰ひとり取り残さないことを目指す SDGs の精神に基づき、本報告書は、最も貧しい子どもたちに焦点を当てたもう一つの指標も取り上げた。レポートカード 9 及び 13 においてユニセフは、子どものいる世帯の所得分布の下から 10%にあたる子どもの世帯所得

図 10.2 ほとんどの国で、下から 10%にあたる子どもの世帯所得は、2008 年と比べて中央値からさらに取り残された相対的所得ギャップ（子どものいる世帯の所得分布の下から 10%にあたる所得と中央値のギャップ）（2014 年および 2008 年）



注：相対的所得ギャップ（「底辺の格差」）は、子どものいる世帯の所得分布の下から 10%目の子どもと中央値の子どもの世帯所得のギャップを、中央値に対する割合で表したものの。レポートカード 13（2016 年）でも使用。チリのデータは 2015 年のもの。
出典：図 1.1 を参照

が、中央値からどれだけ取り残されているのかを分析した。図 10.2 には、2014 年におけるそうした世帯の位置付けとともに、2008 年と比べた変化も示されている。

この指標とこの前の指標では、アイスランドが先頭に立っている。アイスランドの下から 10%にあたる世帯の子どもは、他のどの国の同じ立場にある子どもよりも、中央値に近い。しかし、2008 年以降その相対的ポジションが大幅に改善したのは、最も貧しい 10%の世帯の所得が増加したからではなく（実際、所得は減少している）、中央値がより大きく低下したからである²⁶。

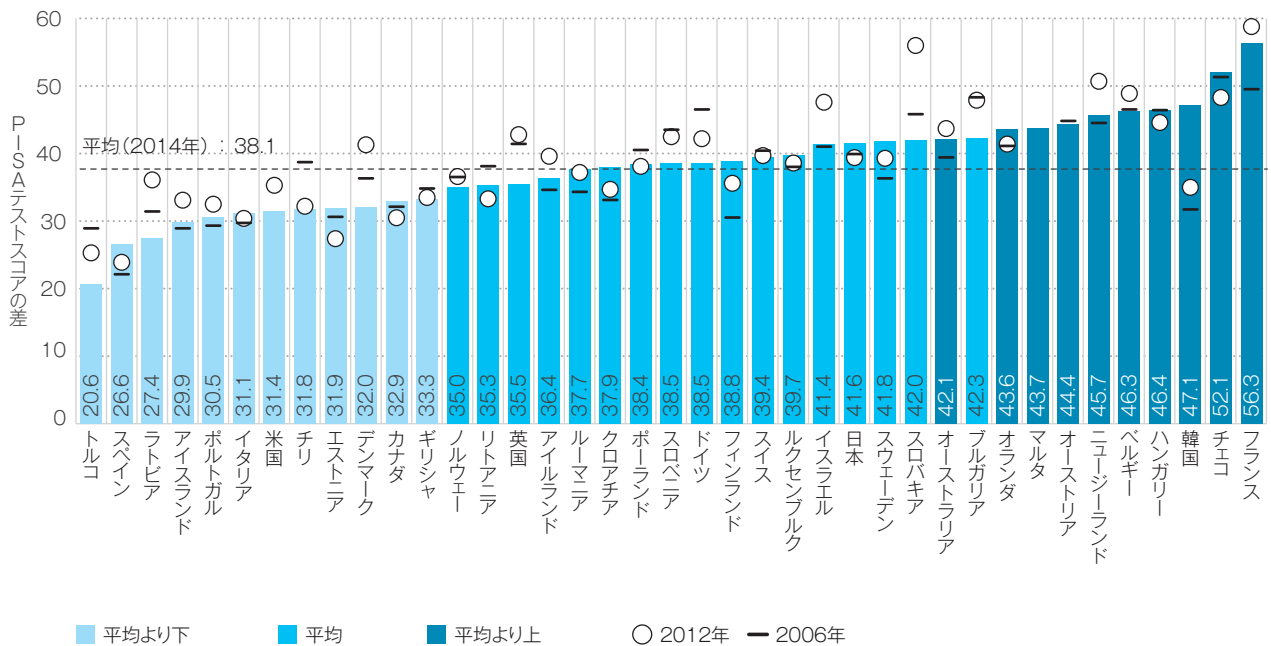
データがある国のうち 23 개국で、最も貧しい子どもたちの世帯所得は、2014 年に、2008 年と比べてさらに大きく中央値を下回っていた。エストニア、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペインには、特に懸念材料がある。これらの国では、最も貧しい 10%の子どもたちが著しくその立場を悪化させたのである。ポルトガルにおいては、2008 年から 2014 年の間に、パルマ比率が改善されたという事実があるにもかかわらずである。このことは、下から 40%に焦点を当てることに加えて、最も貧しい 10%の子どもたちの状況も分析することの重要性を明らか

にしている。

社会経済的背景が学習成果に影響する
機会の不平等がもたらす負の影響は、生涯にわたって続くおそれがある。それが表に現れるひとつの形は、学習成果に対して社会経済階層が及ぼす影響である。子どもたちの家庭環境が、幼少期に、時には就学前に、子どもたちの進む道を分岐させてしまうことが研究により明らかになっている²⁷。

生徒の学習到達度調査（PISA）では、「社会経済文化的背景（ESCS）指数」という、社会経済的背景に関する幅広い指標が策定されている。これは、親

図 10.3 対象 39 国国すべてにおいて、社会経済的背景が学習成果と関連している
ESCS 指数 1 単位上昇による、読解力、数学、科学分野の PISA テストのスコアの差



注：すべての数値には統計的優位性がある。米国は、読解力のデータがないため 2006 年のデータはなし。メキシコは就学率の低さのために分析から除外。メキシコでは、2015 年 PISA テスト時期に、15 歳～17 歳の 4 人にひとり (26.7%) が学校に通っていなかった。最も所得が低い層の子どもたちが、この年齢の学校に行っていない子どもの約半分 (45%) を占める。参照：UNICEF (2016). 'Niños y niñas fuera de la Escuela en México'. https://www.unicef.org/mexico/spanish/UNICEF_NFE_MEX.pdf. 2015 年のデータでは、メキシコにおける社会経済階層によるテスト結果への影響は 19.8 ポイント。オーストリアの 2012 年の ESCS 指数はない。分析に含まれない国：キプロスおよびメキシコ。
出展：OECD PISA survey, various waves.

の学歴、親の職業、家庭の財産、文化的所有物 (美術品及び古典文学)、教育資源という 5 つの指標に基づくものである。図 10.3 には、ESCS 指数の 1 単位の上昇と、読解力、数学、科学の 3 分野における PISA テストの結果との関連性が示されている。数値が高いほど、社会経済的背景が生徒の学習成果に及ぼす影響が大きいことを示している。

結果は顕著かつ一貫したものとなっている。社会経済的に有利な状況にある 15 歳の生徒は、2015 年、調査対象となった 39 の先進国すべてにおいて、より不利な状況にある同級生よ

りも読解力・数学・科学の 3 分野で優れた結果を残した。OECD 加盟国全体の平均を見ると、PISA の ESCS 指数における 1 単位の上昇と関連づけられる PISA テストのスコアの差は、1 年を超える学校教育に相当する。

最も大きな影響が表れているのはフランスで、同国では ESCS 指数の 1 単位の上昇が、3 分野平均で 56 ポイントの上昇につながった。これは学校教育のほぼ 2 年分に相当する差である。

反対に、社会経済的背景が成績に及ぼす影響が最も小さかった国はトルコである。これは一部には、成績における

差異が比較的小さかったことに起因している。

学習成果に対する社会経済的背景の影響は、長期間にわたって続くものである。しかし、2006 年以降、チリ、ドイツ、トルコでは公平性が大きく改善された一方、フランス、フィンランド、そしてとりわけ韓国では、不公平性がいっそう増した。

コラム5 移民というレンズで見る:すべての子どもを含むという意味

格差の縮小に関する目標 10 のうち、ターゲット 10.7 は、「計画に基づきよく管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する」ことを目的としている。

世界でおよそ 5,000 万人の子どもたちが、ふるさとを奪われ、国外あるいは自国内の別の場所で暮らしている。難民の 2 人に 1 人は子どもである。欧州では、難民申請の 4 件に 1 件が未成年者からのものである。そうした子どもたちは、移民の場合もあれば、難民、国内避難民、或いは無国籍者の場合もある。しかし、どこ出身であろうと、或いは誰であろうと、何よりもまず、彼らは子どもなのである。各国は、避難を強いられた子どもたちを保護する共通の責任と法的義務を負っている。そうした子どもたちが虐待や剥奪からどの程度保護されるかは、移民管理がどれほどしっかりしているか、移民の子どもたちがどのようにして社会に統合されるか、そうした子どもたちが必要なサービスにアクセスできるかによって決まる。

欧州に関しては、そこに保護を求めてくる子どもたちの最近の流入に対する各国の対応は迅速で、その際には即座に利用可能なあらゆる資源が利用された。移動する子どもたちに対しては相当な注意が払われているが、子どもたちの数の多さと増大する流入の規模ゆえに、欧州の社会、政治及び経済システムに莫大なストレスがもたらされている。それぞれの国が、関連する国際条約を批准し、優れた対応事例を数多く有しているにもかかわらず、すべての EU 加盟国において、移民、難民および子どもの権利に関する構造、制度、サービスに慢性的な欠陥があり、それが支援を必要としている子どもたちに支援やサービスを提供する各国の能力を妨げている。サービスへのアクセスは、移民・難民プロセスにおける子どもたちの法的身分により異なり、また変化し、おとなの同伴者のいない未成年者など一部のグループは、他に優先される傾向がある。

「移動する子どもたち (Children on the Move)」(2016 年) というユニセフの調査では、欧州全域の難民や移民の子どもたちに影響を及ぼす政策、慣行についての概要がまとめられている。この調査では、難民申請者、おとなの同伴者のいない未成年者、公式書類のない移民、難民、或いは送還手続き中の子どもたちといった、様々なカテゴリーの移動する子どもたちに、法的に保障されている権利を調べている。教育、保健、社会サービスへのアクセスは、法的身分にかかわらず移動する子どもたちすべてに提供されるべき基本的権利である。

基礎教育は、すべての子どもたちに保証されている基本的

権利である。それにもかかわらず、教育の質、タイプ、量が、それぞれの子どもの実際の教育ニーズではなく、法的身分に応じて異なることが、同調査によって明らかになった。同様に、関連の国際法や子どもの権利条約によれば、移動途中の子どもたちが適切な保健ケアを受けられるようにすべきであるにもかかわらず、実際には、一般的な保健サービスを受ける権利はかなり制限されている。また、いずれの EU 加盟国においても有効な居住許可がなければ社会保障給付が支払われないため、移民の子どもたちには社会保障へのアクセスも制限されている。この政策により、公式書類を持たない移民や非正規移民は自動的に不利な立場に置かれることになる。

下表は、欧州諸国における、移民や難民の子どもたちに法的に保障されている権利の欠如について、いくつかの最も重大な事例を取り上げている。実務上の妨げに加え、支援を可能にする措置も限られているため、そうした子どもたちは、しばしば不利な状況に置かれ、貧困のリスクにさらされている。

公式書類のない移民の子どもは学校教育の対象外

ブルガリア、フィンランド、ハンガリー、ラトビア、リトアニア

移民に妊産婦ケアを提供する規定がない

ブルガリア、キプロス、フィンランド、リトアニア、ルクセンブルク、ポーランド、スロバキア

公式書類のない移民の子どもは緊急の保健サービスのみの対象

ブルガリア、キプロス、フィンランド、リトアニア、ルクセンブルク、スロバキア

出典 : UNICEF CEE/CIS (2016). 'Children on the Move' is an ongoing study of legal entitlements for migrant children. Developed from data provided in Byrne, K. (2016, on file with authors) 'Law, Policy and Practice Affecting Refugee and Migrant Children in Europe'

すべての子どもたちに安全で規則的かつ責任ある移住を保証する SDGs のターゲット 10.7 を達成するためには、移動する子どもたちの法的身分によって法的に保障される権利が決めるのではなく、子どもたちの本来もつ権利とニーズに基づいてサービスを提供することが必要である。欧州の国境の保護と子どもたちの保護とは、相反するものではない。

出典 : Toczydlowska, E. and D' Costa, B. (2017). 'Migration and Inequality: Making policies inclusive for every child', Innocenti Research Brief 2017-14. UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence; UNICEF CEE/CIS (2016). 'Children on the Move', an ongoing study of legal entitlements for migrant children. Developed from data provided in Byrne, K. (2016, on file with authors) 'Law, Policy and Practice Affecting Refugee and Migrant Children in Europe'.

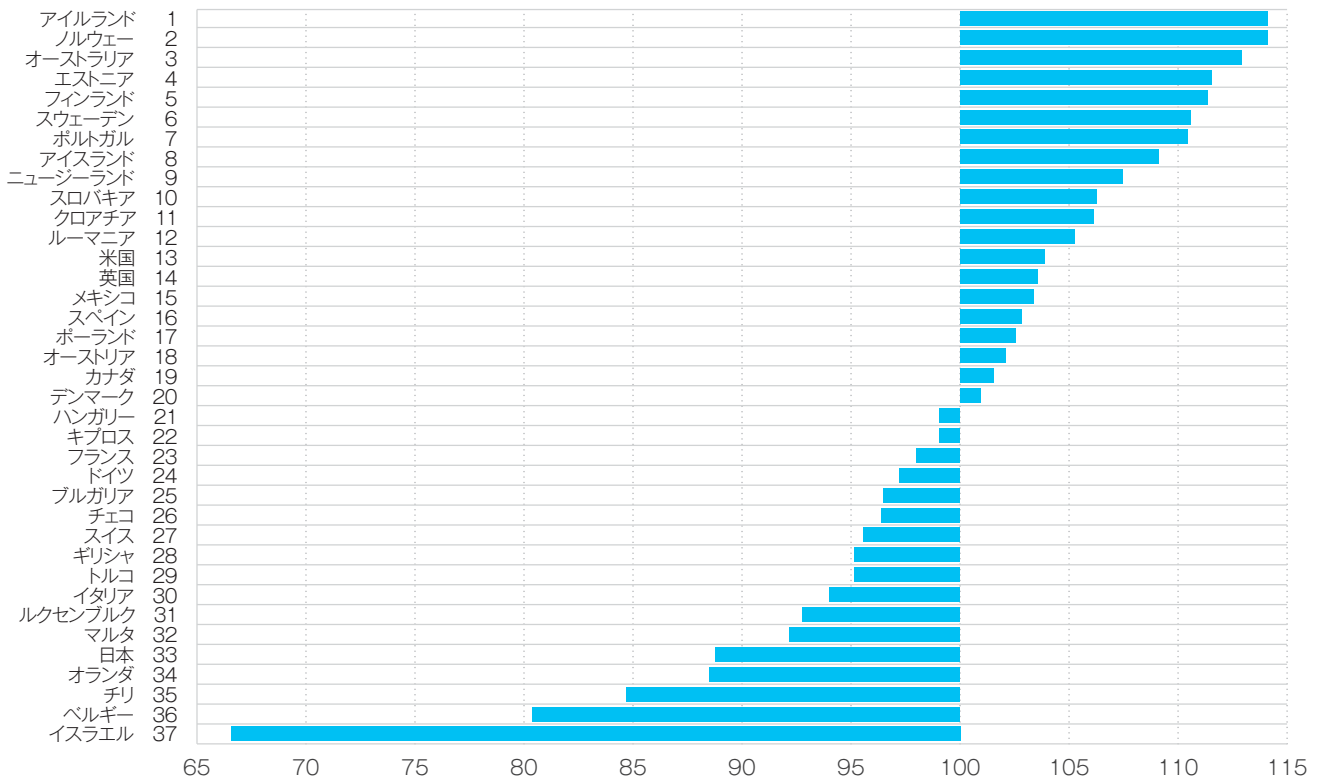
目標 11

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 調査対象となった高所得国全体の半数が、世界保健機関（WHO）が定めた都市部の大気環境基準を満たしていない。子どもたちはそうした汚染に対して特に脆弱である。
- 調査対象となった国全体の都市部の大気汚染濃度の平均レベルは、環境基準値を超えている。

図 G11 - 持続可能な都市と住環境

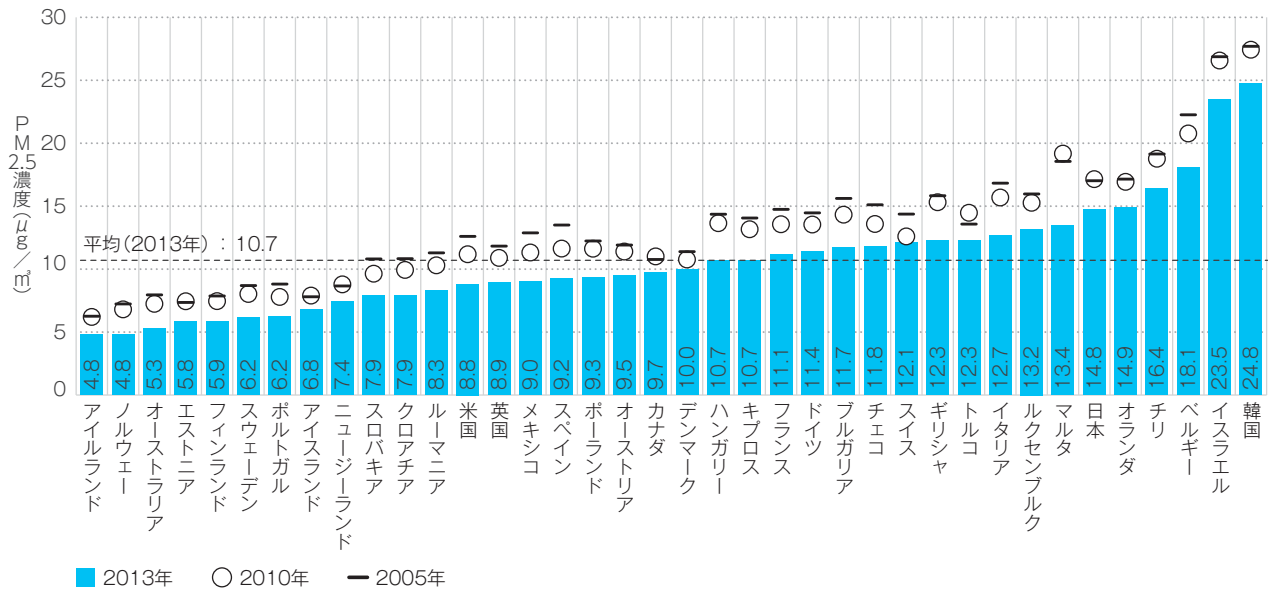
1つの指標による各国順位：大気汚染（PM2.5の年間平均濃度を、都市部に住む子どもの割合で加重）



注：ラトビア、リトアニア、韓国およびスロベニアは順位に含まれない。2013年の韓国の値は、外れ値のため、目標 11 の順位計算から除外した。この数値を含めると、目標 11 の韓国の順位は 38 位となる。

図 11.1 子どもの健康は高いレベルの大気汚染に脅かされている

微小粒子状物質 (PM2.5) の年間平均濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) を都市部に住む子ども (0歳~19歳) の割合で加重 (2013年、2010年、2005年)



注：データは、国連開発計画 (UNDP) の都市部に住む 0歳~19歳の子どもの人口に関する最新の数値を用いて加重した。2013年の人口は、2010年及び2015年の平均を使用 (データは5年ごとに更新)。全体の都市化率は2005年は73.8%、2010年は74.9%、2013年は75.4%。ラトビアの2010年のデータは7.9、2005年は8.0。リトアニアのデータは2010年は9.1、2005年は9.5。2013年のラトビアとリトアニアの数字は欠如。ラトビア、リトアニアおよびスロベニアはこの分析には含めていない。
 出典：Brauer et al. (2016). 'Ambient Air Pollution Exposure Estimation for the Global Burden of Disease 2013', Environmental Science and Technology, vol. 50, no. 1, pp. 79-88; UNDP (2017). 'Urban and Rural Population by Age and Sex, 1980-2015'. Available at : nin.tl/UNDP2017

都市を持続可能で安全な人間の居住空間にするためには、現在多くの都市部の居住者を苦しめている大気汚染のレベルを引き下げる必要がある。

子どもたちは、単位体重当たりの呼吸量が成人よりも多いため、大気汚染の影響を特に受けやすい。子どもたちの肺は、胎内で成長しているときと生後数年間のいずれにおいても、そうした汚染によるダメージを特に受けやすく、またこれまでの研究により、超微小粒子は子どもの脳組織に恒久的ダメージを与える恐れがあることも示唆されている²⁸。さらに、全世界で毎年60万人近くの5歳未満児が、大気汚染の影響により発症又は悪化する病気で命を落としている²⁹。ひどく汚染された環境では、屋外での遊びや運動は益よりもむしろ害をもたらす可能性がある。

大気汚染のモニタリングに対する公式のSDG指標は11.6.2で、これは都市における微小粒子物質の年間平均レベルを測定するものである。図11.1には、PM2.5の濃度で測定された、38のOECD又はEU加盟国における大気汚染の年間平均レベルが示されている。PM2.5というのは直径が2.5マイクロメートル (μm) 以下の粒子状物質であり、極めて微細であるため、肺の内部に浸透するだけでなく血流に入り込むこともでき、様々な健康障害の原因となる³⁰。データは、都市部で生活している各国の子どもの割合を考慮して加重されている。

WHOは、1立方メートル当たりのPM2.5の濃度が10マイクログラム (μg) 未満という大気中の粒子状物質に関する環境基準を設けている。分析

に含まれている38カ国のうち、半数近くがこの基準を満たしておらず、これらの国々の平均はこの環境基準を僅かに上回っているにすぎない。イスラエルと韓国の都市部では、大気汚染のレベルが環境基準の2倍を上回っていた。ベルギーの都市の子どもたちは、欧州で最も高いレベルの大気汚染に直面していた。

一筋の光明は、調査対象となった高所得国のほぼすべてにおいて、2005年から2013年の間に大気の質が改善されたということである。例外は、改善が見られなかったデンマーク、アイスランド、ニュージーランドと、さらに悪化したカナダとトルコであった。この期間中に最大の改善が見られたのは、マルタ、メキシコ、スペインで、米国でも大幅な前進が成し遂げられた。

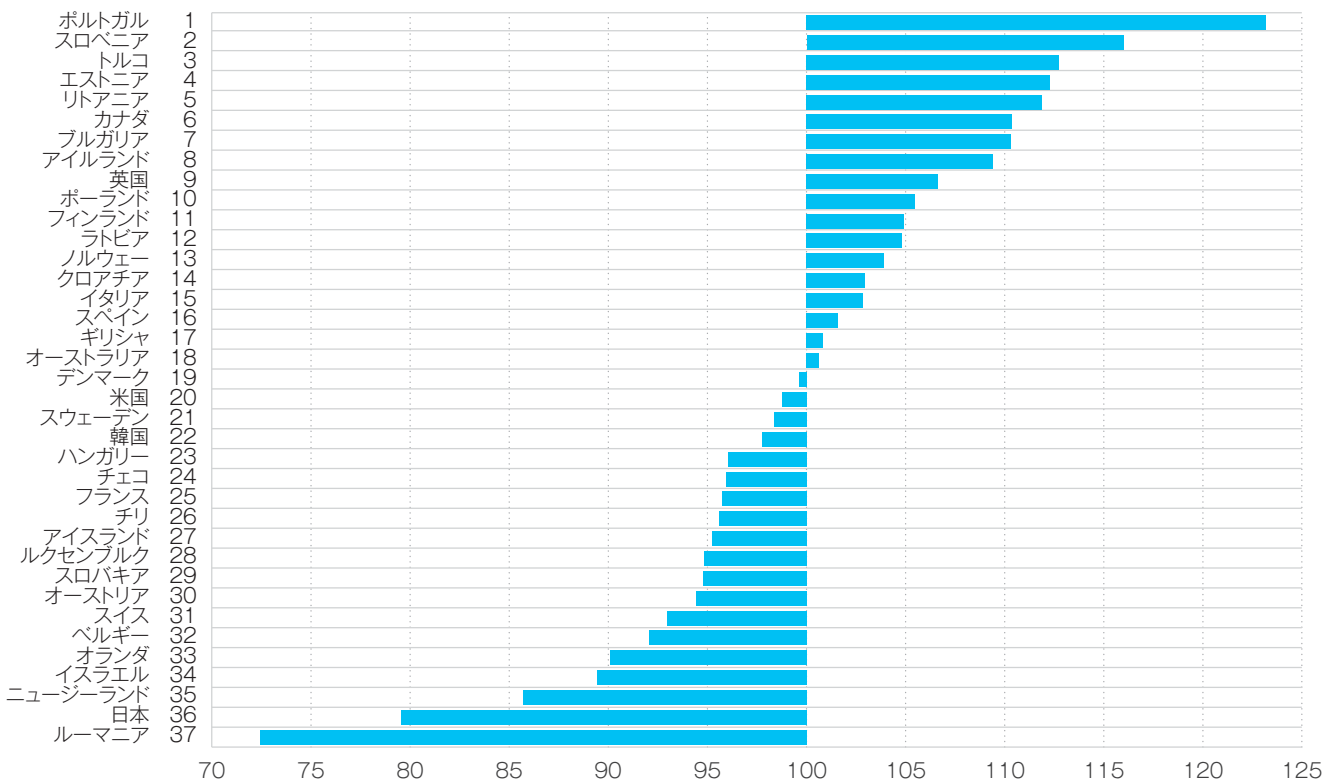
目標 12

持続可能な生産消費形態を確保する

- » 高所得国の若者は、概して、今日の環境面の課題について認識している。平均で 15 歳児の 62% が、7 つの主要な環境問題のうち少なくとも 5 つについて知っているという回答。
- » 若者が最もよく知っているのは大気汚染と動植物の絶滅で、最も馴染みがないのは遺伝子組み換え生物と核廃棄物である。

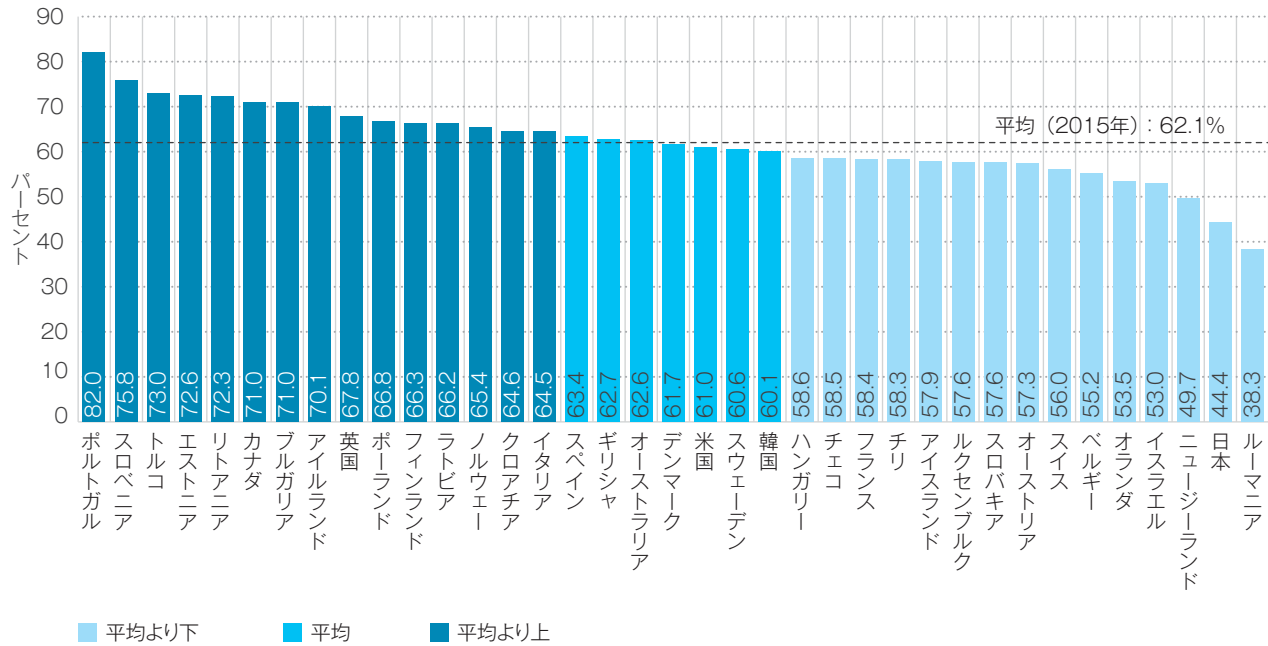
図 G12 - 責任ある消費と生産

1 つの指標による各国順位：5 つ以上の環境問題について知っているという生徒（15 歳）の割合



注：キプロス、ドイツ、マルタおよびメキシコは順位に含まれない。

図 12.1 OECD 加盟国の 15 歳の生徒の過半数は、少なくとも 5 つの環境問題について知っている
5 つ以上の環境問題についてよく知っているあるいはある程度知っているとした 15 歳の生徒の割合



注：7つのうち少なくとも5つの環境問題について「ある程度知っており、大まかに説明できる」または「よく知っており、詳しく説明することができる」と答えた生徒の割合。ドイツは不足している数値が多いため除外。メキシコは2015年のPISAテスト時の就学率が低いためこの分析には含めていない。UNICEF (2016). 'Niños y niñas fuera de la Escuela en México', p.29: https://www.unicef.org/mexico/spanish/UNICEF_NFE_MEX.pdf. 参照。しかし、メキシコでの2015年調査では、15歳の生徒の60%が5つ以上の環境問題について、よく知っているあるいは何かしら知っていると回答した。分析に含まれない国：キプロス、ドイツ、マルタおよびメキシコ。
出典：OECD PISA survey 2015.

SDGsの目標12に関しては、指標12.8.1が子どもたち・若者と最も直接的に関連している。それはこの指標が、前期中等教育の終わりに近づいてきたときの、15歳の生徒の環境意識のレベルを測るものだからである。環境問題や人間が自然に及ぼす影響に対する若者の理解が高まるほど、そうした若者が持続可能性に向けた世界的前進により大きく貢献できるようになるというのは、妥当と思われる想定である。

2015年のPISAテストは、生徒に以下の7つの主要な環境問題について知っているか、説明できるかを尋ねた：

- » 大気中の温室効果ガスの増加

- » 遺伝子組み換え生物の利用
- » 核廃棄物
- » 土地開発のための森林伐採の影響
- » 大気汚染
- » 動植物の絶滅
- » 水不足

図 12.1 には、37 カ国における結果の比較が示されている。

平均で62%の生徒が、7つの環境問題のうち少なくとも5つについてある程度またはよく知っていると答えた。ポルトガルが82%の認識率で際立っており、さらにブルガリア、カナダ、エストニア、アイルランド、リトアニア、スロベニア、トルコの7カ国でも、10人中7人を超える生徒がこのレベ

ルの知識を有している。反対に、日本、ニュージーランド、ルーマニアでは、このレベルの認識をしている生徒は50%に満たない。

いくつかの問題が、他の問題よりも広く認識されている。一般に、大気汚染が最も認識レベルが高く、およそ83%の生徒がこれについてある程度の知識を有しており、その次が動植物の絶滅(79%)であった。最も馴染みが薄かった問題は、遺伝子組み換え生物の利用(42%)と核廃棄物(55%)であった。温室効果ガスの影響に関する認識はその中間に位置付けられ、65%の生徒がこの問題について説明することができた。

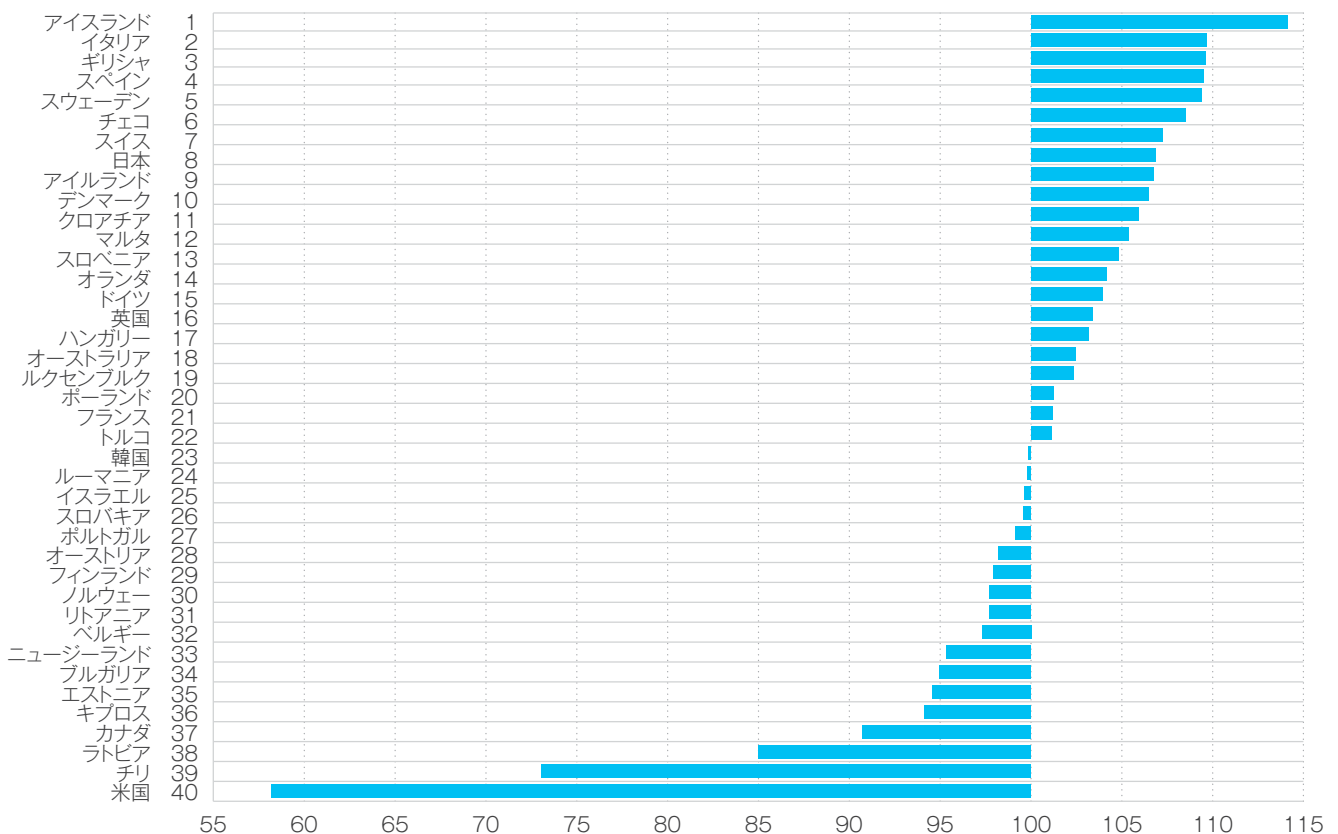
目標 16

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、
 すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆる
 レベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- » すべての高所得国は、子どもたちに影響を及ぼしている暴力の問題に取り組み、平和で包摂的な社会の構築に努めなければならない。
- » 殺人による子どもの死亡率は南北アメリカの方が欧州よりもはるかに高く、メキシコでは調査対象国の平均の9倍に上り、また米国でも平均の4倍となっている。
- » 調査対象となった国の子どもの少なくとも10人にひとりが日常的にいじめを経験しており、バルト諸国ではその割合が特に高い。
- » 平均すると、5人にひとりの女性が、15歳になる前におとなから身体的暴力を受けたことがあると回答している。

図 G16 - 平和で包摂的な社会

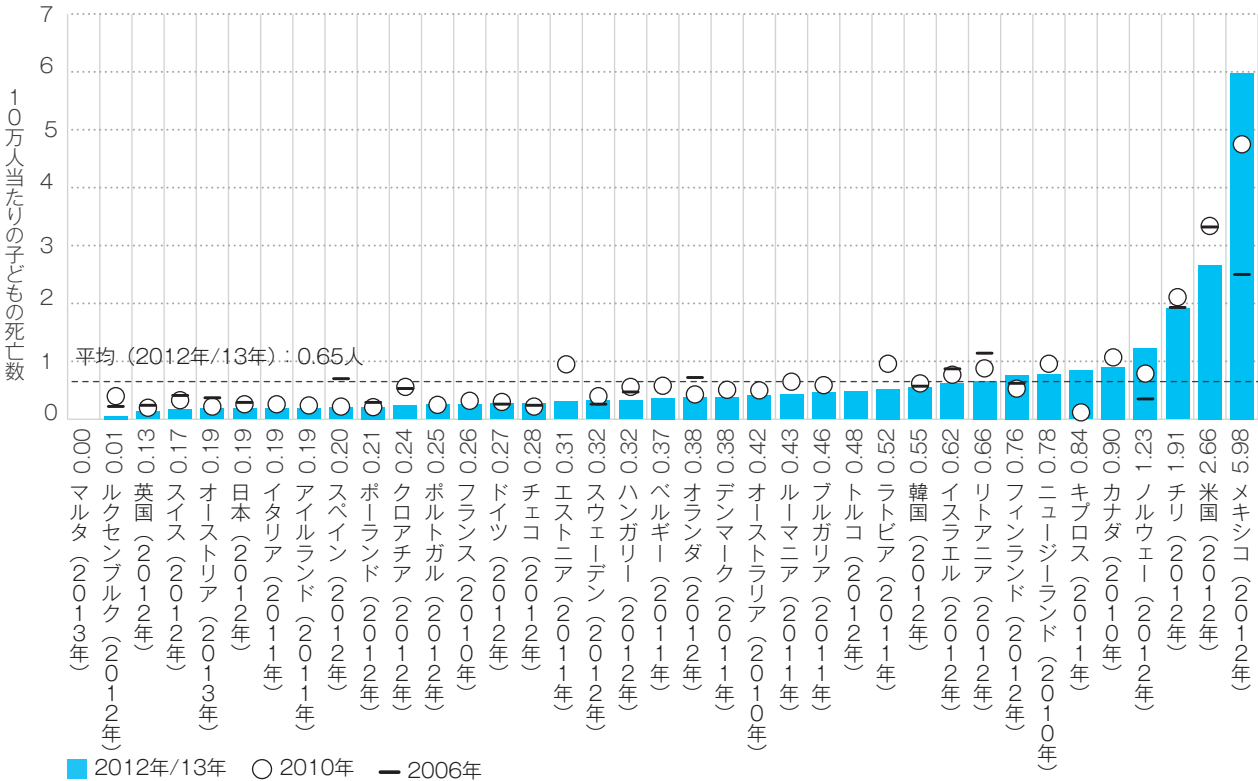
2つの指標の平均による各国順位：殺人による子どもの死亡率およびいじめを経験した子どもの割合



注：メキシコは順位に含まれない。いじめに関する2014年のリトアニアのデータおよび殺人による子どもの死亡率に関するメキシコの2012年/13年データはこの分析には含まれていない。これらの数値は外れ値で、これらを含み目標16の順位を計算すると、リトアニアの順位は39位、メキシコは41位となる。

図 16.1 アメリカ大陸において、殺人による子どもの死亡率が高い

殺人による子どもの死亡率（意図的な攻撃により殺害された子ども（0歳～19歳）の数、10万人当たり）



注：メキシコは、殺人による子どもの死亡率が調査対象国平均の標準偏差の3倍以上高く、外れ値であるため、目標16の順位表に含まれない。数値は()内の年前後3年間の平均値。古い推計は、その年以前の3年間の平均。平均は非加重。分析に含まれない国：ギリシャ、アイスランド、スロベニアおよびスロバキア。
 出典：WHO mortality database, 2016.

目標16に関する一つ目の公式SDG指標は16.1.1で、これは10万人当たりの意図的殺人行為による犠牲者の数を測るものである。図16.1はこれを修正したもので、37の高所得国における殺人によって犠牲になった子どもの数を示している。

ここに含まれている国の平均は、人口10万人当たり0.65人であるが、この数値の裏には驚くほどの差異が存在する。言うまでもなく、たとえひとりの子どもの殺害であっても容認されるものではないが、実際にはほとんどの欧州諸国ではその発生率が極めて低い。また、チリ、米国、メキシコとい

う南北アメリカの3カ国における極めて高い殺人による子どもの死亡率がなければ、国際平均はさらに低いものになる。チリ及び米国では、殺人による子どもの死亡率は、それぞれ高所得国の平均のおよそ3倍と4倍であるが、その割合は2009年以降僅かに低下している。対照的にメキシコでは、2006年の10万人当たり3人未満から、2009年にはほぼ5人、そして2012/13年には6人へと上昇している。こうした傾向は、当該期間における違法薬物密売組織に絡んだ暴力の増加が原因であると考えられる。

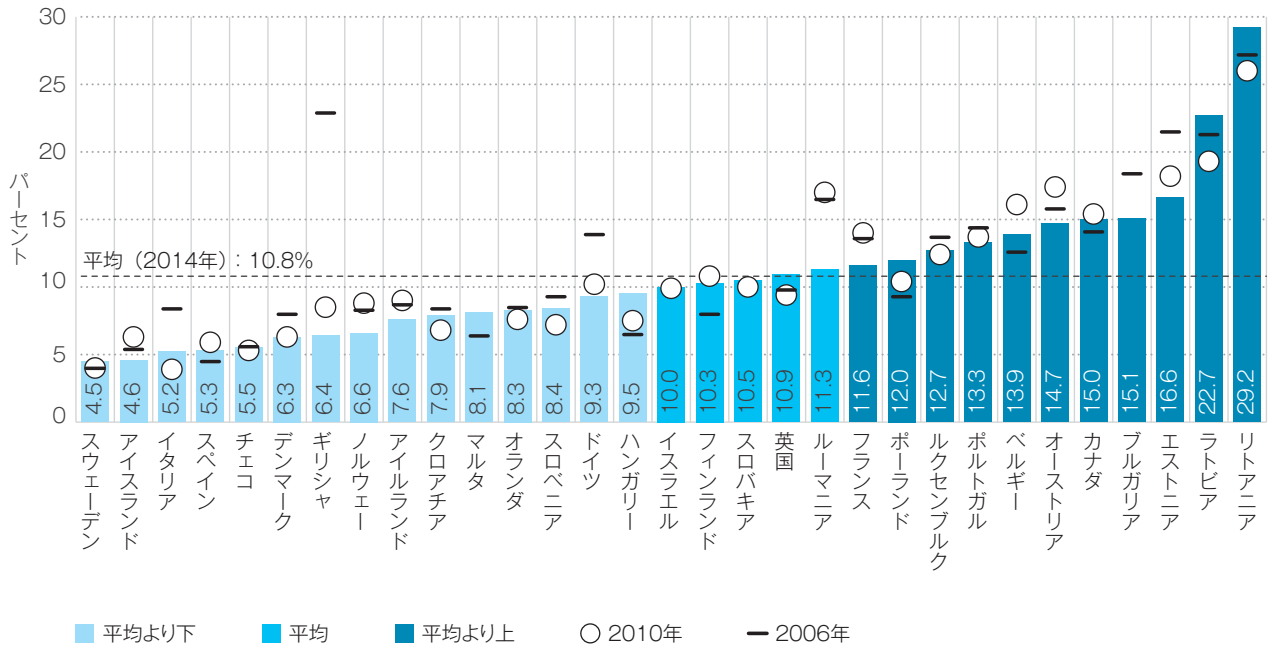
欧州で殺人による子どもの死亡率が最

も高いのはノルウェーで、同国では2006年からデータが入手できる直近年にかけて、その率が上昇傾向にあることも心配の種となろう。2011年7月22日のウトヤ島での大量殺人が2012年の数値に影響を及ぼしていることは間違いないが、2006年から2009年の間に既に上昇傾向が見られていた。

いじめ：日常的暴力

高所得国のほとんどの子どもたちは、いじめという形で日常的に暴力を受ける可能性がより高い。いじめは最近、国連総会の決議と、子どもへの暴力に関する国連事務総長特別代表事務所が

図 16.2 先進国の子ども 10 人にひとり以上が日常的にいじめを経験している
過去 1 カ月に少なくとも 2 回いじめを経験した子ども（11 歳～15 歳）の割合



注：日常的ないじめとは、ここでは子どもたちが過去 1 カ月の間に 2 回以上いじめを経験したことを指す。2014 年のスイスのデータはない。トルコ及び米国は 2014 年 HBSC 調査の対象外。ベルギーおよび英国の推計は、対象地域の結果を人口で加重（ベルギーのブリュッセル地域、英国の北アイルランド地域を除く）。日本のデータは、国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2013-2015 年』にある（例えば、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした」ことが「1 カ月に 2～3 回くらいあった」と答えた 10 歳～12 歳の子どもが 17.1%、13 歳～15 歳が 11.5%）が、ここでの比較には含めていない。オーストラリア、チリ、キプロス、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、スイス、トルコおよび米国はこの分析に含めていない。
出典：HBSC study, various waves.

らのレポートの焦点にもなっている。同レポートは、いじめには身体的な暴力はもとより、感情的及び心理的暴力も含まれることを明確にしている。また、いじめの経験を、健康不良、自尊心の低下、学習成果の低下、うつ症状、自殺志向と関連付けている³¹。図 16.2 には、過去 1 カ月に 2 回以上いじめを受けたことがあると答えた、11 歳～15 歳の子どもの割合が示されており、問題の規模がある程度分かるようになっている。

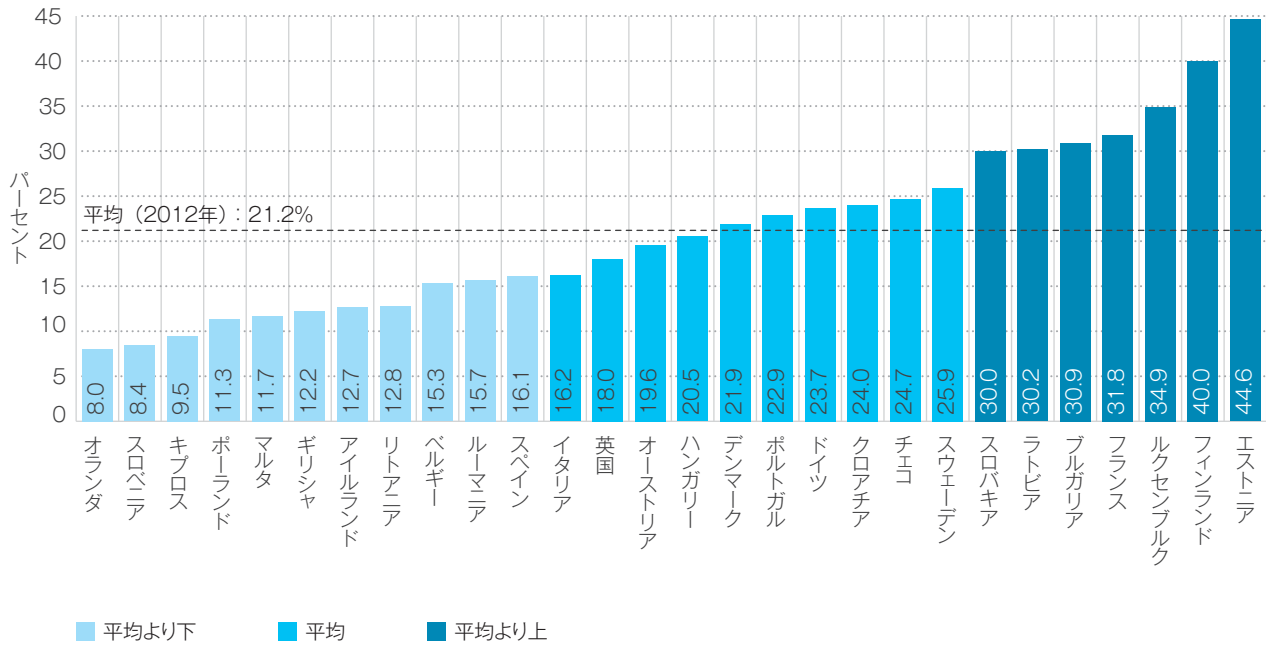
平均でおよそ 9 人にひとりの子どもが、日常的にそして繰り返されるいじめを経験している。しかし平均値では、

各国間の大幅な差異が隠されてしまっている。スウェーデンとアイスランドでは、日常的にいじめを受けている子どもは全体の 5% に満たないのに対し、リトアニアではその比率が 29.2% と驚くほど高く、バルト海沿岸の隣国であるエストニアとラトビアが次に高い割合を示している。エストニアでは、少なくとも 2006 年以降はいじめを経験する子どもの割合が低下しているが、当該期間中に最も大幅に改善されているのはギリシャで、同国ではその割合が 2006 年の 22.9% から、2014 年には 6.4% にまで低下した。

子どもに対するおとなによる暴力の根絶

ターゲット 16.2 は、子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅することを目的としている。子どもに対するこれらの形態の暴力は、いずれも高所得国において見られるもので、それらの国は、買春やその他の形態の搾取のために人身売買された子どもたちの最終目的地となることが多い国々でもある。より詳細な比較可能なデータがないため、図 16.3 には、15 歳までにおとなによる身体的暴力を受けた経験に関する、欧州基本権機関による調査結果を示している。この調査では、18 歳～

図 16.3 15 歳未満の女子の 5 人にひとりがおとなによる身体的暴力を経験している
女性 18 歳～ 29 歳のうち、15 歳までに身体的暴力を受けたことがあると答えた割合



注：ここでの身体的暴力の定義：髪の毛を引っ張る、叩く、蹴る、殴るおよび刺す。分析に含まれない国：オーストラリア、カナダ、チリ、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、トルコおよび米国。対象国が不足しているため、目標 16 の順位の算出には使用していない。
出典：FRA - European Union Agency for Fundamental Rights, gender-based violence against women survey dataset, 2012.

29 歳の女性に対して、15 歳になる前に、おとなから、髪の毛を引っ張る、叩く、蹴る、殴る、刺すなどの暴力を受けたことがあるかどうかを質問している。図 5.1 では、過去の性的暴力の経験に関する同様の質問が用いられた。

上述のような暴力を経験した割合は、オランダとスロベニアが最も低く、両国では女性の 8% が暴力を経験したことを覚えているのに対し、エストニア (45%) とフィンランド (40%) が最も高い割合だった。この調査は、少なくとも 20 年間という長期間にわたる

各国の経験を反映する性質の調査である。しかし興味深いことに、報告された身体的暴力を経験した割合が高いフィンランドは、欧州諸国で最初に体罰を禁止した (1983 年) 国のひとつであり、一方でその割合が最も低いスロベニアでは、つい最近になって (2016 年 10 月)、家庭内での体罰を禁止する法案が可決されたばかりである³²。

ここに女子しか含まれていないのは、身体的暴力や体罰の対象となるのが男子よりも女子の方が多からというわけではなく、データの入手可能性によ

るものである。むしろ、限られた国際的な調査では、男子の方が体罰を受ける可能性が僅かに高いことが示唆されている³³。そうした暴力の体験は、すべての子どもたちの権利の侵害であるだけでなく、極めて深刻な害をもたらして、その後の人生における家庭内暴力の発生の可能性を高める恐れもある³⁴。

コラム6 各国の平均値が、いかに脆弱な立場の子どもたちを隠してしまうのか:先住民の子どもの事例

差別がないことと誰もが受け入れられる社会という価値観は、持続可能な開発のためのアジェンダの中心にあり、「誰ひとり取り残さない」というその中心的な約束に反映されている。平均値は様々な形態の脆弱性を隠して、しばしば最も不利な状況に置かれた子どもたちや社会から取り残された子どもたちを見えなくしている。そこには、先住民の子どもたち、ロマ、公的書類のない移民、障がいのある子どもたち、或いは家庭での養育を受けられない子どもたちなどが含まれ得る。このコラムではそうしたグループのひとつに焦点を当て、地理的に多様な4カ国（オーストラリア、カナダ、メキシコ、ノルウェー）の先住民の子どもたちに関するいくつかの統計データを提示する。

目標 1：貧困の撲滅 先住民の子どもたちは、全国平均よりも高い貧困率に直面している。2010年には、カナダにおける先住民（ファースト・ネーション、イヌイト、メイトイ）の子どもたちの38%が、所得の貧困の中で暮らしていたのに対して、非先住民の子どもたちでは17%であった。アイデンティティ別に更に細分化すると、カナダでファースト・ネーションとして登録されている子どもたちの半数が、貧困状態にあったことが示されている。メキシコでは、2014年には先住民の家庭の子ども・若者の78.6%と、先住民の言語を話す子ども・若者の90.8%が貧困状態にあったのに対し、非先住民の子ども・若者の場合は50.7%であった。

目標 3：健康 先住民の子どもたちは、健康と福祉に関する多くの指標において成績が低い。2011年には、オーストラリアのアボリジニとトレス海峡諸島民の新生児の11%が低出生体重で生まれており、これは非先住民の新生児における割合の2倍を上回っていた。2014年に収集されたデータでは、ノルウェーのサーミの若者の出生率は、全国平均の2倍を上回っていたことが示された。カナダの先住民の子どもたちの間では、負傷、自殺、肥満、乳幼児死亡、結核などの健康症状について、その割合が相

対的に高い。

目標 4：質の高い教育 多くの国で前進が見られるにもかかわらず、先住民と非先住民の子どもたちの間における教育格差の是正は、依然として課題のまま残されている。2015年のオーストラリア政府のレポートによれば、アボリジニとトレス海峡諸島民の子どもたちは、読解と数学において依然として非先住民の同級生から取り残されており、低い就学率がそうした学力格差の背景にある重要な要因のひとつということであった。言語が低い就学率の一要因であり、就学前プログラムが先住民言語のサポートにおいて重要な役割を果たしている。例えば、2015年には、ノルウェーの幼稚園に入園したサーミの子ども1,000人のうち、およそ半数がサーミ語の幼稚園に入園していた。それにもかかわらず、幼稚園を卒園する子どもたちの言語に関する公式統計データには、サーミ語は含まれていない。

SDGsのアジェンダは、先住民の子どもたちと若者の生活だけでなく、社会から取り残されたすべての子どもたちの生活にも劇的な変化をもたらす絶好の機会である。データ収集の改善に向けた取り組みでは、そうしたグループに関するデータが特に必要である点に注意を払い、特有の文化的及び言語的背景を認識するとともに、その権利を確実に尊重するようにすべきである。そうしたデータやモニタリングが、誰もが受け入れられる社会と公平性をより重視した政策対応を支えることができる。

Source : Richardson, D., Bruckauf, Z., Toczydlowska, E. and Chzhen, Y. (2017). 'Comparing Child-Focused SDGs in High-Income Countries: Indicator development and overview', Innocenti Working Paper 2017-08, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

未来を築く

結論

2015年に世界のすべての国々が集まり、2030年までの達成を目指す、より公平で誰もが受け入れられる健全な世界へのロードマップを作成した。本レポートカードでは、この持続可能な開発に向けた道のりの始まりにおける高所得国の立ち位置に関して、子どもを中心にした評価を示している。高所得国の子どもたちに最も関連する目標とターゲットに焦点を当て、国際比較可能なデータの入手可能性に応じてグローバル指標を修正した上で、25の指標について、OECD又はEUに加盟する41カ国の成績を比較している。

本書の中には、数多くの肯定的な話が盛り込まれている。高所得国の大多数において、新生児死亡率、若者の自殺率、10代での出産率、飲酒率の低下が見られる。ほぼすべての就学前の子どもが、義務教育が始まる1年前に、組織化された学習に参加している。ほぼすべての国において、若者は高いレベルの環境への意識を示している。殺人による子どもの死亡率は、ほぼ世界的に低い水準となっている。

それにもかかわらず高所得国は、SDGsによって表明されたビジョンを自国の子どもたちに実現するには、まだほど遠い位置にいる。所得格差は拡大し、青少年の精神保健は悪化し、子どもの肥満は増加している。すべての指標において高い成績をあげている国や、あらゆる面で肯定的な傾向を示している国は1カ国もない。

いくつかの指標に関しては各国が一致して前進しているが、その他の分野では依然として各国間に大きな隔りがある。各国間の差異が最も大きいのは、子どもの貧困率と食料不安の割合であるが、若者の自殺率と日常的ないじめを経験する割合においても大幅な開きが存在する。国民所得水準では、こうした差異のすべてを説明することは到底できない。例えば、スロベニアは多くの指標において、はるかに豊かな国よりもずっと先を行っている。このことは、子どもたちの状況を持続的に前進させようとするのであれば、政府の政策と優先順位が重要であることを実証している。格差の縮小において順位表で上位にランキングされている国は、貧困の撲滅、健康、質の高い教育、質の高い就労においても、順位がよい傾向にある。

本報告書で示された結果に基づき、ユニセフは先進各国に対して、以下の点について対応をとることを提言する。

» 子どもたちを公平かつ持続可能な前進の中心に置く

今日におけるすべての子どもたちの幸福度/生活の質の改善は、公平性と持続可能性のいずれを達成するためにも不可欠である。本報告書で提示されている子ども中心の指標のそれぞれにおける前進が、その他の指標における前進を促進するはずである。今日の子どもの間での物質的豊かさ、健康、教育における格差を是正する政策が、成

人期における格差の縮小につながり、未来の子ども世代の幸福に貢献することになる。若い世代が先頭立って、社会の規範を変えていこう。それがジェンダーの平等、平和な社会、環境の持続可能性という目標を達成するための鍵となる。各国が、持続可能な開発のためのアジェンダの中で述べられている願望を達成するための最も確実な道は、子どもたちをその優先政策事項の中心に置くことである。

» ひとりの子どもも取り残さない

平均値は、極端な格差や、底辺に置かれたグループの重大な不利益をしばしば隠してしまう。一部の子どもたちは、余りに大きく取り残されているために、入手可能なデータからも抜け落ちている場合がある。数例を挙げると、公式な書類のない子ども、学校に通っていない子ども、施設に暮らす子ども等である。データ収集の取り組みは、可能な限りすべての子どもをカバーし、公式な統計データから常に取り残されている、あるいはそのようなデータから“見えない”子どもたちに対して敏感になるように努めるべきである。また入手可能なデータも、主要な特性によって細分化できるようにすべきである。将来の平等及び持続可能性の実現に向けた第一歩は、取り残されるリスクが最も高い子どもたちを特定することである。

» **子どもに対する暴力、乳幼児期の子どもの発達、移民、ジェンダー等に関する、比較可能なデータの収集を強化する**

本報告書は、高所得国に関する国際的に比較可能な統計データは、子どもに対する暴力、乳幼児期の子どもの発達、移民、ジェンダーという、4つの主要なSDGsの分野について不足していることを明らかにしている。最初の2つの分野では、先進国が途上国に後れを取っている。途上国では、国際的に比較可能な世帯調査を通じてこれらのデータが収集されることが多いのである。高所得国における最も切迫した子どもの権利の侵害の一部は、移民に関係するものであり、SDGsの枠組みはすべての国に対して、移民の身分にかかわらず、すべての子どもたちの権利を尊重するように要求している。しかし、この領域における成績を測る適切な指標は不足している。最後に、子ども期の多くの指標において、女子の方が男子よりもよい成績をあげる傾向があることを考えると、女性の労働市場における不利益や、公的地位に占める女性の割合の低さにつながるプロセスを説明するデータが不足している。

» **報告書の「順位」を、各国の状況に合わせ政策対応を改善することに活用する**

本報告書で取り上げた子どもの幸福度／生活の質のすべての指標でよい成績をあげた国は1カ国もなく、すべての国に、SDGsの枠組みの中で子どもに

関するターゲットの達成において課題があることが示された。本報告書の順位表は、どの国が、各目標の子どもに関連するターゲットの達成に最も近づいているかを示すもので、これを利用することで、他の国が、それぞれの状況に適した政策対応をとることができるかもしれない。ランキングは、適切な政策対応について各国で議論を行うためのきっかけとして理解すべきものである。

» **グローバルな持続可能な開発へのコミットメントを尊重する**

包括的なSDGsの枠組みにおいては、すべての国がグローバルな取り組みに関わっている。高所得国は、目標の達成に向けて、自国の成果に対してだけでなく、グローバルな環境の持続可能性や開発支援に関する自らのコミットメントに対しても責任を負っており、それは、間違いなく、世界の子どもの現在の及び将来の幸福を左右するのである。

1. Zスコアの計算は、観測値と中央値の差を、標準偏差で割ったもの。平均を出す前に、指標のZスコアは、高い値ほどよい結果を表すよう並べ替えられる。Zスコアの計算の前に、外れ値は除外される。これらの点は、関連の図の注にも記載されている。
2. 例えば、以下を参照。UNICEF (2004). *The State of the World's Children 2005: Childhood under threat*, UNICEF, New York, p. 17; Hackman, D.A. and Farah, M.J. (2009). 'Socioeconomic Status and the Developing Brain', *Trends in Cognitive Sciences*, vol. 13, no. 2, pp. 65-73.
3. Heckman, J.J., Pinto, R. and Savelyev, P. (2013). 'Understanding the Mechanisms through which an Influential Early Childhood Program Boosted Adult Outcomes', *American Economic Review*, vol. 103, no. 6, pp. 2052-2086.
4. 米国の目標 1 及び 10 の所得に関する計算は、他の指標および他国との統一性のために、調査時点で最新の人口動態調査経済社会年鑑 (CPS/ASES: ルクセンブルク所得研究から)、2014 年を使用。より新しい CPS/ASES、2015 年は、米国の子どもの相対的貧困を図 1.1 の数字より 2.7% 低い 26.7% と推計している。(Wimer and Smeeding (2017) 'USA Child Poverty: The Impact of the Great Recession' in Cantillon et al. (eds.) *Children of Austerity: Impact of the Great Recession on Child Poverty in Rich Countries*, Oxford: Oxford University Press)。センシティブリティ・テストの結果、この新しい貧困推計を使用しても、このレポートカードの図 1.1, 図 G1, あるいは総合順位表における米国の順位に変更がないことが明らかになっている。
5. UNICEF-CONEVAL (2015). *Pobreza y derechos sociales de niñas, niños y adolescentes en México, 2014*, UNICEF México. https://www.unicef.org/mexico/spanish/MX_Pobreza_derechos.pdf
6. Chzhen, Y., Bruckauf, Z. and Toczydlowska, E. (2017). 'Sustainable Development Goal 1.2: Multidimensional child poverty in the European Union', *Innocenti Working Paper 2017-07*, UNICEF Office of Research – Innocenti, Florence.
7. 欧州所得・生活状況調査 (EU-SILC) のデータに基づく。
8. Chzhen, Y., Bruckauf, Z. and Toczydlowska, E. (2017). 'Sustainable Development Goal 1.2: Multidimensional child poverty in the European Union', *Innocenti Working Paper 2017-07*, UNICEF Office of Research – Innocenti, Florence.
9. OECD (2011). *Health at a Glance 2011: OECD Indicators*, OECD Publishing. http://dx.doi.org/10.1787/health_glance-2011-en
10. National Institute of Public Health (Instituto Nacional de Salud Pública) (2016). Encuesta Nacional de Salud y Nutrición (ENSANUT), México.
11. Joseph, K.S., Liu, S., Rouleau, J., et al. (2012). 'Influence of Definition Based versus Pragmatic Birth Registration on International Comparisons of Perinatal and Infant Mortality: Population-based retrospective study', *BMJ*, 344, p. e746.
12. OECD Family Database 2016. https://www.oecd.org/els/family/CO_1_3_Low_birth_weight.pdf
13. Beautrais, A.L. (2003). 'Suicide and Serious Suicide Attempts in Youth: A multiple-group comparison study', *American Journal of Psychiatry*, vol. 160, no. 6, pp. 1093-1099; Bridge, Jeffrey A. et al. (2006). 'Adolescent Suicide and Suicidal Behavior', *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, vol. 47, no. 3/4, pp. 372-394.
14. Lee, F.S. et al. (2009). 'Adolescent Mental Health – Opportunity and Obligation: Emerging neuroscience offers hope for treatments', *Science*, vol. 346, no. 6209, pp. 547-549.
15. Pickett, W. et al. (2005). 'Cross National Study of Injury and Social Determinants in Adolescents', *Injury Prevention*, vol. 11, no. 4, pp. 213-218; De Looze, M.E. et al. (2012). 'Early Risk Behaviors and Adolescent Injury in 25 European and North American Countries: A cross-national consistent relationship', *Journal of Early Adolescence*, vol. 32, no. 1, pp. 101-122.
16. Britto, P. R., Yoshikawa, H., and Boller, K. (2011). 'Quality of Early Childhood Development Programs in Global Contexts: Rationale for investment, conceptual framework and implications for equity', *Social Policy Report*, vol. 25, no. 2.
17. Sylva, K., Melhuish, E., Sammons, P., et al. (2011). 'Pre-School Quality and Educational Outcomes at Age 11: Low quality has little benefit', *Journal of Early Childhood Research*, vol. 9, no. 2, p. 109; Bennett, J. (ed.) (2012). 'Early Childhood Education and Care (ECEC) for Children from Disadvantaged Backgrounds: Findings from a European literature review and two case studies', Study commissioned by the Directorate General for Education and Culture. Brussels, European Commission.
18. OECD Gender Data Portal. <https://www.oecd.org/gender/data/genderwagegap.htm>
19. OECD (2015). 'Women in Politics', in *Government at a Glance 2015*, OECD Publishing, Paris. <http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/4215081ec024.pdf?expires=1481047228&id=id&accname=guest&checksum=CA5E2150EEDEA8EC1DBCEE74CD02BBB6>
20. OECD (2016) 'Is the Gender Gap in Higher Education Widening?' <http://oecdeducationtoday.blogspot.co.uk/2016/01/is-gender-gap-in-higher-education.html>
21. National Institute for Geography

and Statistics (2014). *Encuesta Nacional de Ocupación y Empleo, Modulo de Trabajo Infantil 2013*, Mexico. <http://www.beta.inegi.org.mx/proyectos/enchogares/regulares/enoe/>

22. European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2012). 'Young People Not in Employment, Education or Training: Characteristics, costs and policy responses in Europe', Dublin; Bell, D. and Blanchflower, D. (2011). 'Young People and the Great Recession', *Oxford Review of Economic Policy*, vol. 27, no. 2, pp. 241–267.

23. OECD (2011). *Doing Better for Families*, OECD Publishing, Paris.

24. Schoon, I. et al (2012). 'Intergenerational Transmission of Worklessness: Evidence from the Millennium Cohort and the Longitudinal Study of Young People in England', *United Kingdom Department for Education Research Report DFE-RR234*. <http://natcen.ac.uk/media/134300/intergenerational-transmission.pdf>

25. UNICEF Office of Research (2016). 'Fairness for Children: A league table of inequality in child well-being in rich countries', *Innocenti Report Card 13*, UNICEF Office of Research – Innocenti, Florence.

26. *ibid.*

27. See: Bradbury, B., Corak, M., Waldfogel, J., et al. (2015). *Too Many Children Left Behind: The US achievement gap in comparative perspective*, Russell Sage Foundation, New York; Blanden, J. and Machin, S. (2010). 'Intergenerational Inequality in Early Years Assessments', in: Hansen, K., Joshi, H., and Dex, S. (eds), *Children of the 21st Century: The first five years*, Policy Press, Bristol; Brooks-Gunn, J. and Duncan, G.J. (1997). 'The Effects of Poverty on Children', *The Future of Children:*

Children and Poverty, vol. 7, no. 2, pp. 55–71; Waldfogel, J. (2013). 'Socio-Economic Inequality in Childhood and Beyond: An overview of challenges and findings from comparative analyses of cohort studies', *Longitudinal and Life Course Studies*, vol. 4, no. 3, pp. 268–275.

28. UNICEF (2016). *Clear the Air for Children: The impact of air pollution on children*, UNICEF, New York, p. 6.

29. *ibid.*

30. World Health Organization (2016). *Ambient Air Pollution: A global assessment of exposure and burden of disease*, WHO, Geneva. <http://who.int/phe/publications/air-pollution-global-assessment/en/>

31. UN Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children (2016). *Ending the Torment: Tackling bullying from the schoolyard to cyberspace*, New York. <http://srsg.violenceagainstchildren.org/sites/default/files/2016/End%20bullying/bullyingreport.pdf>

32. Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2016). 'Country Report for Slovenia'. <http://www.endcorporalpunishment.org/progress/country-reports/slovenia.html>

33. Lansford, J.E., Peña Alampay, L., Al-Hassan, S., et al. (2010). 'Corporal Punishment of Children in Nine Countries as a Function of Child Gender and Parent Gender', *International Journal of Pediatrics*, 672780. <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC2952896/>

34. FRA – European Union Agency for Fundamental Rights (2014). *Violence against Women: An EU-wide survey*, p. 132. http://fra.europa.eu/sites/default/files/fra-2014-vaw-survey-main-results-apr14_en.pdf

出典 - バックグラウンド・ペーパー

更なる研究手法の説明を含め、本レポートの基となった研究は下記のイノチェンティ研究所のワーキングペーパーに詳細があり、以下で入手可能である。

www.unicef-irc.org

Bruckauf, Z. (2017). Adolescents' Mental Health: Out of the shadows. Evidence on psychological well-being of 11-15-year-olds from 31 industrialized countries, *Innocenti Research Brief* 2017-12, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

Bruckauf, Z. and Chzhen, Y. (2017). Is University Education More Important for a Boy than for a Girl? Social approval of unequal educational opportunity across 21 countries, *Innocenti Research Brief* 2017-11, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

Bruckauf, Z. and Cook, S. (2017). Child-centred Approach to the Sustainable Development Goals (SDGs) in Highincome Countries: Conceptual issues and monitoring approaches, *Innocenti Working Paper* 2017-06, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

Bruckauf, Z. and Hayes, N. (2017). Quality of Childcare and Pre-primary Education. How do we measure it? *Innocenti Research Brief* 2017-13, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

Bruckauf, Z. and Rees, G. (2017). Children's Involvement in Housework: Is there a case of gender stereotyping? Evidence from International Survey of Childrens' Well-Being (ISCWeb), *Innocenti Research Brief* 2017-17, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

Chzhen, Y., Bruckauf, Z. and Toczydlowska, E. (2017). Sustainable Development Goal 1.2: Multidimensional child poverty in the European Union, *Innocenti Working Paper* 2017-07, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

D'Costa, B. and Toczydlowska, E. (2017). "Not Refugee Children, Not Migrant Children, But Children First" : Lack of a systematic and integrated approach, *Innocenti Research Brief* 2017-15, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

Richardson, D., Bruckauf, Z., Toczydlowska, E. and Chzhen, Y. (2017). Comparing Child-focused SDGs in High-income Countries: Indicator development and overview, *Innocenti Working Paper* 2017-08, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

Toczydlowska, E. and D'Costa, B. (2017). Migration and Inequality: Making policies inclusive for every child, *Innocenti Research Brief* 2017-14, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

Toczydlowska, E. and Bruckauf, Z. (2017). Growing Inequality and Unequal Opportunities in Rich Countries, *Innocenti Research Brief* 2017-16, UNICEF Office of Research - Innocenti, Florence.

国名コード

レポートカード 14 で取り扱った国の国名コード (ISO)

| | 略称 |
|-----------|---|
| AT | オーストリア (Austria) |
| AU | オーストラリア (Australia) |
| BE | ベルギー (Belgium) |
| BG | ブルガリア (Bulgaria) |
| CA | カナダ (Canada) |
| CH | スイス (Switzerland) |
| CL | チリ (Chile) |
| CY | キプロス (Cyprus) |
| CZ | チェコ (Czech Republic) |
| DE | ドイツ (Germany) |
| DK | デンマーク (Denmark) |
| EE | エストニア (Estonia) |
| ES | スペイン (Spain) |
| FI | フィンランド (Finland) |
| FR | フランス (France) |
| GR | ギリシャ (Greece) |
| HR | クロアチア (Croatia) |
| HU | ハンガリー (Hungary) |
| IE | アイルランド (Ireland) |
| IL | イスラエル (Israel) |
| IS | アイスランド (Iceland) |
| IT | イタリア (Italy) |
| JP | 日本 (Japan) |
| KR | 韓国 (Republic of Korea) |
| LT | リトアニア (Lithuania) |
| LU | ルクセンブルク (Luxembourg) |
| LV | ラトビア (Latvia) |
| MT | マルタ (Malta) |
| MX | メキシコ (Mexico) |
| NL | オランダ (Netherlands) |
| NO | ノルウェー (Norway) |
| NZ | ニュージーランド (New Zealand) |
| PL | ポーランド (Poland) |
| PT | ポルトガル (Portugal) |
| RO | ルーマニア (Romania) |
| SE | スウェーデン (Sweden) |
| SI | スロベニア (Slovenia) |
| SK | スロバキア (Slovakia) |
| TR | トルコ (Turkey) |
| UK | 英国 (United Kingdom) |
| US | 米国 (United States) |
| CASEN | La Encuesta de Caracterización Socioeconómica Nacional (Chile) |
| CIS | Canadian Income Survey |
| CRC | Convention on the Rights of the Child |
| ECEC | early childhood education and care |
| ESCS | economic, social and cultural status |
| EU | European Union |
| EU-SILC | European Union Statistics on Income and Living Conditions |
| FIES | Food Insecurity Experience Scale |
| GMO | genetically modified organism |
| HBSC | Health Behaviour in School-aged Children |
| HILDA | Household, Income and Labour Dynamics (Australia) |
| ISCWeB | International Survey of Children's Well-Being |
| MCS-ENIGH | El Módulo de Condiciones Socioeconómicas de la Encuesta Nacional de Ingresos y Gastos de los Hogares (Mexico) |
| MDG | Millennium Development Goal |
| MICS | Multiple Indicator Cluster Survey |
| MODA | Multiple Overlapping Deprivation Analysis |
| NEET | not in employment, education or training |
| OECD | Organisation for Economic Co-operation and Development |
| PISA | Programme for International Student Assessment |
| SDG | Sustainable Development Goal |
| UNDP | United Nations Development Programme |
| WHO | World Health Organization |

謝辞

『イノチェンティ レポートカード 14』プロジェクトはユニセフ・イノチェンティ研究所がコーディネートし、諮問委員会と査読者の協力を得た。本研究は2017年3月末に終了した。イノチェンティ レポートカード 14 は Chris Brazier よって執筆された。

本レポートとバックグラウンド・ペーパーはユニセフ・イノチェンティ研究所のウェブサイトからダウンロードが可能である (www.unicef-irc.org)。

研究およびデータ分析

Zlata Bruckauf (Social and Economic Policy Consultant, UNICEF Office of Research)

Yekaterina Chzhen (Social and Economic Policy Specialist, UNICEF Office of Research)

Jose Cuesta (Chief, Social and Economic Policy Unit, UNICEF Office of Research)

Dominic Richardson (Senior Education Specialist, UNICEF Office of Research)

Emilia Toczydlowska (Social and Economic Policy Consultant, UNICEF Office of Research)

諮問委員会

Romina Boarini (OECD Statistics Directorate)

Dorothy Currie (St Andrews University, HBSC network)

Dave Gordon (University of Bristol)

Bergsteinn Jónsson (Executive Director, UNICEF Iceland)

Eric Marlier (Luxembourg Institute of Socio-Economic Research)

Susan Nicolai (Development Progress

Project, Overseas Development Institute)

Kate Pickett (University of York)

Tom Slaymaker (Senior Statistics and Monitoring Specialist, Data and Analytics, UNICEF New York)

Jan Vandemoortele (Independent Advisor)

UNICEF アドバイザー

Prerna Banati (Chief, Programme and Planning, UNICEF Office of Research)

Sarah Cook (Director, UNICEF Office of Research)

Bina D'Costa (Migration Specialist, UNICEF Office of Research)

Sudhanshu Handa (Former Chief, Social and Economic Policy Unit, UNICEF Office of Research)

Goran Holmqvist (Associate Director, UNICEF Office of Research)

Dale Rutstein (Chief, Communication Unite, UNICEF Office of Research)

イノチェンティ研究所のアドミニストレーション面のサポートは Cinzia Iusco Bruschi と Laura Meucci が担当した。製作は Eve Leckey が監修した。

過去の報告書一覧

Innocenti Report Card 1

A league table of child poverty in rich nations

Innocenti Report Card 2

A league table of child deaths by injury in rich nations

Innocenti Report Card 3

A league table of teenage births in rich nations

Innocenti Report Card 4

A league table of educational disadvantage in rich nations

Innocenti Report Card 5

A league table of child maltreatment deaths in rich nations

Innocenti Report Card 6

Child poverty in rich countries 2005

Innocenti Report Card 7

Child poverty in perspective: An overview of child well-being in rich countries

Innocenti Report Card 8

The child care transition: A league table of early childhood education and care in economically advanced countries

Innocenti Report Card 9

The children left behind: A league table of inequality in child well-being in the world's rich countries

Innocenti Report Card 10

Measuring child poverty: New league tables of child poverty in the world's rich countries

Innocenti Report Card 11

Child well-being in rich countries: A comparative overview

**Child well-being in rich countries: Comparing Japan
(先進国における子どもの幸福度 - 日本との比較 特別編集版)**

Innocenti Report Card 12

Children of the recession: The impact of the economic crisis on child well-being in rich countries

(不況の中の子どもたち：先進諸国における経済危機が子どもの幸福度に及ぼす影響)

Innocenti Report Card 13

Fairness for children: A league table of inequality in child well-being in rich countries

(子どもたちのための公平性：先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表)

『イノチェンティ レポートカード14

未来を築く：

先進国の子どもたちと持続可能な開発目標（SDGs）』

